

平成 26 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

平成26年 9 月 2 日 開会
平成26年 9 月 17日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成26年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月2日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
同意第2号から認定第7号まで19件一括提案説明	4
散会	11

9月4日（木曜日）第2号

議事日程	13
会議に付した事件	13
会議に出欠席した議員	13
説明のため出席した者の職、氏名	13
職務のため出席した者の職、氏名	13
開議の宣告	14
町政に対する一般質問	14
○2番 中川博夫君	14
1 各区からの要望の解決状況について。	
(1) 年間どの程度の要望があり、何件解決しているか。	
(2) 他の予算を減額しても必要と思うが。	
2 農水産業の更なる発展について。	
(1) 休耕作地が多くなってきているが対策は。	
(2) 漁獲、海苔生産がない時の対処策はあるか。	
(3) 富具崎港の活用について漁業組合と話し合いをしているか。	
3 食と健康の館の運営方針について。	
(1) 運営についての町当局の考えは。また、今後の方針は。	
(2) 売店の売り上げ増のため、区との話し合いはしているか。	
(3) 塩づくりは今後も続けるのか。	
○5番 山本辰見君	23
1 臨時・非常勤職員の待遇改善について。	
(1) 時間外手当・休暇等、各種手当はどのようになっているか。	
(2) 健康保険や厚生年金の「空白期間」について、実態はどのようになっているか。	

(3) 14年7月の地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善に関しての、通知について、概要と当局の具体的な対応はどうなっているか。	
(4) 一般職員として任用するように強調しているが、どのように改善する予定か。	
2 南海トラフ巨大地震を想定しての災害対策について。	
(1) 同報無線・防災無線の運用について、大雨・強風・波浪警報等に対する対応はどのようになっているか。	
(2) 避難所運営マニュアルはどのように準備・整備されているか。	
(3) 避難訓練の充実について、各自主防災会にどのような指導援助を準備しているか。	
(4) 防災用機材・備蓄資材等の掌握・管理はどのようになっているか。	
(5) 地すべり危険箇所・盛り土地域・液状化の想定地域の掌握や、住民への周知徹底はどのようにになっているか。	
(6) 東西の護岸堤防の補強の整備計画は、どのようになっているか。	
○6番 鈴木美代子君	32
1 少子化対策を。	
(1) 給食費を半額にした場合、予算はどのくらい必要か。	
(2) 保育料を半減するなど、思いきった助成制度を実施しないか。	
(3) 保育所が地域の生きがい子育て支援センター（仮称）になるようにできないか。	
(4) 子育てに不安を抱えている若いお母さんを保健センターで把握しているか。どんな支援をしているか。	
(5) 保健師等の増員する計画はないか。	
2 国民健康保険税の引き下げを。	
3 県の2級河川大川の草刈り、浚渫について。	
散会	42
9月5日（金曜日）第3号	
議事日程	43
会議に付した事件	43
会議に出欠席した議員	43
説明のため出席した者の職、氏名	43
職務のため出席した者の職、氏名	43
開議の宣告	44
町政に対する一般質問	44
○1番 大崎卓夫君	44
1 美浜町集中改革プランについて。	
(1) どのような趣旨の計画か。また、どのような取り組みをしてきたか。	
(2) 平成21年に終了しているが、その後はどのようになっているか。	
2 指定管理者制度について。	
(1) 指定管理者制度とはどのような制度か。	

(2) どのような施設が制度の対象となるか。また、どの施設に導入しているか。	
3 日本福祉大学の「地（知）拠点整備事業」について。	
(1) 町は内容を把握しているか。	
(2) 今後どのようなかかわり方をするのか。	
○8番 森川元晴君	5 1
1 インフラ整備と社会保障について、今後人口減少、高齢化の進展が及ぼす影響を問う。	
(1) 社会インフラの老朽化、耐震化等災害に備えた早急に対応しなければいけない町の事業・整備は何と考えるか。	
(2) 町の「公債」は、次世代にどの程度の影響を及ぼすか。	
(3) 介護・医療制度等、社会保障システムは将来どのような仕組みがとられると予想されるか。	
(4) 人口減少に歯止め掛け、次世代への負担を軽減し「住みたい・住んでよかった」と思える政策・事業は何か。	
2 美浜町が対応困難と思われる「想定外の災害」とは何か。	
○10番 山本和久君	5 9
1 商工会のプレミアム商品券事業の助成について。	
(1) これまで実施した3年間の商品券の発行額はいくらか。	
(2) 過去3年間の商品券の販売実績をどのように考えているか。	
(3) 来年度以降もこの事業をより進化した形を含めて、継続すべきと考えるが、町の考えは。	
2 美浜町の精神障がい者の一般疾患に対する医療費の助成について。	
(1) 精神・知的・身体の3障害者の方は同じ医療助成内容になったが、受け取る方法に違いがあるのはなぜか。	
(2) 受け取り方法を、他の障害者と同様にすべきと考える、町の考えは。	
3 地震・津波以外の防災対策について。	
(1) 美浜町の地質は主にどのようなものか。	
(2) 土砂崩れ等が心配される危険箇所は何かあるか。また、その対策が進んでいるか。	
(3) 避難勧告・避難指示等を出すためのマニュアルはあるか。	
(4) 地震・津波時の避難場所と台風・豪雨等の避難場所は区別しているか。	
○11番 丸田博雅君	6 7
1 山下町政について。	
(1) 山下町長はどのような美浜のまちづくりを目指して今日までに至ったか。	
(2) 1期目及び2期目に取り組んだ事業・内容を総括し、どんな成果があったか。また、反省すべき内容はどんなことか。	
(3) 来年4月の統一地方選挙（3期目）へ向けての考えはあるか。現在の心境は。	
散 会	7 4

議事日程	7 5
会議に付した事件	7 5
会議に出欠席した議員	7 5
説明のため出席した者の職、氏名	7 6
職務のため出席した者の職、氏名	7 6
開議の宣告	7 6
同意第 2 号（質疑・討論・採決）	7 7
承認第 5 号（質疑・討論・採決）	7 8
議案第31号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第32号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第33号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第34号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第35号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第36号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第37号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第38号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第39号（質疑・委員会付託）	8 7
議案第40号（質疑・委員会付託）	8 7
認定第 1 号から認定第 7 号まで 7 件一括（質疑・委員会付託）	8 7
発議第 6 号から発議第 9 号まで 4 件一括（提案説明・質疑）	1 1 2
請願第 2 号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 1 5
散 会	1 1 6

9月17日（水曜日）第5号

議事日程	1 1 7
会議に付した事件	1 1 8
会議に出欠席した議員	1 1 8
説明のため出席した者の職、氏名	1 1 8
職務のため出席した者の職、氏名	1 1 8
開議の宣告	1 1 8
議案第31号から議案第33号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 9
議案第34号から議案第38号まで 5 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 2
議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 4
議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 6
認定第 1 号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 6
認定第 2 号から認定第 4 号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 4
認定第 5 号から認定第 7 号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 9
発議第 6 号（討論・採決）	1 4 1

発議第7号（討論・採決）	141
発議第8号（討論・採決）	141
発議第9号（討論・採決）	142
請願第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）	142
議案第41号（提案説明・質疑・討論・採決）	143
議員派遣の件について	145
議会閉会中の継続調査事件について	146
閉会	147

平成26年 9 月 2 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成26年9月2日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第2号 美浜町教育委員会委員の任命について

承認第5号 専決処分事項の報告承認について

議案第31号 美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例について

議案第33号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第35号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第36号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第37号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第38号 美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例について

議案第39号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

議案第40号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成25年度美浜町水道事業会計決算認定について

◎ 本日の会議に付した事件

[議事日程に同じにつき省略]

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 大崎卓夫君

2番 中川博夫君

3番 石田秀夫君

4番 千賀荘之助君

5番 山本辰見君

6番 鈴木美代子君

7番 野田増男君

8番 森川元晴君

9番 杉浦剛君

10番 山本和久君

11番 丸田博雅君

12番 島田昭夫君

13番 磯部輝次君

14番 家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回的美浜町議会定例会開催に当たり、皆様方の御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

昨日9月1日は、年1度の防災の日でありました。全国各地で、避難や初期消火、負傷者の救護など、訓練が行われたことと思います。東日本大震災の発生から間もなく3年半がたちます。特に、8月には各地で局地的な大雨があり、特に広島市では土砂災害が発生し、72人のとうとい命が奪われました。被害は各地で発生しておりますが、災害はいつどこにも起こり得る、必ず来るという自覚に各自責任を持って備え、また、再確認をすることと対策をお願いしたいものであります。

なお、美浜町議会はこの9月も、クールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

[町長 山下治夫君 登壇]

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第3回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

さて、暦も9月、実りのときであるとともに、本格的な台風シーズンの到来でもあり、自然災害の発生する可能性が増す季節となりました。

また、台風に限らず、さきの広島市における土砂災害を見ましても、いづどこで想定外の災害が起きても不思議ではない、そんな不安感を抱く方もおいでかと思えます。

我々行政は、常に臨機応変に住民の生命及び財産の確保に努める、そういった気構え、心構えでいなければならぬと、9月を迎えて、改めて心に強く思うところでございます。

議員の皆様方におかれましても、町行政に対しまして一層御支援、御協力くださいますよう改めてお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成26年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写しを、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、報告してください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

諸般の報告を1件申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これは、毎年実施されています愛知県町村会主催の行政調査への参加についてでございますが、10月1日水曜日から4日土曜日までの3泊4日の日程でタイ王国への海外視察に決定しました。

御案内のとおり、1980年代後半以降、日本企業はタイに進出し、タイの経済成長に貢献しております。タイに進出している企業は3,924社で、都道府県別では、東京都1,342社、大阪府527社、愛知県449社で第3位となっております。

愛知県とタイ・バンコクとの関係においては、平成24年7月に愛知県とバンコク都との相互協力に関する覚書を締結、これに基づいて愛知県・バンコク都高校生交流事業を行い、平成26年4月17日には、バンコク都の高校生訪問団が大村知事を表敬訪問しております。

また、愛知県は、タイ・バンコクに東南アジア地域を所轄する産業情報センターを平成26年4月2日に開設、東南アジア地域の経済成長による需要の高まりや県内企業の進出ニーズの高まりを受け、中小企業の海外展開の支援や愛知県への投資誘致、観光客の誘致などに取り組んでいるところでございます。

今年度の視察内容は、バンコクに進出しています愛知県内企業の工場視察、ジェトロ・バンコク事務所及び愛知県のバンコク産業情報センターでの現状調査並びに在タイ日本大使館への表敬訪問などが予定されています。

現地の状況を十分に視察し、その成果を今後における行政に反映させるべく、ぜひ実り多き視察としたいと考えております。4日間不在となりますが、議員の皆様におかれましては御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

諸般の報告は、以上でございます。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番 鈴木美代子君、9番 杉浦剛君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部輝次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間と決しました。

日程第3 同意第2号 美浜町教育委員会委員の任命についてから

認定第7号 平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで19件一括提案説明

○議長（磯部輝次君）

日程第3、同意第2号、美浜町教育委員会委員の任命についてから認定第7号、平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上19件を一括議題とします。

以上19件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

[町長 山下治夫君 登壇]

○町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、同意第2号、美浜町教育委員会委員の任命についてを初めとして19件でございます。全議案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第2号、美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、現教育委員の伊藤ふき子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として奥田学区在住の石田さへ子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、平成26年10月1日からの4年間でございます。

石田さへ子氏は、高校を卒業後、名古屋市内の企業及び美浜町内の有限会社美浜商會に勤務され、その間、本町体育指導委員として長年活躍されたほか、平成21年度からの1期4年間、本町教育委員に任命され、教育委員長も経験されております。地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、御同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

次に、承認第5号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、台風被害による災害の復旧及び普通財産取得のため、早急に予算を編成する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、8月15日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、台風11号の影響により大量に漂着した流木及びごみ類を撤去する費用として249万6,000円を、野間灯台前の公売物件購入費用として360万円を、それぞれ計上したものでございます。

その結果、平成26年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ609万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億645万円とするものでございます。

次に、議案第31号、美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴いまして、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、地方公務員は地方公務員法により職務に専念する義務が課せられていますが、消防団員である職員が消防団活動を行う場合、職務に専念する義務を免除し、地域防災力の充実強化を図るものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第32号、美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例についてでございますが、農業委員は、選挙で選ばれる委員のほかに、議会推薦4名、農協推薦1名、土地改良区推薦1名の計6名が選任されておりました。本年4月1日に、県下の農業共済組合の合併等により愛知県農業共済組合が設立されたことに伴い、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、同共済組合が推薦した理事または組合員1名を美浜町農業委員会の選任による委員に加える必要が生じました。

同法の規定によれば、議会が推薦する委員の数は4名ですが、美浜町農業委員会の選任による委員の総数を現行と同じ6名とするためには、議会推薦委員の定数を条例で定める必要がございます。この条例の制定により、議会推薦にて選任される委員の数を、4名から1名減の3名とさせていただくものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日から施行し、委員の任期に関する経過措置として、この条例の施行日前までに選任された委員については、この条例の規定にかかわらず、その任期中はなお在任するものとする内容でございます。

次に、議案第33号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、駐車場の供用開始から半年間余りが経過し、これまでの利用状況や利用者アンケート、地元住民要望等を踏まえて、使用料の見直しを実施するため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、普通駐車及び定期駐車に係る使用料の値下げでございます。

まず、普通駐車につきましては、10時間以上を1,000円としていたところを、5時間以上を500円といたしました。また、定期駐車を、1カ月につき5,000円としていたところを4,000円といたしました。

この見直しにより、町民の皆様にも利用しやすくなり、より多くの方に御活用いただけるものとともに、一層利便性の高い駐車場となるものと考えております。

なお、施行日は、平成26年10月1日とするものでございます。

次に、議案第34号、美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法と法律名が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、法律名が改正されたことに伴い、引用している部分を改めるとともに、父子家庭における父の定義について、法律の規定を引用するよう改正するものでございます。

なお、施行日は、改正母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行日に合わせて平成26年10月1日とするものでございます。

次に、議案第35号、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、児童福祉法が改正されることに伴い、事業の設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

制定に当たりましては、厚生労働省令の基準を適用する規定整備を行うこととしております。

なお、施行日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とするものでございます。

次に、議案第36号、美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、事業の運営に関する基準を条例で制定することとなったものでございます。

制定に当たりましては、内閣府令の基準を適用する規定整備を行うこととしております。

なお、施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日とするものでございます。

次に、議案第37号、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、これまで厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインで示されていた設備及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたことから、本条例を新たに制定するものでございます。

制定に当たりましては、厚生労働省令の基準を適用する規定整備を行うこととしております。

なお、施行日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日とするものでございます。

次に、議案第38号、美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてでございますが、現在、奥田保育所内において機能訓練室の整備を進めている母子通園施設わかば園において、児童福祉法第6条の2第2項に規定される児童発達支援を実施するに当たり、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を条例で制定するもので

ございます。

施行日につきましては、町長がわかば園に係る児童福祉法第21条の5の15第1項の規定による愛知県知事の指定障害児通所支援事業者の指定を受けた日とするものでございます。

次に、議案第39号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ3億524万6,000円を追加し、補正後の予算総額を74億1,169万6,000円とするものでございます。

第2条、地方債については、臨時財政対策債の額の確定による変更でございます。

歳出予算の内容でございますが、2款総務費、総務管理費におきまして、マイナンバー制実施に備えて、個人情報保護制度再構築支援等業務に係る委託費を計上いたしました。また、前年度繰越金を、地方財政法の規定に基づき、基金へ積み立てを行うとともに、名誉町民審査委員会委員報酬を計上いたしました。

同じく2款総務費、徴税費において、過年度の還付金に係る加算金が発生したことに伴い、町税過誤納還付金を計上いたしました。

また、同じく2款総務費、戸籍住民基本台帳費においては、パスポート発給事務を実施するために必要な準備作業に係る経費を計上いたしました。

4款衛生費、保健衛生費において、法の改正により定期予防接種が必要となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料及び水痘ワクチン接種委託料を計上いたしました。

6款農業水産業費、農業費において、多面的機能支払事業の制度変更に伴い、事業推進に必要な費用を計上いたしました。

7款商工費においては、食と健康の館の厨房設備の故障に伴い、修繕に要する経費を計上いたしました。

8款土木費、道路橋梁費において、河和地区と奥田地区の道路改良工事に要する工事請負費を計上し、また、都市計画費においては、空き家バンク制度活用補助金の申請件数が増加したため、対応に要する補助金を計上するとともに、社会資本整備総合交付金事業の完了に伴い、国県補助金返還金を計上いたしました。

10款教育費、中学校費において、河和中学校の空調設備故障に伴う取りかえ工事費を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

9款地方特例交付金において、交付額の確定による減を計上いたしました。

10款地方交付税においては、交付額の確定による増を計上いたしました。

15款県支出金、県補助金において、総務費県補助金として、パスポート発給事業に係る市町村振興事業費補助金を計上し、農林水産業費県補助金として、多面的機能支払事業に係る農地・水保全管理対策補助金を計上いたしました。

18款繰入金においては、25年度介護保険特別会計の精算に伴い繰入金の増及び財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

19款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

21款町債においては、臨時財政対策債を増額計上いたしました。

次に、議案第40号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ4,498万9,000円を追加し、補正後の予算総額を16億9,287万2,000円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、5款諸支出金において、過年度国庫県支出金等償還金及び一般会計繰出金を計上いたしました。

これは、平成25年度における介護給付費等の精算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計及

び町保険料のそれぞれの負担割合に応じて戻すものでございます。

歳入につきましては、歳出と同じく平成25年度における介護給付費等の精算により、介護保険給付費準備基金繰入金並びに前年度繰越金を計上いたしました。

次に、認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額76億8,949万1,000円、歳出総額72億9,191万7,000円となりました。

前年度と比較しますと、歳入については、2億345万5,000円、2.7%の増、歳出につきましても、1億1,708万8,000円、1.6%の増となりました。

収支につきましても、形式収支が3億9,757万4,000円、単年度収支が8,354万9,000円、実質単年度収支が2億3,861万1,000円、それぞれが黒字となりました。

歳入の主な増額は、国庫支出金が7億2,698万9,000円で、前年度比、2億5,760万6,000円、54.9%の増、町税が32億9,946万4,000円で、1億1,812万5,000円、3.7%の増となりました。

これに対し、主な減額は、地方交付税が12億1,997万5,000円で、1億4,432万2,000円、10.6%の減、繰入金が1億2,865万8,000円で、9,633万5,000円、42.8%の減、県支出金が3億6,889万円で、3,874万8,000円、9.5%の減、諸収入が2億5,955万9,000円で、2,389万3,000円、8.4%の減、分担金及び負担金が9,053万5,000円で、1,705万円、15.8%の減となりました。

町税が増額となりましたのは、町内企業の業績が好調であったことから、法人税収が大幅な増となったことによるものであります。

また、国庫支出金につきましては、地域の元気臨時交付金及び学校施設環境改善交付金の増によるものでございます。

一方、減収となりました地方交付税につきましては、平成24年度の法人税収の増により、基準財政収入額が上がったことによるものでございます。

繰入金につきましては、財政調整基金を取り崩すことなく決算することができ、また、前年度には河和中学校の柔剣道場兼金工木工教室整備のため教育施設整備基金を取り崩したこともありましたので、平成25年度に柿谷土地改良区画整理事業に都市計画事業基金を取り崩してもなお対前年比減となりました。

また、県支出金につきましては、道路新設改良工事を国補助事業として実施した比率が多かったため減、諸収入については、前年度には旧中電美浜営業所改築工事に伴う社会福祉施設整備工事協力金があったこと、また、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金の減によるものであります。

分担金及び負担金については、保育実施児の減少による減であります。

歳出の主な増減は、目的別では、土木費が5億4,572万1,000円で、9,587万5,000円、21.3%、教育費が9億8,305万5,000円で、5,917万6,000円、6.4%、総務費が11億5,980万9,000円で、2,380万3,000円、2.1%、消費費が4億4,463万6,000円で、1,906万9,000円、4.5%と、それぞれが増となったのに対しまして、公債費が6億5,528万6,000円で、5,211万4,000円、7.4%、農林水産業費が2億5,400万2,000円で、1,555万1,000円、5.8%、議会費が1億14万9,000円で、691万3,000円、6.5%、衛生費が7億8,912万5,000円で、480万6,000円、0.6%と、それぞれ減となりました。

土木費は道路新設改良事業及び河和港駐車場整備事業による増、教育費は小・中学校トイレ改修事業及び給食センター調理機器設置事業による増、総務費は基金積立金の増、消費費は、愛知県・美浜町津波・地震防災訓練の実施及び防災用通信手段の拡充、防災用倉庫などの災害対策のための備品購入による増が主な要因であり、公債費は償還金の減、農林水産業費は土地改良事業の減、議会費は議員共済会負担金及び会議室マイクシステム整

備費の減、衛生費は知多南部衛生組合と知多南部広域環境組合への負担金の減が主な要因であります。

性質別の主な増減については、積立金が、9,981万2,000円、46.3%、普通建設事業費が、5,361万2,000円、6.3%、繰出金が、4,554万8,000円、7.3%、物件費が、4,288万9,000円、4.6%と、それぞれが増となった一方、公債費が、5,211万4,000円、7.4%、人件費が、2,367万8,000円、1.5%、補助費等が、1,636万6,000円、1.4%、扶助費が、1,534万7,000円、1.6%と、それぞれが減となりました。

積立金の増は、好調な歳入により財政調整基金を例年以上に積み立てたほか、地域の元気臨時交付金について、一部平成26年度に執行できるよう基金を創設し、積み立てたことによるものであり、普通建設事業費は小・中学校トイレ改修事業によるもの、繰出金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金の増、物件費は町の電算システム更新に伴う借り上げ料の増及び小学校等における多動児童対策としてのスクールアシスタントの増員による増であります。

また、減額となった公債費については償還金の減、人件費は職員給与の削減によるもの、補助費等は、知多南部衛生組合、知多南部広域環境組合への分担金の減によるもの、扶助費については児童手当及び子ども医療費が減となったためでございます。

平成25年度決算におきましては、税収の回復及び国の景気対策による交付金、新規起債発行の抑制等により、公債費比率、経常収支比率等は昨年度よりもさらに好転いたしました。昨年83.0まで好転した経常収支比率については、76.5まで下がっております。

しかしながら、税収については、1社の法人税の伸びによるものであり、非常に不安定なものであること及び地価の下落はとまっておらず、人口減少にも歯どめがかからないこと、また、景気対策による交付金は臨時的なものであり、国の施策により大きく影響されることから、好決算であったことを決して楽観視することなく、今後も引き続き、歳入財源の確保に向けた努力と長期的な財政見通しに基づく事業の厳選を行い、安定的な財政運営を維持していけるよう努めていく必要があると考えております。

次に、認定第2号、平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額24億6,332万9,000円、歳出総額23億1,002万9,000円で、歳入歳出差し引き額1億5,330万円の黒字となりました。

決算の主な内容でございますが、歳入におきましては、国民健康保険税6億900万2,000円、国庫支出金4億8,208万1,000円、療養給付費等交付金1億6,663万3,000円、前期高齢者交付金5億8,846万7,000円、県支出金1億4,885万2,000円、共同事業交付金2億4,171万4,000円、繰入金1億4,023万7,000円となりました。

歳出におきましては、保険給付費15億9,465万1,000円、後期高齢者支援金等3億2,029万円、介護納付金1億3,985万8,000円、共同事業拠出金2億3,052万円を支出いたしました。

今後とも、医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく、努力してまいります。

次に、認定第3号、平成25年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、後期高齢者医療制度に加入されました75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害を有し、加入を希望した方に対しまして、必要な医療の給付が受けられるよう、各種手続の受理、保険料の徴収等を行ったものでございます。

歳入総額2億3,418万8,000円、歳出総額2億3,323万1,000円で、歳入歳出差し引き額95万7,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、被保険者から納付されました後期高齢者医療保険料1億8,436万4,000円、一般会計からの繰入金4,820万8,000円でございます。

歳出におきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 2,468 万 9,000 円が主なものでございます。

次に、認定第 4 号、平成 25 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、内容は、満 65 歳以上の 1 号被保険者及び満 40 歳以上 65 歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対して、介護の給付を行ったものでございます。

歳入総額 15 億 408 万 8,000 円、歳出総額 14 億 7,585 万 1,000 円で、歳入歳出差し引き額 2,823 万 7,000 円の黒字となりました。

この黒字額につきましては、国、県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分で、平成 26 年度に精算いたします。

歳入の主なものは、第 1 号被保険者から納付されました介護保険料 3 億 1,796 万 8,000 円、国庫支出金 3 億 2,571 万 3,000 円、社会保険診療報酬支払基金からの交付金 4 億 1,032 万 6,000 円、県支出金 2 億 2,574 万 3,000 円、一般会計からの繰入金 2 億 1,772 万 1,000 円でございます。

歳出につきましては、保険給付費 14 億 1,099 万 2,000 円、地域支援事業費 2,594 万 7,000 円が主なものでございます。

次に、認定第 5 号、平成 25 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出それぞれ 152 万 9,000 円となりました。

その内容でございますが、歳入におきましては、基金運用収入 3 万 7,000 円、用地購入のため基金からの借入金 149 万 1,000 円、普通預金の利息 1,000 円でございます。

歳出におきましては、公有財産購入費 2 件で 149 万 1,000 円、土地開発基金繰出金 3 万 8,000 円を支出いたしました。

次に、認定第 6 号、平成 25 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額とも 2,900 万 9,000 円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、加入戸数 94 戸分の集落排水施設使用料 306 万 5,000 円、一般会計繰入金 1,980 万 9,000 円、諸収入 321 万 6,000 円、集落排水事業費補助金 191 万 9,000 円、集落排水事業債 100 万円でございます。

歳出につきましては、一般管理費 620 万円、施設維持管理費 1,097 万 7,000 円、公債費に 1,183 万 2,000 円を支出いたしました。

次に、認定第 7 号、平成 25 年度美浜町水道事業会計決算認定についてでございますが、業務量におきましては、給水人口 2 万 2,962 人、給水戸数 8,519 戸、年間の総受水量 315 万 786 トンで、前年度対比 7 万 413 トンの増となりました。

年間の総有収水量は 291 万 9,572 トンで、前年度より 9,753 トンの増、有収率は 92.7% でありました。また、1 日の最大受水量につきましては、1 万 206 トンでありました。

次に、収益的収支の収入におきましては決算額 4 億 9,152 万 3,000 円、支出におきましては 4 億 7,017 万 7,000 円となり、消費税精算後の当年度純利益は 1,736 万 7,000 円となりました。

また、資本的収支の収入におきましては 6,961 万 4,000 円、支出におきましては 1 億 2,293 万 4,000 円となり、収支の不足額 5,332 万円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

なお、主な事業といたしましては、町内 2 カ所の配水管布設工事、水管橋架設工事でございます。

以上、提出案件19件について慎重に御審議いただき、全議案お認めくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす9月3日は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、あす9月3日は休会することに決しました。

来る9月4日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

[午前9時49分 散会]

平成26年 9 月 4 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成26年9月4日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前 9 時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

9月に入りまして、日に日に当地でも秋の風が吹いている感じがいたします。昨日は永田町あたりにも改造風が吹き抜けたようでありまして。こちらの風はマスコミも取り上げまして、日本全国、または世界各地に報道されたようでありまして。

本日は一般質問ということで、傍聴者の皆さん、たくさんの方がお出かけ願っております。ありがとうございます。

なお、美浜町議会はこの9月も、クールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いしたいものであります。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、中川君は質問する準備をしてください。

2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問してください。

[2番 中川博夫君 登席]

○2番（中川博夫君）

おはようございます。

9月の、今月の2日、3日は平成25年度の決算の議案説明会等がありまして、2日間、皆さん、お疲れさまでございました。

朝夕めっきり涼しくなった昨今ですけど、皆さん、体調のほうはいかがでしょうか。行政も同じだと思いますが、ちょうど今2期目に入っております山下町政のほうも、本当によいブレーンと、そして、各課のリーダーがもっと必要でないかと感じている次第でございます。

そこで、議長の許可を得ましたので、一般質問項目の3項目を、順を追って御質問いたします。

1番目、各区からの要望解決決定について。

1番、年間どのような要望があり、何件解決しているのか。

2番、ほかの予算を減額しても必要と思うが、どうでしょうか。

2番、農水産業のさらなる発展について。

(1) 休耕地が多くなっているが対策はどうなっているのか。

2番、漁業、ノリ生産者がいないときの対処策はあるのかどうか。

3番、富具崎港の活用について、漁業組合と話し合いはしているのかどうか。

第3番、食と健康の館の運営方針について。

運営についての当局の考えは。また、今後の方針は。

2番、売店の売り上げ増のため、区との話し合いはできているのか。

3番、塩づくりは館の中でしているが、今後も続けるのかどうか。

以上、3項目を一般質問します。執行部の明確なる回答を具体的にお願い申し上げます。

以上です。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆様、早朝から大変ありがとうございます。どうか、この一般質問を傍聴され、お気づきなられた点がありましたら、教えていただければ幸いに存じます。我々執行部も精いっぱい答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中川博夫議員の御質問にお答えをいたします。

私からは各区からの要望の解決状況についての御質問にお答えをし、その他につきましては担当部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、御質問の1点目、年間どの程度の要望があり、何件解決しているかについてでございますが、平成26年度、各区からは、土木関係や交通防災関係を初めとして、総数で471件の要望がございました。

既に実施済みのものや今年度中に実施をしている件数は、国、県の所管の施策要望を含めまして、今現在で196件、41.6%の達成率でございます。

なお、要望事項が施行できない理由といたしまして、用地が確保できない、設置場所がない、緊急性がない等、対外的、対物的な影響が主なものとなっております。

次に、御質問の2点目、他の予算を減額しても必要と思うがについてでございますが、平成27年度の各区からの要望事項につきましては、4月の区長会で取りまとめの依頼を行い、6月末までに御報告くださるようお願いをいたしております。

その後、各課の担当が、いただいた御要望を、事前に現場を確認した上で、7月末に私を初めとして各課の職員が各地区に出向きまして要望内容を伺い、必要に応じて当初予算へ反映させるなど、要望事項の解決につきまして鋭意努力をいたしております。

また、緊急その他やむを得ない事業が生じた場合は補正予算等での対応もいたしておりますので、中川議員も

御理解、御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、農水産業のさらなる発展についての御質問の1点目、休耕作地が多くなってきているが対策はについてでございますが、本町の農業の土地利用や農地の保全などを定めた美浜町農業振興地域整備計画の中に、農業を振興していく区域と農用地区域があり、その面積は1,164ヘクタールでございます。

その中で、特に圃場整備を実施した農地については、耕作放棄地にならないように、地区の工区長を初め組合員が一丸となり、優良農地の保全に御尽力いただいております。

また、農業委員さん及び職員により農地パトロールを月1回以上実施しており、田畑の利用状況の把握に努めております。

平成23年度には、農業委員さんにより、町内の全農地を調査いたしました。その結果、長年放置されたことにより、農地への再生が困難な土地が多く見受けられる一方で、再生可能な農地が88ヘクタールあることが判明いたしました。

このような状況を踏まえ、まず、第一に、圃場整備地区内の耕作放棄地解消に取り組んでおります。

今年度は、圃場整備事業を実施した地区内の農地について再度調査をして、地図に落とす作業を実施いたしました。

その結果、356筆で30.4ヘクタールの耕作放棄地があることが判明し、現在、地元所有者につきましては農業委員さんに、耕作の意思があるか、貸してもよいという意思があるかの確認をさせていただいております。

また、確認のとれなかった町外の農地所有者などについては、確認通知を発送し、意思を確かめた後、農業委員さん、あいち知多農協など関係機関と協力して、借り手を探していく予定でございます。

しかし、現実問題として、圃場整備地内の水田の借り手が多い一方で、進入道路が狭い、かんがい水がないなどのためか、畑地の借り手が少ない状況となっており、大変苦慮しております。

今後は、さきに触れたとおり、農地所有者の意思確認、畑地の活用などをあいち知多農協や農業委員さんとの連携により推進するとともに、農地パトロールを継続的に実施し、農地の保全と耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、御質問の2点目、漁獲、ノリ生産のない時期の対処策はあるかについてでございますが、本町の漁業経営者の状況は採貝業及びノリ養殖業が主流であり、休漁期には稲作等の農業経営も行っております。

近年、各地において農業振興策としてさまざまな取り組みが行われており、隣町では地元のまちづくり協議会と漁協がタイアップして、とれとれ市などにより地域の活性化を図る取り組みがなされております。

本町につきましても、さまざまな場面において漁協と話し合いは進めております。例えば、魅力ある今後の漁業振興策として、朝市や夕市の実施、漁協さんの駐車場を活用した、魚介類、ノリなどをPRする漁協祭り、漁協レストラン、海鮮バーベキュー場などを想定しておりますが、これには、社会的ニーズなど、十分調査研究していく必要があるものと考えております。現在実施しておりますノリススキ体験や地びき網体験等も、漁業の魅力アップにつながる事業として、漁協の協力を得ながら進めております。

また、日本福祉大学や南知多ビーチランドとも連携を図り、ブルーツーリズム等の漁業振興に結びつく取り組みなども活性化の対処策の1つと考えております。

このような事業を継続的に実施することにより、生産物の販売促進を図っていきたいと考えております。

今後も関係団体と連携を深め、漁業振興に結びつく事業の実施や話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、御質問の3点目、富具崎漁港の活用について漁業組合と話し合いをしているかについてでございますが、富具崎港は地方港に位置づけられ、国土交通省所管の港であり、愛知県が管理をしております。この港の主な施設としては、船揚げ場、物揚げ場、野積み場、泊地、緑地と、使用目的が定められております。現在、富具崎港につきましては、野間漁業協同組合が一部借用し、作業用地として利用しています。

富具崎港の活用について漁業組合と話し合いをしているかとの御質問でございますが、2点目の御質問で答弁をいたしました朝市や夕市などのほか、現在、食と健康の館で製造しております美浜の塩につきまして、港内に設置のポンプ施設を活用させていただくとともに、漁業振興策や食と健康の館事業など、地域の活性化につながる話し合いをしております。

富具崎港については、さきにお話をした国土交通省の所管であり、関係部局との調整が重要であると考えますが、今後も漁協との話し合いを重ね、必要に応じて支援や部局間の調整を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、食と健康の館の運営方針についての御質問の1点目、運営について町当局の考えは、また、今後の方針はについてでございますが、平成24年4月から食と健康と館の管理運営は、指定管理者である小野浦区へ委託しております。

委託後は、館長、副館長を初めとする館のスタッフに加え、小野浦区の皆さんが積極的に協力し、おらが館を大いに盛り上げるとともに、去年は美浜の塩ソフトクリームの移動販売車購入に際して、小野浦区みずからも金融機関から借入れを行い、町内の各種イベントはもちろんのこと、県庁や愛知駅伝など、町外でのPR及び販売も積極的に進めていただいております。

当初は清水の舞台から飛びおりるような覚悟で指定管理を受けられたと思いますが、現在では小野浦区の皆さんが一丸となって応援してくださっていることに、町としても心から感謝申し上げる次第でございます。

以上のことから、今後においても小野浦区に管理運営を担っていただければと考えております。

次に、御質問の2点目、売店の売り上げ増のため、区との話し合いはしているかについてでございますが、小野浦区長さん、館長さんとは随時話し合いの機会を持っております。これまでも、マンシングウェアレディース東海クラシックでは3日間で57万円を売り上げ、PRについても、県庁で2回、塩ソフトの無料配布を行い、大村知事にも御賞味いただくなど、売り上げ増の努力を町との話し合いの中で絶えず続けられています。

その一方で、現在では売り場面積など規模が小さく、今以上の事業拡大は難しいという現実もございます。やはり、道の駅、またはこれに類する施設の整備を目指していくことが大事だと考えておりますので、現在の運営方法の中で見直すべき点は見直しながら、将来に向けた全体計画を策定するよう、小野浦区との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、塩づくりは今後も続けるのかについてでございますが、2点目の御質問で答弁いたしましたように道の駅などを目指していく中で、製塩工房につきましても適切な配置と形態を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、1番目の各区からの要望の解決状況についてですけど、要望書は、私も区長時代、提出、何度もしておりますけど、そういった状況がある中で、各区18区があるわけなんですね、その中で、いろいろ執行部の方々、現地へ出向いてやっておられることという御返答なんですけど、一応、住民を代表して意見をまとめて、各区の議会のほうで、一応、これを出そう、お願いしようということで毎年要望書を出していることと思います。

そういった状況の中で、予算関係もあるかと思いますが、どうしてもその順番のことが、東部、西部ともお願いすることが違っているかと思うんですね。そういった状況の中で、この今の処理状況の中では、41.5%ですか、これで、あと、年度末、半年余りあるんですけど、3月末までにこれがどの程度片づくのか、その辺の状況をちょっと御連絡いただきたいと思います。

○企画部長（靱山博資君）

年度内にどの程度片づくのかというお話ですけれども、現在、予算のほうとも照らし合わせながらこういった数字が出ております。そういった中で、今としては、数字的にはちょっと申し上げるのが難しいのかなというふうに思っております。

それから、もう一点、当然、区からの予算要望ということで、ほかの予算を減額してもというお話でございますけれども、当然、役場には区以外にもいろんなところから要望がございますので、そういった中でバランスのとれた予算配分というのを考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○2番（中川博夫君）

それでは、今まで、今年度、東部で何件、それから、西部地域で何件処理されているのか、その件数をちょっとお願いいたします。

○企画政策課長（大井徳男君）

今、東部、西部の区別ということでございますが、ちょっと東部、西部についての集計については出ておりません。それぞれ個々で集計がしてございますので、個々での数字ということでよろしゅうございましょうか。

それでは、布土地区で84件、時志地区で11件、北方地区で24件、浦戸地区で8件、河和地区で25件、古布地区で11件、矢梨地区で31件、切山地区で7件、小野浦地区で10件、細目地区で12件、一色地区で6件、柿並地区で35件、若松地区で21件、奥田南地区で82件、奥田中地区で17件、奥田北地区で49件、上野間地区で27件、緑苑地区で11件の合計471件でございます。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

中川君、再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

今の471件は要望の件数ですね。

○議長（磯部輝次君）

中川君、スイッチを入れてください。

○企画政策課長（大井徳男君）

今の471件につきましては、各区から毎年取りまとめております要望の件数でございます。

○2番（中川博夫君）

今お聞きしたのは、東部で何件、それから、西部で何件、その471件のうちで処理ができていのかどうかをお尋ねしたわけです。

○企画政策課長（大井徳男君）

どうも大変失礼いたしました。

東部、西部につきましては、やはりここも地区でしか集計ができてございませんので、各地区で御説明させていただきます。

布土地区につきましては40件、時志地区につきましては10件、北方地区につきましては8件、浦戸地区につきましては3件、河和地区につきましては6件、古布地区につきましては5件、矢梨地区につきましては11件、切山地区につきましては2件、小野浦地区につきましては4件、細目地区につきましては今のところまでできてございません。一色地区につきましては4件、柿並地区につきましては11件、若松地区につきましては7件、奥田南地区につきましては38件、奥田中地区につきましては9件、奥田北地区につきましては19件、上野間地区につきましては15件、緑苑地区につきましては6件、合計の196件でございます。

以上でございます。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

それでは、2番目の農水産業のさらなる発展についてということで、休耕地が多くなっているがその対策はということで、一応、先ほどちょっと回答を環境部長のほうからいただきましたんですけど、これで、あと、放棄地のほうが一応、畑と田んぼと分かれると思うんですね。そういった中で、圃場整備ができているものの中もまだ休耕しているところがあるという御返答でしたんですけど、これを、地主さん、それとも、そのまま圃場整備だけお金をかけてやっているのではなく、もうちょっと地主の方々に積極的にアピールをして、一応、地主の方がやらなくても、耕作をしたいという方もいると思うんですね、そういった方々にやっぱり、お手をかけるんですけど、地主の方々に一応出向いて、これを貸しているのか、そのままで放置していくのか、そういったことをもうちょっとやる必要があるのではないかなと思うんですけど、その点はどのようにお考えかどうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

先ほど申し上げましたように、23年、24年と調査、24年でしたかね、調査をしまして、図面に落とす作業までできましたので、農業委員さんに意思の確認等を今していただいております。そういった中で、今後は耕作したい人を見つけて積極的に推進していくことを考えております。当然、JAさんと連携しながらやっていきたいと思っています。また、耕作人口も、やっぱり販売を目的とする農家をふやしていくことも解消の1つだと考えておりますので、いろいろな多角的な面から耕作放棄地の対策を考えていきたいと思っています。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

だから、休耕地を放置していくのも景観上もよくないことだし、あと、行政のほうで一応予算化をして、一応、休耕地、本人、地主の方々、それから、あと、希望でやりたい一般の方もいるかと思うんですね、借用して、そういった方々にある程度補助金を出して、何か美浜の地産池消にできる作物をつくってみてはどうかと思いますんですけど、その辺は積極的に進めないと1年、2年がすぐ済んでしまいますものですから、行政もいろいろやる人が多いかと思うんですけど、これは当面課題にする問題が山積みされているかと思うんですけど、その辺をまた急ピッチでお願い申し上げたいと思うんです。その辺をよろしくお願い申し上げておきます。

それから、2番目のノリ生産、漁獲がないときの対処はあるかということなんですけど、一応、ノリが、期間が限られております。それと、漁獲のほうもですね。そういったことが3番目の関連する質問事項と絡みますけど、その辺を、ノリの業者さん、それから、船をお持ちの漁獲の漁師さん、そういった方々が一応、期間外、漁獲がないとき、それから、ノリがもう生産が終わった直後だとか、先ほどは、兼業で田畑をやっておるとい

と、そういった方々が見えるということなんですけど、これで一本、ここも事業として成り立つように、やっぱり行政のほうからもやってきていただく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

それぞれ個々の漁師さんとかノリ屋さん、基本的にはまず自己の努力によりまして休業期の仕事を見つけていただくことが大前提ではあると考えてはおりますが、そんなことを言っておってもいけません。農業を含めまして、漁業は本町の基幹産業でありますので、漁協さんとその辺のところを、休漁期の対策、それから港の活用、総合的に、これまで同様、協議を重ねまして、町ができる支援はあるかだとか、いろいろな方策を考えていきたいと思えます。

町の総合計画にも、例えば、流通に乗らない魚介類の販路拡大だとか、そういったテーマも掲げられておりますので、なかなか難しい問題ですが、話し合いのもとに一步一步進めてまいりたいと思えます。

また、そういった施設だとかいろんなもの、地元の町民が集い憩うことがやっぱり大事だと思いますので、そしてまた観光客も来ていただく、そんなようなことにつながっていく事業ができればと考えておりますので、よろしく願います。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

それでは、農業のほうなんですけど、休耕地に素人の方も借用した方々ができるように、トウガンだとかそういった、キウイフルーツはちょっと時間が、年数がかかると思えますんですけど、サツマイモ等、それを何か、サツマイモのほうでしたら美浜の芋焼酎だとか、そういったものに醸造会社と一応提携をしながらやっていく必要があるんじゃないかと。芋は秋の収穫なんですけど、それもいろいろ各地でやっておりますんですけど、美浜はこういうものができるんだ、できた、そういうものの、やっぱりイメージアップが必要かと思うんですよ。そのために、関係機関とお話し合いをすることがやっぱり大切だと思うんですね。それを、絵を描いていただいて、皆さん方のほうで、それぞれ美浜町民からも、ああ、いいことをやっているではないかという、そういった御意見が出るように、よろしく願いたいと思えますけど。

○議長（磯部輝次君）

答弁は要りますか。

○2番（中川博夫君）

少しで結構です。

○経済環境部長（齋藤 博君）

今、中川さんの御質問、6次産業までつながるようなことは考えていかなければならないというようなことがあると思えます。

町内では、実は切山地区内のほうなんですけど、半田の会社が、畑地、誰もつくらないところを借りていただきまして、今、町内のほうで3ヘクタール、3町歩ぐらい梅を植えております。そういったことで、いろんな耕作地の解消だとか、多分、その収穫した梅がまたいろいろ、地元産ということでいろんなイメージアップにつながっていくかということは、ちょっと期待はしております。

そんなことで、国のほうも今いろんな改革が進められております。企業が農地を持てるようにちょっとしやすくするだとか、そんな動きもありまして、バランスのいい美浜町の農地利用のあり方を考えながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、3番目の富具崎港の活用について漁業組合と話し合いをしているのかということなんですけど、これは、国、それと県が管理しているということなんですけど、それで組合が一部をお借りしていると。だから、今、釣りに来ている方々もおりますね、車で。そういった方々は無料であそこを使用しているということなんです、駐車場は無料だということ。ですから、この場合、環境部長からも先ほど答弁がありましたんですけど、一応、あそこにノリの、野間漁協もノリを扱っているものですから、今、組合しか売っていないんですけど、あその場所で、ノリだとか、それから魚。そんなに大きいものじゃなくて結構なんです、場所は。それを、美浜町民しか行けないのか、それとも、隣の南知多町民でもあそこにお借りして、そこで商いをすることができるのかどうかをちょっとお聞きしたいです。どうぞ。

○経済環境部長（齋藤 博君）

港湾区域での商いについてですが、これは、関係機関、国土交通省だとか所管する県のほうと話し合いを進めていければ可能ではないかなと思っております。先ほど申しましたように、地元の人にも愛され、それから、観光客にも愛されるようなことが一番いいかと思っておりますので、そういうことで総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

今後、安倍政権のほうも地方の創生ということで、また、新年度からはいろんな事案が出てくると思いますが、国のお金、そして、県のほうへ流れてきたお金をこちらのほうで少しでも補助金として使えるように、そういったことをいち早くまた勉強していただきまして、美浜町の農水産のさらなる発展を期待したいと思います。よろしく願い申し上げます。

では、最後に、食と健康の館の運営について、当局の考えは、また、今後の方針はということで回答をいただきましたんですけど、一応、指定管理委託料として区はお金を活用させていただいておりますんですけど、平成24年度から27年3月31日までが一応期限だと思います。その後、その27年4月以降のそういったものの委託料は今後どうなるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

今、指定管理の委託料は年間500万でやっております。これは高いか安いかわかるといいますと、昨年、借入れ等もありまして、ちょっと一時的には赤字というようなことには、借金をした分だけマイナスのような状況にはなっておりますが、いずれにしましてもこの2年、3年の間の状況を見ながら、見直すところは見直していかなければならないなと思っております。

また、ああいった形でのスタイルがいいのか、そうした指定管理の受ける組織、三セクがいいだとか、一方ではそういったことも考えながら進めていきたいというふうに思っております。

○2番（中川博夫君）

売り上げ増のために今後、やっぱりちょっと見ておきますと、場所、品物の位置だとか、そういったものを変える必要があるんじゃないかと思っているわけなんですけど、ちょうど玄関の入り口に、やっぱり地産池消の野菜を正面に置かないとだめだと思うんですね。土産物からすぐすつと入っちゃうんですけど、地産池消の野菜物が右手の奥のほうにあるんですけれども、あれじゃもう、ちょっとだめじゃないかと思っておりますんですけど、そうい

った御意見はお客さんの中からは来ていないでしょうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

特に私どものほうにはそういった意見がないと思いますが、運営する館長さん初め、いろいろ手狭で、さらに売り上げを伸ばすにはやはり、配列だとかいろいろ、また、規模的なものだとか、考えていく必要があるということは常に頭の中にあるかと思っておりますので、お願いします。

○2番（中川博夫君）

それでは、やっぱり事業として成り立つように、行政のほうもやっぱり支援をしたりお話し合いをする必要があるかと思うんですね。だから、売り場等も一応、地産池消をメインにして、そういったものを正面に出すと。それと、お客様が来たら、観光バスよりも地元の人が活用できる場所にやっぱり持っていかないとだめだと思うんですね。観光バスで観光で来た1回、2回の方々より、地元の方は来ようと思えばうのみと一緒に来られるわけなんですね。だから、そういったことの計画、また、実行が必要かと思っておりますんですけど、よろしくお願ひ申し上げます。

それと、館の中で今現在塩をつくっておりますんですけど、あそこではちょっと場所的にも、プロパンを使いながらやっておるわけなんですね。だから、その辺は外へ出して、小屋をつくって外で、よそがやっているようにたき上げると、そういった話し合いはどうなっておりますでしょうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、道の駅だとかそれに類する感じの施設も検討しながらやっついこうという中で、外へ出す話だとか、そういうことは打ち合わせの中で出ております。すぐにこうしよう、ああしようまでは、今、具体的には決まっておりますが、検討を重ね、一步一步やっついこうしておりますので、よろしくお願ひします。

○2番（中川博夫君）

検討しているとのことですが、早急にやっぱり計画をやり直してやっついこういただく必要があるかと思ひます。あそこの換気扇、それから冷房施設、そういったものも皆、費用の中に今回も入ってきておると思うんですね。それだけのものを外へ出して、プロパンから機器に変えてたきつけると、そういった方法がとれば一番便利かと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから、あと、館の中の厨房がありますけど、その前に一応バーベキュー広場というものがつくられておりますけど、二、三回か数回程度使っているということなんですけど、あれじゃだめなんです。もったいないですよ、あそこの場所。その辺はもっと活用すべきではないか、あれだけの金額をかけているんですから。その点は町としてはどう思っておられますか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

あそこのスペース、屋外日よけのスペースですが、あれは、バーベキューも可能だということでああいった場所をつくらせていただきました。やはり、館、手狭でございますので、ある程度お客さんがあふれたときには、ちょっと日よけだとか、少人数があそこの中で、バーベキューに限らず涼んでいただくとか休んでいただくスペースとして設けたものでございます。

また、活用につきましては、より一層PRしながら、その点は一生懸命やっついこうしなければならないというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（磯部輝次君）

中川君に申し上げます。残り時間4分でございますので。

○2番（中川博夫君）

長々と時間をかけましたんですけど、町当局のさらなる皆さんとの検討を密にさせていただいて、やるべきところはどうしても改善が必要なんです。今言っておくことも間違いがあるかもしれませんが、やっぱりやっていただく必要があるかと思うんです。

それと、最後になりましたんですが、アイスクリーム車2台が倉庫として入っておるわけなんですけど、あそこ、皆さんに言われるんです、一等地のところに倉庫を立てて景観が悪いと。もうちょっと場所がえしてできなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

車庫は今回、国の地域経済循環創造資金を活用して、ソフトクリームを売る車だとか、ともに整備させていただいてきました。小野浦区さんが事業主体でありまして、区有地の中で建てられる可能な範囲、それから、自然公園法だとか建築基準、いろんな中をクリアしていかなければやっぱり建てられないということもありまして、いわゆる一番適切な場所で建築可能な場所はあの位置しかなかったということであの位置に建ったということを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

○2番（中川博夫君）

できちゃったものはやむを得ないと思うんですけど、もうちょっと早く、期間があったと思うんですけど、時間と。そういったものが、裏側とかいろいろあるかと思うんですけど、その点がちょっと遅かったのではないかと、対応がですね、思いますんですけど、まずその点を。やっぱり障害物なんですよ、あそこは。そういった点を、誰が見てもわかりますように、だから、もっとパーベキュー広場を多くしてもらえれば、前のほうが、そのほうがよかった可能性がありますよね。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、山本辰見君は質問をする準備をしてください。

5番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問してください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

○5番（山本辰見君）

おはようございます。5番 山本辰見です。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づき質問いたします。

答弁は時間が限られていますので、質問に絞って簡潔にお願いしたいと思います。当局の明確で誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、臨時・非常勤職員の待遇改善に関してであります。

最近、国からの押しつけとも言えるような、行政改革といいながら、実態は職員減らしと、臨時あるいは非常勤職員への転換とも言えるような形が多く自治体で進んでいます。

美浜町においても同様に、カウントされる常勤職員は年々減少していますが、一方で、臨時職員での対応が増加しております。そこで、具体的に質問いたします。

1 点目は、臨時・非常勤職員に対しての時間外手当、あるいは休暇等、各種手当はどのようになっているでしょうか。正規職員と同等のような仕事をしている方で、しっかりと保障をされているのでしょうか。

2 点目は、単年度契約、これを繰り返している方もいると思いますけれども、いわゆる健康保険、あるいは厚生年金など、1年ではなくて何日か切れる、こういう空白期間のことも指摘されておりますけど、実態はどのようになっていますでしょうか。

3 点目は、ことしの7月、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善に関しての総務省からの通知が出されました。いわゆる官製ワーキングプア、もっとわかりやすく言うと、働く貧困層、こう言われておりますけれども、この地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善を求めるものでありますけれども、その大まかな概要と当局の具体的な対応はどうなっているかお尋ねします。

4 点目は、単年度契約を繰り返して、あるいは更新している臨時・非常勤職員に対して、一般職員として任用するように、こう強調しているわけですが、これに対してどのように改善する予定でしょうか。この課題は、単純に待遇改善だけではなくて、ぜひ働き続けられる職場に町がなって雇用の安定を図ることが求められていることだと思います。

大きい2点目です。南海トラフ巨大地震を想定しての災害対策に関してであります。

愛知県から5月30日に、南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されました。それに関しての美浜町もこの程度だというのが出ましたけれども、県全体では最大想定地震による死者が2万9,000人、最大の震度が7、揺れによる建物の倒壊や家具等の転倒による死者が1万4,000人、津波浸水によるものが1万3,000人、地震による火災では2,400人、崖崩れで70人、こういう数字が出されました。しかし、それぞれの自治体等で適切な対応をすれば、死者を6割減らすことができると言われております。そこで、具体的に質問いたします。

1 点目は、同報無線、防災無線の運用について、大雨、次、ここに強風と書きましたが、暴風・波浪警報等に対する対応はどのようになっているか。

2 点目は、避難所マニュアルについてであります。私、手元に布土学区の避難所マニュアルを持っていますけれども、ほかの17の自主防災会においてどのように準備され、また、整備されて運用されているかお尋ねします。

3 点目は、防災訓練の充実について、町の防災担当部局として、各自主防災会、自主防災組織にどのような指導、援助を準備しているのかお尋ねします。

4 点目は、自主防災会、また、町として整備されている防災用の機材、あるいは備蓄資材等、この掌握と管理はどのようになっているでしょうか。

5 点目が、災害ハザードマップ、これは皆さんの自宅にも届いていると思いますけれども、この中での地すべりの危険箇所、あるいは区画整理地域や西側にあります大型の団地などでの盛り土の部分、ここの地域の掌握あるいは住民への徹底はどのようになっているか、このことをお尋ねします。

最後、6 点目は、私は実は議員になって8年目になります。一番最初に議員になったときに、野間海岸の、いわゆる埋め立ても含めて、堤防の改修のことが話題になりましたけれども、最初から取り組んできました。堤防のかさ上げ、あるいは補強の工事、8年たってもなかなか進んでおりません。当局からはボーリング調査をして必要な工事を進めていくと言っておりますけれども、具体的に見えてきていません。26年度に何か取り組みをする予定があるのか、どのようになっているでしょうか。

以上が壇上からの質問とさせていただきます。

○企画部長（靱山博資君）

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、臨時・非常勤職員の待遇改善についての御質問の1点目、時間外手当、休暇等、各種手当はどのようになっているかについてでございますが、臨時職員、非常勤職員の取り扱いにつきましては、美浜町臨時職員及び非常勤職員の雇用、給与等に関する取扱要綱の規定に基づきまして、休暇は、年次有給休暇及び公民権の行使や親族の葬儀に利用できる特別休暇を取得できるようになっております。また、時間外手当、旅費、通勤手当につきましては、職員と同様に支給できる規定になっておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、御質問の2点目、健康保険や厚生年金の空白期間について、実態はどのようになっているかについてでございますが、雇用期間につきましては、先ほどの取扱要綱において、臨時職員は6カ月を超えない期間、非常勤職員は1年を超えない期間と定めておりまして、仮に雇用期間を更新した場合、空白期間が生じることはないと考えております。また、健康保険や厚生年金の社会保険についても、雇用保険と同様、更新による空白期間が生じることはないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、御質問の3点目、14年7月の地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善に関しての通知についての概要と当局の具体的な対応はどうなっているかについてでございますが、平成26年7月4日付で総務省より、臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等についての通知がございました。

この通知に先立ち、平成21年4月にも総務省より、臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等についての通知があり、その概要は、本来の制度趣旨を踏まえた適切な任用、2番目といたしましては、職務の内容、責任に応じた報酬等の水準の決定、3番目といたしましては、任期や勤務条件の明示、労働関係法令の適切な適用、4番目といたしまして再度の任用について、5番目といたしまして任期付短時間勤務職員制度の活用についてでございます。

今年度の通知におきましては、この21年通知をもとに、国会における議論や指摘、臨時・非常勤職員の任用等をめぐる新たな裁判例、非正規労働者をめぐる制度改正、経済の好循環の実現に向けた取り組みなど、状況の変化を踏まえた通知と認識をいたしております。

なお、今年度通知された内容につきましては適正に処理がされていると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、御質問の4点目、一般職員として任用するように強調しているが、どのように改善する予定かについてでございますが、常勤の一般職員の採用につきましては、美浜町職員採用候補者試験申込書の提出により採用試験を実施し、その結果により採用者を決定しております。

一般職員を希望する場合は、臨時・非常勤職員経験者であっても、採用の公平性を保つためにも、受験資格等の条件が合致していることを確認の上、試験申込書を提出し、採用試験を受験していただく必要があると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、今年度の応募者の中には臨時職員、非常勤職員が含まれておりますし、過去にも今年度と同様に、臨時・非常勤職員として勤めながら採用試験を受験し、採用に至ったケースもございましたので、御理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○総務部長（森田 篤君）

次に、南海トラフ巨大地震を想定しての災害対策についての御質問の1点目、同報無線、防災無線の運用について、大雨・強風・波浪警報等に対する対応はどのようになっているかについてでございますが、同報無線は防災無線の一種であり、議員御承知のとおり防災行政無線同報系として、町内63カ所の屋外拡声子局、いわゆるラッパに加えて戸別受信機による放送機能を備え、美浜町から住民の方々への非常時における情報の伝達手段とし

て整備したものでございます。

また、愛知県が整備した高度情報通信ネットワークによる防災情報システムも防災無線の一種であり、県下の注意報・警報発表等の気象情報等がリアルタイムに、本町を含め県下の防災関係機関に対し一斉に伝達がなされるものでございまして、気象庁、愛知県の気象情報等と本町の気象状況等を比較検討し、住民の安心・安全を図る災害対応をするための情報を得る重要なツールとなっております。

また、このシステムは、本町における災害の被害状況等を県に報告することもでき、定期的に送受信の確認を実施しているところでございます。

議員お尋ねの大雨・強風・波浪警報等に対する対応につきましては、警報などの発表と同時に放送されるメディアの情報伝達がありますので、全ての警報を同報無線で放送するのではなく、本町において避難が必要と思われる災害が発生する可能性があるなどの緊急事態の場合に、住民への情報手段として活用しているところでございます。

なお、美浜町メールサービスによる情報提供も行っておりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、避難所運営マニュアルはどのように準備、整備されているかについてでございますが、避難所運営マニュアルは、阪神・淡路大震災の教訓を参考に作成し、当時の区長さんに配付をするとともに、各避難所に設置の自主防災倉庫に配備がされておりますが、東日本大震災の津波被害による避難所の運営を参考に、法令等の改正点も踏まえ、現在、運営マニュアルの改正を検討しているところでございますので、よろしくお願いをします。

次に、御質問の3点目、避難訓練の充実について、各自主防災会にどのような指導、援助を準備しているかについてでございますが、町として自主防災組織が主催する防災訓練への参加をするとともに、昨年の津波・地震防災訓練の開催を機に、学区単位での防災訓練を町と自主防災会と共同で開催し、実施項目、実施要領の検討など、防災訓練を通じて自主防災会との連携に力を入れているところでございます。

地域の皆さんに防災訓練に参加していただくことで、災害に関する知識の習得や防災意識の向上につながることを考えております。

なお、近年災害対応において、自助、共助、公助という役割分担への理解の重要性が叫ばれているところでございます。近隣がお互いに助け合い、地域を守る共助の確立など、地域の自主防災組織への期待が大きくなっていると考えております。

次に、御質問の4点目、防災用機材・備蓄資材等の掌握、管理はどのようになっているかについてでございますが、各学区に配置をいたしました防災倉庫の資機材につきましては、毎年4月の区長会において各自主防災組織における定期的な資機材の点検整備をお願いし、その報告を受けております。

また、町より配備した資機材は、地域における防災訓練の際に点検とあわせて展示をするなど、訓練参加者にもその状況をごらんいただいているところもでございます。自主防災組織が整備した資機材につきましても、同様に訓練を実施していただいているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の5点目、地すべり危険箇所、盛り土地域、液状化の想定地域の掌握や、住民への周知徹底はどのようになっているかについてでございますが、昨年度、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき、津波・地震災害について改正したハザードマップを、広報みはまの配布にあわせ全戸にお配りいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

この災害ハザードマップには、地すべり危険箇所のほか、土砂災害の発生のおそれが高い区域、液状化危険度分布も掲載してございますが、大規模盛土造成地につきましては掲載をしてございません。

なお、ハザードマップにつきましては、議員御承知のとおり、美浜町のホームページでも閲覧が可能でございますので、よろしくお願いをします。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、御質問の6点目、東西の護岸堤防の補強の整備計画はどのようになっているかについてでございますが、初めに、町内の海岸堤防の延長と老朽化の現状を説明させていただきます。

堤防の延長については、東海岸で約6.5キロメートル、西海岸で約5.7キロメートルでございます。

老朽化につきましては、平成24年度に県において実施した機能点検調査から、軽微な変状は発生しているものの堤防施設の機能低下には至っていない区間が、東海岸で約5.6キロメートルで、全延長、護岸延長の約86%となります。西海岸では約5.1キロメートルで約89%となっております。

その反面、老朽化が激しく、高潮や波浪等に対して心配で、護岸補強の改修を早期に実施する必要があると判断された区間は、東海岸で約950メートルで、全延長の約16%でございます。西海岸におきましては約620メートルで、約11%となっております。

つまり、町内の護岸堤防の総延長約12.2キロメートルのうち、約13%に当たる1.6キロメートル区間の対策が早急に必要と、こういう判断をされております。

それでは、現在の整備状況を改めて御説明いたします。

布土川から北側の衣浦港務所の管理します海岸堤防につきましては、これまでボーリング調査を初めとする海岸耐震化調査が実施されております。地域の想定津波高と地盤の沈下量から浸水するおそれのある区域を想定いたしまして、また、潮位や波高から必要となる堤防高等を確認した結果、耐震対策が必要な区間は布土郷下公園から北へ延長461メートルと結果が出ております。

耐震の工法は、液状化による地盤沈下対策として、既設護岸に鋼矢板を設置し補強するものが候補となっております。工事の予定につきましては、今年度末までに約198メートルの区間を衣浦港務所より発注するとしております。その他の区間につきましては引き続き整備を実施する予定とお聞きしております。

続きまして、知多建設事務所が管理する樋門と海岸堤防についてでございますが、整備状況を御説明いたします。

まず、樋門等についてでございますが、平成17年度から奥田山王川の樋門を初め5カ所の……。

〔「樋門のほうはカットしてもらっていいですか」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（片岡 勝君）

これも津波対策、災害のあれですので。

5カ所の樋門と河和港入り口の陸閘を初めとする門扉等の改築が進められております。平成24年までに完了しております。

また、25年度からは、津波・高潮危機管理対策緊急事業によりまして、布土川樋門、大川水門、五宝川樋門の地質調査及び耐震性能照査業務が実施され、平成27年度には詳細設計が予定されております。その後、改築工事を実施する予定とお聞きしております。

次に、海岸堤防についてでございますが、現在の施設は伊勢湾台風後に築造された施設で、50年余りが経過して老朽化しております。このような状況の中、平成23年8月に野間地区の海岸で堤防の陥没が発生しました。平成23年度から津波・高潮危機管理対策緊急事業によりまして、野間海岸から奥田海岸までの老朽化等が著しく早急に対策が必要な区間、延長で約600メートルの調査設計及び補強工事が進められております。平成25年度末の進捗率は、整備済み延長74メートルで約12%となっております。

本町といたしましても、地域住民の生命と財産を守るためにも県に働きかけ、可能な限り早期完了をしていただくよう強く要望しているところでございます。また、県において、海岸法に基づき海岸保全に関する基本計画といたしました、策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画について、東日本大震災や近年の高潮被害を踏まえ、海岸防護に関する新たな知見を取り入れる計画変更を進め、本年度の末までに公表する予定となっております。

町におきましては、ことし4月に河川海岸等における地震・津波対策施設の整備促進を図ることを目的とし、愛知県を初めとする32の市町村等で構成し設置されます河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会に参加し、国に対し津波対策に必要な予算の確保や重点配分等の整備促進に関する要望をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

また、7月2日及び8月11日には、愛知県に対しまして、町内の特に老朽化した護岸について、森下愛知県議会議員、町議会議長、副議長に同席をいただき、早期整備の要望を行ったところでございます。

先ほど御説明いたしました早急な対策が必要ないと判断された区間についても老朽化は間違いなく進んでいるため、今後、鋭意要望を行ってまいりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

山本君、質問はございますか。

○5番（山本辰見君）

私は、最後の答弁ですけれども、進んでいるところを一々説明されても、進んでいないところだけ指摘しましたから、これを改めて最後のほうにお聞きしたいと思います。

先ほど、空白期間のところちょっと確認ですけれども、いわゆる1年契約、6カ月契約、365日ということは、本来でしたら、引き続きまた繰り返してやる場合は、いわゆる勤続何年という計算をしていないとは思いますが、そこは手当の問題で、多分、有給休暇等については経験が何年だとかいう計算をしていると思うんですけど、給与についてはそのつど1年ごとだと思いますから、せっかく何年も勤めてもらっている方の経験だとか事務的ないわゆるスキルの問題でいくと全然配慮されていないと思うんですけども、いわゆる継続勤続とはならんわけですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

勤続年数の考え方ですけれども、先ほど答弁の中でも申しましたように、基本的にはフルタイムの方は半年更新の1回、それから、短時間の方につきましては1年更新で最高2回までということで3年というのをめどにしておりますので、仕事の短期という捉え方をしております。そういった中で、社会保険については継続は続けていくという考えでございますので、そういった、10年とか20年とかという考え方は持っておりません。

○5番（山本辰見君）

実は、昨年までこの主要施策の中に、正規の職員は、ことしの場合は218人、臨時の職員、非常勤の職員は142人と資料に入れていただくようになりました。中には、2桁の年数も含めて、いわゆる10年を超えるような方もいるんじゃないかなと、ぜひ来年の資料には、その辺を指摘しましたら、ぜひそれも入れるということですが、私は、質問の中で、壇上で指摘したように、1年ぽっきりでもう来年はどうなるかわからんと、本人が来れば採用せんこともないけどという形をとりながら、本当はことし1年だけでいいよというつもりで働いている人は少ないんじゃないかなと思うんです。もちろん人それぞれですから、それから、うんと短時間の場合で、ことし、来年働けるような条件ができたとかあると思いますが、何人か知っている方では本当に長く町の職員として働い

てみえる方がいるものですから、そういう方たちの待遇をしっかりと保障してあげないかんじゃないかな。

大原則は、私は同一労働同一賃金という感覚から、同じような仕事をしているのであれば、正規だろうが非正規だろうが臨時職員だろうが同じような待遇でなければならないというのは大前提でございます。そのことをぜひ。

ことしの通知も、21年にそういう大きな趣旨で通知を出したけれどもなかなか実行されていないということで26年にまた再度通知が出されたと思っているわけですがけれども、例えば民間の方ですと、アルバイトでもパートの人でも何年目とかいう形で、1年目と2年目と3年目は当然単価も少しずつですが上がっていていると思うんです。例えば町の職員、新人の職員さん、ことし入った、あるいは去年入った方々でも、3年たてばこのぐらいにアップする、5年たてばこのぐらいにアップするという給料ベースのほうということで上がっていくわけですが、今の臨時職員の方々は、毎年というか、1年ぽっきりの時間給でこれだけですよという形でなかなかアップしていかない。このことを何としても改善していかないかんじゃないかなと思うわけですが、その辺についてもう一度お願いします。

○企画部長（靱山博資君）

賃金の設定につきましては、近隣の市町の状況、それから、町内、近隣のチラシに入っているような賃金を見ながら、5町の協議会で連絡をとりながら調整をしておるわけですが、現実には、市でございますけれども、そういった年数によってはそういう単価を変えている市町もございますので、一度検討はしてみたいと思っております。

○5番（山本辰見君）

この、いわゆる、先ほど人数を紹介しました、一般職員が二百十何人、その7割近い人数の方が、いわゆる1.7倍ぐらいの職員で町を支えているわけですから、一方で、町の、いわゆる正規の職員の方々にも大分無理を言っているところがあるのではないかと、いわゆる非常勤の方、あるいは臨時職員の方の指導なんかも含めて、そういう面では両方、ぜひ正規職員に上げる人は積極的に。先ほど希望すれば、いわゆる採用試験を受けられないよということでしたけれども、ぜひ、長く続いている人にはぜひ職員になってほしいということも含めて、待遇の改善に努めていただきたいと思います。

2点目の大きな質問のほうに移らせてください。

先ほど、同報無線の本来のあり方について説明がありました。そのことを何も否定していませんし、国あるいは気象庁との連動ということですが、現行は、いわゆる警報が出て警報が出ましたよという放送はしないということですが、それはそれとして、先日、11号の台風がありました。美浜町がどの時点で警報になったかというのはちょっと判断しかねるんですけれども、実は、警報について同時放送する必要はなくても、今こんな状況の、もちろんテレビでもずっと流していました、地すべりだとか水の問題とか、このときは、せっかく先ほど紹介してくれた63カ所のスピーカーから、あるいは戸別受信機から一言も、そのことについての、町民に対して注意というか、注意の喚起をする放送がありませんでした。多分にこのときは本部のほうで、災害対策本部というか、本部は招集されていたかと思うんですが、いわゆる職員が詰めていたと思いますけれども、対策本部長に対して、おい、そういう放送はしなくてもいいのかということとは誰からもなかったんですか。いかがですか。

○防災安全課長（天木孝利君）

先月の8月9日、10日の台風11号のときの状況はということでございます。私どもの防災安全課の職員3名が、ちょうど当日県の消防操法大会の当日でございました。そのままずっと勤務を続け、夜の11時過ぎだったと記憶しておりますけれども、11時過ぎに町内において警報が発令されたということで、私ども、部長と私が登庁させ

ていただきまして、ちょっと時間がはっきりと記憶にございませぬけれども、第1非常配備という格好で、常に連絡のとれる体制ということで、非常配備の職員4名及び土木課の職員2名、6名を、出勤をしてもらうように命令といいますか、招集をさせていただきました。

そのときにおきましても随時、非常の職員を、町内を巡視させていただきました、町内の状況について把握をさせていただいて、その中において私どもが危険だと判断した場合において放送を流すというような取り扱いをさせていただいております。そのときにおきまして、雨、風については、こういった言い方はなにかと思えますけれども、本来の秋の今ごろに来る台風とはちょっと状況が違う状況でございました。雨につきましても、さほど本町、幸いにもそんなに多い状況ではないということで、私どもとしましては防災無線を通じてのお知らせにつきましてもまだする必要はないという判断のもと過ぎてきたというのが状況でございます。

○5番（山本辰見君）

せっかく63カ所のスピーカーから一言もない。実は、もちろん台風ですから全国の状況は場所によって違います。それから、先般の広島のことを例に出すつもりはありませんけど、多くの場合は事が起きてから大変になっていることがあって、もちろん美浜町の場合は大きな河川もありません。山にしたってそんなに、土砂崩れが下の家を潰すようなことはあんまりないかもしれません。しかし、先ほどの答弁があったように、避難しようとするところが本当に、私は細目という部落で、細目だとか小野浦ですと、が一と崩れてくる土そのもの、そういうことではそれぞれが判断すればいいことですから、もちろん深夜の2時、3時にば一と放送すればいいかという、その時間のこともあります。それから、結果としては、ここを通らなくてよかったなというのはあります。でも、逆にテレビのほうは、すごい放送をずっと流していると、もういいやと、違う番組に切りかえて状況を見ていない人もいるかもしれないんです。そういう方にとっては、せっかくこの放送設備をもっと活用する、あるいは次回るときに、例えば深夜じゃなくて昼だとか夕方時間なんかのときには、どういう放送をしたらいいのか。いわゆる警報が出ましたという放送をしたってしょうがないと思っているので、そうじゃない。先ほど町の職員は心配で見回りをしたわけですね。ということは、それぞれの人たちは、おらのところは大丈夫だろうかというのはそれぞれが心配をしておったと思うんです。それに対して注意を喚起するのは私は必要だと思えますので、ぜひこれは検討いただきたいと思えます。

もう一点、防災無線について、前も違うところで指摘したことがありますけれども、ことしも海水浴客、潮干狩り客、残念ながらことは少し早目に終わったわけですけど、たくさんのお客さんが美浜町に来てくれています。それから、冬場ですとノリの方たちが海で仕事をしています。その方々に対して、特に海岸で遊んでいるときに、例えば地震が来た、津波が来そうだというときの緊急放送に対しては、町のほうは先ほど、防災無線についてはおおむね、各家庭については放送は届くようになったらと、戸別受信機も含めてということですが、いわゆる町に遊びに来てくれた貴重なお客さんに対しての無線放送の役割は本当に大事だと思っているわけですが、前も、そっちはほうは、海の方は最近では携帯を持っているから、海で仕事をしておってもという言い方をしたんですが、海水浴をする人は、無線は自宅とか旅館に置いていくわけですから、そここのところについての対応は、前に聞いたときは検討していないというのは、検討する予定はありませんか。

○防災安全課長（天木孝利君）

以前に御質問があったというか、御提言があったということでございますが、現在の状況がどうかということでございます。現在のところにおきましても、今のところ、海におきましても、漁業者におきましても、基本的なものといまして、やはり私どもの美浜町のメールサービスというのもございます。漁業者の方に関しましては、ほとんどの方が……。

〔「海水浴」と呼ぶ者あり〕

○防災安全課長（天木孝利君）

海水浴云々につきましても、一応、海水浴事業者というものがございます。遊泳注意だとか遊泳禁止についても各事業者のほうで判断していただきまして、実際のところ、遊泳注意だとか禁止だとかいうことをしていただいております。当然、そういった事業者の方における責務があるのではないかなとも考えております。そういった事業者において必要があるということで、そういった設備を置きたいというようなお話があれば、それに対する助成ですとか、そういったことについては検討していかねばならないというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（磯部輝次君）

途中ですが、山本君、残り時間、38分で5分前でございます。

○5番（山本辰見君）

今の件は、さっきメールだとか事業者がやるということですが、事業者が防災無線を管理しているわけじゃないですから、ぜひ町のほうがリードして、放送を入れることについては事業者に委託することも含めて検討していただきたいと思います。

避難所マニュアルのことについて確認させてください。

私、ここに布土学区の避難所マニュアルがあり、それと2つ触れますけれども、先ほど、阪神大震災のときに区長に配って倉庫に入れてある。本来は、倉庫に何十部か、いわゆるこのマニュアルは30部ぐらいとか、必要な避難者名簿をどうするかとか、受付の用紙をどうするか、必要な資料をやっぱりそろえておくべき。私は、そろえることもですけど、これを活用しなければいかんと思っているわけです。そういう面では、先ほど見直しも含めましたけれども、今どの程度のところにきちっと配付されているのか。それが、例えば私は野間学区ですから、区は5つあります。むしろ、第2次の避難所として利用する学校なんかにもきちっと対応されているのか。

それから、もう一点、それに関連して、この中に先ほど備蓄品のことがありました。それぞれ、例えばスコップだとかバールだとか、そういう機材、それから、町のほうが予定している飲料水、乾パン等、先日の説明では、今、町のほうが考えているのは2,000人に対して3食分、1日分ということでしたけれども、私はぜひ、この機材と備蓄機材じゃないほう、飲料水を含めた、それらの一覧表があつて、それぞれの18区にこういうのがあると、町はこれを持っている、どこに置いてある、一覧表がそれぞれ私たちにも欲しいと思いますし、そのことを各自主防災会が持つておれば、例えば発電機が欲しいと、全部のところが必要かどうかというのはわかりません、あそこに行けば借りれるとか、もちろん町全体が災害の起こる場合もあると思いますけど、いわゆる一覧表を持っていれば、全体でこの量で足りるだろうとか、あるいは融通し合えるということが必要だと思いますから、このことは、事務局が頑張れば簡単に一覧表がつかれることですから、これ、ぜひつくって配備していただきたい。

それから、マニュアルについても、それぞれの訓練のところ、あるいは区長さんについては、ある区によっては毎年かわるわけですから、自主防災会が、区が代理というか、代役をしているわけじゃないと思いますけれども、このマニュアルを本当に活用することによって、代がかわっても、去年、私はこれを勉強したと、次の人に引き継ぐんだという形で、いわゆる防災の何とかリーダーというものを一方でつくろうというのがあったと思うんですけども、それぞれの各区での防災に対する理解度が深まった人がどんどんふえていくことになると思いますけれども、ただ単につくるとか検討するというのではなくて、活用についても一度確認したいと思います。

○防災安全課長（天木孝利君）

山本議員のおっしゃる避難所運営マニュアルにつきましては、各自主防災倉庫のほうに基本的に各10部ということで備えてあるというふうに先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、毎年の確認の中で避難所運営マニュアルという欄もございます。それについても一応10部ございますということで、まず御報告をさせていただきたいと思います。

それから、避難所運営マニュアルにつきましては、先ほども申しましたように、国のほうでもこの4月にまだ避難所運営マニュアルのガイドラインというものを国が示しております。それをもとにまた運営マニュアルにつきましては当然作り直させていただきまして、当然、議員のおっしゃるように活用しないことには意味はございません。かといって、マニュアルですので、誰が見てもそのマニュアルに沿ってやれば運営できるんだよというものがマニュアルではございますが、いざそのときになってやれるかということが本当に確かに問題でございます。それにつきましては、各自主防災組織におきまして、美浜町のほうの職員がそれぞれ現地対策本部員として出向くことに一応なっておりますので、一応、その職員ともども一緒になってその辺のところも勉強をしていくようにしていきたいと考えております。議員のおっしゃる皆さんの本当の活用、これについては十分に周知していきたいと本当に考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

以上で時間が参りました。以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君は自席へ戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで申し上げます。休憩といたします。再開は11時ちょうどでございます。

以上でございます。

〔午前10時43分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 鈴木美代子君の質問を許可いたします。鈴木美代子君、質問してください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

○6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

1点目は、少子化対策であります。

美浜町も少子・高齢化で子供の出生率が低く、年間150人ぐらいしか生まれておりません。このままではどんどん減少していく。少子化対策として山下町長はチャレンジ200というおしめ代を補助する制度を始めましたが、それだけでは十分ではないと思います。世論に子育てしやすい町美浜と大宣伝して若い世代に永住してもらうには、もっと思い切った施策が必要ではないでしょうか。町として、今、何が必要か、何をすべきか、よく考えるべきであります。公共下水道に億単位の予算を使うなら、子供をふやすためにお金をもっと使うべきではないでしょうか。美浜町は子育てするのに、自然がいっぱいで、道路環境など環境も最適だと思います。あとは、行政がどれだけ後押しできるかだと思います。以下、5点についてお伺いします。

1、県内では、少子化対策として、学校給食費を半額にして子供をふやす成果を上げているまちもあります。

美浜町でもやってみませんか。給食費を半額にした場合、小・中学校で予算はどのぐらい必要でしょうか。美浜町の財政が厳しいことは重々わかっておりますが、それでもやらなければ、どんどん子供の数は減っていきます。

2番。県内では、保育料を半額にするなど、思い切った助成をして子供をふやす成果を上げているまちもあります。南知多町では、2人目が同時入所の場合、2人目の保育料は無料としています。美浜町でも思い切った助成制度を実施しないか。

3番です。子育てしている若いお母さんは、子育てに不安を抱いて育児ノイローゼなどになる場合もあります。一時保育を利用したり、子育て支援センターで、子育ての楽しさ、子育てが生きがいになるようにいろんなことを体験するなど、保育所が地域の生きがい子ども・子育て支援センター、これは仮称ですけれども、なるようにできないでしょうか。子供を育てている人もいない人も、保育所に子供がいる人もいない人も、誰もが利用できるような、そんなセンターにできないでしょうか。

4番。子育てに不安を抱いている若いお母さんを保健センターで把握していますか。現在、どんな支援をしていますか。若いお母さんを支援して子育ての楽しさを教えることが、もう一人産んでみようかという少子化対策につながるとは思います、いかがでしょうか。

5番。保健師も外に出て、産後の鬱病だとかマタニティーブルーになっている若いお母さんを家庭訪問したり、虐待防止のためにも相談活動をしたいのだけれども、現状では人手が足りなくて思うような活動ができないと、私は陰ながら聞きました。保健師などの増員をする計画はあるでしょうか。

第2点目は、国民健康保険税の引き下げです。

平成25年度の国民健康保険特別会計は、単年度収支は7,447万円の黒字となりました。前年度からの繰越金は約7,883万円であり、会計として1億5,330万円の黒字を持っているわけです。その上で、国保会計の基金が9,074万円あります。合わせて、現時点で2億4,404万円が会計にはあるわけです。

国保会計は、インフルエンザや伝染病などの流行があると一遍に状況が変わると何遍も言われてきました。齋藤町政のとき、一度引き下げを行ったと記憶しておりますが、その後、20年近く下げたことはないと思います。加入世帯3,401世帯で、1世帯1万円ずつ減額すると約3,400万円が必要になります。2億4,404万円あるお金の一部を使っても、今なら大丈夫ではないでしょうか。

10年以上不況が続いて、本当に不況で苦しんでいる業者の皆さんとか町民への引き下げは御褒美のようなもので、働く意欲、生き続ける意欲、美浜に住んでよかったと感激すると思います。町の見解をお伺いします。

第3点目は、県の2級河川、大川の草刈り、しゅんせつについてお伺いします。

私は先日、同じ県の2級河川の布土川を見てきました。草刈り後の状態がとてもきれいでした。

大川は、草刈りはこれで終わったのでしょうか。川の底や土手に生えた雑木はあのままですか。布土川と比べると、大変汚い川に見えました。今後、きちんとやる気はあるのでしょうか。草刈りしたのは同じ業者でしょうか。お伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。

○教育部長（牧 守君）

鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、少子化対策についての御質問の1点目、給食費を半額にした場合の予算はどのぐらいになるのかについてでございますが、こういった給食費の補助に関する質問につきましては、平成25年の3月議会で、やはり少子化の絡みで補助はどうかという御質問をいただきまして、また、9月議会におきましては同僚議員のほうから無償化をしてはどうかというような御質問をいただいております。3回目になるわけでございますが、お答え

させていただきます。

教育基本法の第5条第4項におきまして義務教育につきましては授業料を徴収しないとする一方で、その他の教材費等については保護者負担が基本となっております。給食費につきましても同様の考え方でございまして、基本は保護者負担でございます。

また、学校給食法の第11条の経費負担におきましては、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とする、学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとなっております。

以上のことから、学校給食費の無償化及び補助に関しましては、現在、町としては考えておりませんので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、学校給食センターの運営費につきましては、年間2億120万ほどの経費がかかっております。このうちの人件費、施設設備の維持管理費及び運営に要する費用の約1億円を町が負担してございまして、残る賄い材料費相当分を保護者の皆様に給食費として負担いただいているものでございます。

議員御質問の給食費を半額にした場合の必要予算でございますが、平成25年度決算書においてお示ししておりますので議員も御確認のことと思いますが、学校給食費の歳入が小・中学校合わせて9,331万6,190円でございますので、その半額を負担するということになりますと4,665万円ほどが必要額として見込まれますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上でございます。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、御質問の2点目、保育料を半減するなど、思い切った助成制度を実施しないかについてでございますが、本町の保育料につきましては、児童の保護者が就労等により家庭内での保育が困難である児童について、同時入所の場合の保育料負担に配慮した2人目の半額軽減措置や3人目の無料化等を進めてまいりました。

また、保護者が就労していない家庭の児童につきましても、社会性を養う上で保育所における生活は必要不可欠なものとして捉え、保護者の就労状況にかかわらず入所しやすいよう保育料を引き下げ、2人目以降を半額とする軽減制度も導入いたしました。

また、保育料に関しましては段階的に引き下げを行い、子育て世帯の負担の軽減に最大限努力をいたしてまいりました。

課題となっております少子化対策につきましては、単純に保育料を下げるとかではなくて、これから家庭を築いていく若い世代のニーズを的確に把握し、多様な子育て支援策を打ち出していく必要があると思っております。そのために、おむつ代の補助だけではなくて、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童発達支援事業、保健師による赤ちゃん訪問、保健師の子育てホットラインの開設などを行ってまいりました。

今後も、子育てしやすい町として住民の方々から認めていただけるよう、さらに充実した子育て支援策を打ち出してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、町外からも美浜町で楽しく子育てができると思われたいような情報発信についてもこれから検討を進めてまいりたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願ひいたします。

次に、御質問の3点目、保育所が地域の生きがい子育て支援センターになるようにできないかについてでございますが、本町の子育て支援センターは、平成18年5月に布土保育所内において開設、昨年4月には野間保育所においても野間分室を開設し、多くの児童、保護者に御利用をいただいているところでございます。

支援センターにはエアコンを設置するほか、畳コーナーや調乳・授乳スペースなどを整備いたしまして、親子

で安心して遊べる場所として施設環境の充実を図っております。

開設当時の平成19年度の利用者数は、乳幼児が延べ3,161人、保護者2,557人、親子の合計で5,718人でしたが、昨年度は、乳幼児4,248人、保護者3,633人、親子の合計は7,881人で、2,163人の増加となりました。保護者の利用では1,076人の増、約42%増加していることから、子育て支援センターが親子で安心して子育てのできる施設として多くの方に御利用をいただいているものと考えておりまして、当事業へのニーズの高さを感じております。

近年の少子・高齢化や地域の希薄化が進む時代背景の中、子育て支援センターは、子育てに関する相談や子育て中の方との交流、また、親子の触れ合いの場として重要な施設と位置づけ、今後一層の充実が必要と考えております。したがって、保育所と子育て支援センターは、それぞれの施設として充実を図り、子育て環境の整備を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の4点目、子育てに不安を抱えている若いお母さんを保健センターで把握しているか、どんな支援をしているかについてでございますが、保健センターでは、母子保健事業を初め、あらゆる機会を捉えて母親の悩みや子育てに関する不安の把握に努めております。特に、妊娠届を受理して母子健康手帳等を交付する事務においては、地区担当の保健師が担当し、妊娠、出産、育児に関する環境の整備や育児に対する心構え等を丁寧に関き、母子保健の出発点として母親との信頼関係を築くよう努めております。

また、受診率の高い乳幼児健診での個別相談や子育て相談を毎月実施しているほか、必要に応じて家庭訪問をし、子育てに対する悩みや不安の早期発見と対応に努めております。

さらに、今年度より、子育て相談支援電話を子育て応援ホットラインとして開設し、保健師が随時対応できる相談体制も築いております。

また、各種教室の開催に当たり、子育て支援センター、子育てサークル等と、地域の子育て支援組織と連携して、子育てに関する正しい情報の提供や、母親同士が交流できる場も設けております。

今後、子育てに関するニーズを把握し、安心して子育てができるよう支援してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の5点目、保健師を増員する計画はないかについてでございますが、保健師の配置数につきましては、平成19年度に標準的な保健師の適正配置数を求めることを目的に行われた厚生労働科学研究によりますと、平成24年に推定される市町村における保健師数は、人口2万人当たり平均8.1人とされております。

現在、本町の保健師は、管理職含めて9人おります。保健活動の体制として地区担当制をとり、担当地区の乳幼児から高齢者まで切れ間なく、住民の健康を支えるための地区活動をしております。中でも家庭訪問は、地域の環境や個人が生活している場面を通して多くの支援ができることから、対象に合わせて積極的に実施しております。

子育て支援として、乳児の訪問についてはほぼ全員に実施し、育児相談から各種健診時の個別相談へとつないでおります。

成人についても、健診結果等で個別に相談が必要とされる方には家庭訪問をし、地域の公民館等で相談できる機会を設け、事後指導に取り組んでおります。

保健師の活動に当たっては、町全体の状態を見ながら方向性を話し合い、共有し、優先度を判断して実施しています。今後とも、地域住民の方々が健康で元気に生活できるよう、方向性を見きわめて、住民の方々とともに保健師活動を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、国民健康保険税の引き下げをについてでございますが、25年度の決算では7,450万円の単年度の黒字と

なりました。実質単年度収支の黒字は、実に5年ぶりのことでございます。

しかしながら、この黒字額の中には、一般会計の財政状況が厳しい中、赤字を補填するため何とか繰り入れてくださいました3,000万円と、26年度中に過年度返還金として国庫に返還予定の3,700万円が含まれておりますので、これらを考慮すると黒字額は750万円ほどになり、国保会計の収支については実質的に改善されたものではないということを御理解いただきたいと思っております。

しかも、21年度には5,900万円、22年度は5,560万円、23年度は7,300万円、24年度は5,250万円と、実質の単年度収支では4年連続の赤字でございます。4年間の累計で2億4,010万円の赤字となっております。このような状況でございますので、担当としては現状の維持に努めてまいります。今後、医療費がさらに伸びてくるようなら保険税の引き上げを検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○建設部長（片岡 勝君）

続きまして、県の2級河川、大川の草刈り、しゅんせつについてでございますが、さきの定例会でも御質問があり御答弁申し上げたとおりでございますが、地元区、地元議員さんを初め、地域住民の方々から草刈りの御要望をいただきました。

また、町長との地区ヒアリングの際にも地元区から御要望があり、現地も確認をいたしました。

その上で県に出向き、草刈り及び中州にある樹木等の処理を早急に実施するよう強く要望してまいりました。その際に県からは、現場確認は終え、工事発注事務の手段中との回答をいただきました。

その後、現在の状況といたしましては、先月25日から本河川の草刈りに着手し、1週間ほどで草刈り工事は完了しております。

なお、美浜町、南知多町の数ある河川の中で、この大川の草刈りが一番に実施していただきましたことを御報告申し上げます。

特に御指摘をいただいております中州にある樹木等の処理についてでございますが、県より、全路線の草刈りが終了後、予算の範囲内で実施すると、このようにお聞きしておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、県からは、限られた予算の中で事業量を拡大することは難しいとの説明を受けておりますが、本町といたしましては、地域住民の生活環境の安心・安全を確保するためにも、今後引き続き県に働きかけ、事業費の拡充を初め、地域の実情を勘案した実施の方法や時期についてさらに検討されるよう強く要望してまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、再質問はありますか。

○6番（鈴木美代子君）

順番に再質問していきます。

今、1番ですけれども、少子化対策ですけれども、私は本当に、子育てしやすい町美浜を大きく打って出たいと思うんです。このままでは、本当に残念ながら、限界集落が大きく報じられましたけれども、そんなひどくはないと思うけれども、このままでは子供がどんどん減ってしまう。本当に私は、町を挙げて本気で子育て対策をしなければならないと思っています。

今、答弁があったように、多様な子育て支援策を考えていきたいと言われましたけれども、例えばどんな子育て支援策を考えていますか、新しく。

○厚生部長（岩瀬知平君）

今、検討いたしておるのが、ファミリーサポートセンターを、近々といいますか、近年中に発足させていきたいということを考えておりますのと、一時預かりについても検討に入っていきたいなということで思っております。

これらの検討というのは、今、子ども・子育て会議を開催しておりますので、その中で、若いお母さんたちの意見を聞きながら、どんなものが本当に必要なのかということを中心に調査しながら進めていくべきものと考えております。

ただ、保育料を下げるというだけでは恐らく、子育てというか、少子化対策に、完全にそれでオーケーだということにはならんだろうと思っておりますので、相談体制についても、保健師さんのほうの質問もしていただきましたけど、充実を図っていききたいというふうには考えております。

○6番（鈴木美代子君）

ファミリーサポートは以前に私も要求して、前向きに検討しているということでありがたい話ですけれども、例えばほかに、この文書にありました一時保育、例えば一時保育で、お母さん方が子供を預けて一時的にリフレッシュして本当に子育てを頑張るということでは、一時保育というのはいかがでしょうか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

一時保育につきましては、今、子ども・子育て会議の中で検討ということでして、実際に美浜町にそれだけそういう事業をやる実力があるかどうかということでございます。

実際に放課後児童クラブも近年始めたわけですけど、なかなか人が集まらなくて運営が難しいというのが現状でして、やることは本当に大切なことで、やらなければならない事業かもしれませんが、なかなか人の面でちょっとつまづいているようなところがございますので、できればやればいいわけですけども、その辺は今後の課題かなというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

財政が小さい町、美浜町にとって、本当に子育て支援策を大きくすることは、たくさんすることは大変だと思いますけれども、私は、今こそ無理してでもやるべきだと。子供をふやさないと、南知多町が今、保育料、同時入所だと2人目が無料だということですが、南知多町では今、生まれてくる子供の数が1年に120人を切るという話を聞きました。だから、もう、南知多町も美浜も深刻なんですね。やっぱり、2人目は無料という、そういう政策を出したと思うんですけども、美浜町でもやっぱり思い切った子育て策が必要ではないかと思うんですけども、今、少子化について、もちろん統計をとっていると思いますけれども、このままだと子供の数はどんなふうにならぬか減少していくのかお答えください。

○厚生部長（岩瀬知平君）

現状150人ぐらいで、今、子供の数は推移しておりますので、急にはこれで減っていかないというふうな今のところ考えておりますけど、何年かに1度階段状に減っておりますので、200人ぐらいで推移しておったものが急に150人ぐらいに下がってききましたので、若い世代、今から子供を、お子さんを育てようとする世代が美浜町に住んでいただかないと、なかなか子供というのはふえてこない。

都市計画の問題ももちろんあって、私どもの保育だけの問題ではないというふうに考えておまして、若い世代が、やはり住みたい町だと、子育てしやすいでここに定着しようというような町になっていけば理想だなというふうな、私ども、思っております。

○6番（鈴木美代子君）

110人も、だんだんと、160人とか、だんだんと減ってきたと思うんですけども、このままでは、何とか本当に頑張っただけでやらなければ大変な状況が生まれる。南知多町を笑っておれないと思うんですけども、特に、若いお母さんをつかまえて、つかまえてって変な話ですけど、子育ての楽しさや、そういうものを体験してもらうことが一番だと思うんですね。

私は、質問にも書きましたように、今の子育て支援センターには、保育所に通っている方、赤ちゃんをお持ちの方が行っていると思うんですけども、保育所に通っている人に限ってはいないですよ、今は。だから、赤ちゃんがいて保育所にはまだ行っていない、そういうお母さんとか、それから、それこそ、マタニティーブルーじゃないですけど、子育てしているけれども、本当に今、子供にかかわることが嫌だとか、そういう人もたくさん、お母さん、いると思うんですよ。リフレッシュしてもらうためにも、本当にいろんな子育て支援策が必要だと私は思っています。

今、言われた、いろいろいっぱい子育て支援策があると聞いているんですけども、今、お聞きしましたけれども、それを利用される人はたくさんふえていますか。

○子育て支援課長（山下幸子君）

利用される方がふえているかというお話でございますが、やはり利用されているお母さんが、就園前の2歳、3歳をお持ちのお母さんが特に利用されておりまして、その中の相談も、やはり育児に関する事、特にそのころは食事に関しまして離乳食から移り変わっていく年代でございますのでそちらの心配ですとか、そういったことも相談を含めながら、施設では子育ての支援をさせていただいております、その件数はやはり一番ふえているところでございます。

保育所に隣接の空き保育室、そういういったものを利用して、今、布土と野間に施設を開設いたしまして、利用させていただいているところでございますが、やはり既存の建物でございますので利用されている方が年々ふえておりまして、ちょっと手狭になっております。そうしたところでゆったり、もう少し、お母さん、親子、保護者の方、また、祖父母の方でも、やはりそういう施設を子供さんと使っていただきながら、安心してそういったものに、育児に役立てていただくというか、そういった施設を充実したいなどは担当といたしましても思っておりますので、そちらのほう、保育料の関係も無料になればもちろん家計には優しいかとも思うんですが、幅広く皆さんに御利用いただける子育て施策を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

子育て支援センターもそういう形で、たくさんの若いお母さんに、それから、まだこれから妊娠してもらわなきゃいけない若い女性だとか、そういう人も来てもらえるような、誰もが来てもらえるような、そういうセンターにすると私はいいなと思っているんです。

それから、先ほど言いました、話が飛びますけれども、学校給食を半分にしたりとか保育料を半分にしたりして実際子供がふえたというような話は、先日、私、愛知県内の自治体から共産党の議員がたくさん出ているんですけども、その人たちに話を聞きました。実際成果を上げているまちもあるんです。確かにうちは財政が厳しいからできないかもしれないけど、たとえ半分じゃなくても、2割減でも3割減でもできたらいいなと思うんです。覚えているのは、大口町だとか、岩倉市だとか、弥富だとか、そういうところでは成果を上げているんです。たまたま来ていた議員が、こういう成果が上がっているよということで発言をされました。うちみたいな小さな財政の町はなかなかやれないかもしれないけれども、半額じゃなくてもいい、先ほど言いましたように本当に少しでも安くしてあげたらと思うんです。例えば、南知多町が同時入所の場合2人目を無料にしていますけれども、美浜町もできないですかね。

○厚生部長（岩瀬知平君）

第2子無料化につきましては、南知多町で実際に実施をされておりますけど、急に保育園に入れたい人がふえたりしてなかなか問題があるというふうにお聞きをいたしております、今のところ第2子を無料化にするという考えはございませんので、よろしく願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

何でもそういう考えはないというふうに一遍で切っちゃうんじゃないくて、検討してみなきゃいけないと思うんですよ。南知多町では同時入所が乳幼児に多くて、無料にしたものだから乳幼児がぱっとふえて乳幼児室がぐんぐんやわんやになったという話は聞いていますけれども、でも、そうやって無料にするとこれだけ話題になる、無料だよ、2人目同時入所だと無料だよ、話題になることは大いに結構なことで、やはり、お金だけじゃありませんけれども、こういうことも検討して、どうしても検討してやれなければ仕方がないですけども、検討するべきだと私は思います。一概にぴっと切るんじゃないくて、そうしていただきたいと思います。いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

乳児につきましては、美浜町の状況ですけれども、現状におきましてもほぼ満タンです。お断りをせないかんというような事態も起きております。

その中で乳児を無料化にすれば、これは大変な混乱になることが間違いないわけですし、まず、無料化をするというためには、まずは乳児の定員をふやして保育施設を充実させないかんということがありますので、現時点では考えておらんというふうにお答えをいたしました。

○6番（鈴木美代子君）

私、本当に満タンで悲鳴が上がっているというのは、これ以上ふえると悲鳴が上がるというのは本当にうれしい悲鳴だと思うんです。子供がいなくてということが問題になっているんですけども、いや、子供がこれからも生まれてくるということはうれしいことじゃないかと思うんですね。

確かに乳児保育をするには、その条件をつくらなきゃ、整備をしなければならいんですけども、そういった整備を考えて近い将来に無料にできないかと思っているんですけども、いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

現時点で無料化というのはもちろん考えられないといいますが、今、結構高い保育料を払っていただいても入れたいという人がたくさんおる中で無料化ということはちょっと考えにくいのと、これからどんどん子ども子供が順調にふえてくるといってもなかなか考えにくいので、すぐに保育園を大きくしてということもなかなか難しいのかなということを思っております。もちろん乳児はこれから充実させていかなあかんということは事務局としては思っております、その検討にはもちろん入って庁内の中では検討しておりますけど、現段階で無料にはできない。

保育園の園児1人頭100万円かけて、年間100万円の町費を使って育てております。それで、負担はほぼ平均20万円ということで80万円の持ち出しがある中で、この美浜町の財政を考えますと、第2子無料化までは難しい、第3子なら検討の許容の範囲に入るのかなというふうに考えております。

○6番（鈴木美代子君）

要するに、町長さん、笑ってみえるけど、私に資格はないものですから、孫は私も何人もおるんですけども、本当に小さい子供が最近見られなくなった、本当に残念ながら。美浜町はまだ150人をあんまり切っていないと思うんですけども、本当に子供の数をふやすには、あれもだめ、これもだめなんて言っていないくて、本当に思い切った施策が私は必要だと思っております。少子化対策についてはこれで終わりますけれども、本当に思い切っ

た施策をしないと、私は後から後悔すると思うんですよ、本当に、あのときもうちょっと頑張って子育て施策をやればよかったなど。今、現時点で、私の同僚じゃなくて、私たちの愛知県内のいろんな議員が集まる会議で、実際に成果が上がっているよと、子供がふえているよと、それはたくさんふえているわけじゃなくて毎年毎年ふえていっているよという話を聞いていますから、やっぱり、町が頑張れば絶対に若い世代も永住してみようかという気になると思うんですよ。このままでは、私にも小さな3歳の子がいますけど、孫が、このままでは、ここにおいて幸せかどうかなんていうことも言われちゃいますので、本当に子供をふやして、子供がいっぱいになるような、そういった施策を、きっちり覚悟を決めて考えてほしいんですけど、いかがですか。

○町長（山下治夫君）

鈴木美代子議員、議員の立場から美浜町の少子化対策について、本当にありがとうございます。

ただ、私と議員の立場は1点だけ違います。それは、私としては、全体を見ながらこの町の魅力を上げることが、少子化、高齢化に、非常に対策として大きいのではないかなと、そんなふうに感じております。

今、担当部長、担当課長も、るる御説明をさせていただきました。いろいろなことに取り組んでおりますが、あくまでもそれは担当としての取り組みであって、私としては数年前から、まず結婚してもらおうと。本当に、これ、大事なことなんです。結婚してもらおうと。その前には、美浜町に住んでもらわなきゃいけない。じゃ、美浜町の魅力をどう上げるべきか。その中として、今、公共下水道も含め、検討に入らせていただきました。それぞれが大変な事業であります。しかし、この美浜町を持続可能な町とするためには町全体の魅力を上げる、そのためには、まず住んでいる方々に、この美浜町はいいぞ、住みやすいぞということを理解していただいて、大切に育てたお子様、お嬢様が美浜町に戻ってきていただきここで生活をされるようなことを、私たちはいろんな方面の施策を通じながらやっていかないといけない立場だと理解をしております。

そうした中、保育料、給食費の半減、それも大切なことだと思いますが、なかなかそこまで行き着くことには難しいのではないかなと。

今、私の立場として答えられることは、町の魅力を上げよう、ここに住んでいる方々が引き続き住んでもらえるように、また、大切に育てたお子様、お嬢様が帰ってこられて子育てしやすいようにするためには、今住んでいる方々の御理解、御協力が一番大事だと、簡単に言えば、美浜町で子育てしやすいぞ、私たちも応援するからみんなでどうというような雰囲気をつくっていくことじゃないかなと、そんなふうに思っておりますので、御理解のほど、よろしくをお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

町長の言うとおおり、私もよくわかります。そのとおおりだと思うんですけども、本当に今、子供が減っているのを、どういうふうに歯どめをかけるかということは難しいことで、長い先を考えて、確かにそのとおおりだと思うんですけども、私はまだ問題がありますので、これで終わります。

国保についてです。国保について、単年度黒字は7,447万円で、24年からの繰越金が7,883万円あって、会計として1億5,330万あるという話を聞きました。基金も9,074万円ありますので、合わせて2億円以上のお金が、今、美浜にはあるわけですね。確かに町から応援してもらっています、3,000万円。南知多町も3,000万円みたいですけど、3,000万円応援してもらっていますね。それで、12月議会で補正を組んで3,700万円を国に返さないといけないということで、そういうお金も知っています。でも、あと残るが700万円とかなんとかというのはちょっとよくわかりませんでしたけど、今の説明では、まだ、本当に基金が9,074万あるものですから、本当に世帯1万円じゃなくても、世帯その半分でも国保税を下げたら私はどうかと思うんです。もう、今、ずっと、本当にみんな不況で苦しんで、税金を払うのがやっとなんかという人がいっぱいいるんですね。その人たちに御褒美という感じでもい

いから、少しでも国保税を下げるあれはないでしょうか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

先ほど壇上で20年間放置したままだというふうにおっしゃられたんですけど、20年間も据え置いておくということで考えていただければ大変優秀だと私自身は思っておりますし、ほかのところが上がっている中で美浜町は据え置いてきたということございまして、平成24年に実は資産割を少し下げさせていただきまして、実際所得がなく資産だけある方にとっては有利な制度にさせていただいたというふうに思っておりますし、現在、美浜町の国保税が県内でどのぐらいかという、ちょうど半分ぐらいなんですよね。54市町村のうちの19位ということで大体半分ぐらいのところにおりますし、知多半島の中でも6番目ということで、低いというか、真ん中ぐらいのところにあります、その中にある中で美浜町の医療費というのは県内でもワースト10に常に入っている状況でして、そういう中で無理をして今の状況というか、今の水準を確保しているということでございますので、本当に下げるといことは、ちょっとびっくりするというか、そんな発想はとて事務局サイドでは出てこないんですけど、たまたま単年度だけが一般会計から入れていただいたおかげで黒字になったということございまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君に申します。答弁含めてあと5分ですから。51分に終了になります。

○6番（鈴木美代子君）

国保については本当に、私が議員になってどのぐらいだったか忘れたけど、そのころ下げました。その後、2度ほど上げています、齋藤町政の中でね、すぐじゃないですけども。上げたり下げたりは確かにあるんですが、今、やっぱり、本当に私は、基金も9,000万あるものですから、今、そのぐらいのお金は使えないかなと。だって、本当にみんな頑張っているんですもん、町民は。だから、1世帯1万円じゃなくても、半分でも、3分の1でも国保税を下げてあげる、それは、私はやるべきではないかなと思っています。

それから、最後、言います。布土川を見に行きました。布土川を見に行くと、草刈りがすごいきれいなんです。

大川は、まだ今これからやってくれるのか、その辺も定かじゃないですけども、中州というところに、古木というのか、雑木というのか、そんな木があって、大きな木があったり、それから、こういうのりみたいなのところにも大きな木が生えていたり、それから、底も何もきれいでした、布土川は。でも、底も、ヨシがいっぱいぐしゃぐしゃになっていて、まさに大川の川、布土川と比べれば、大変汚い川に見えました。

私は地元の間人ですけども、本当に区会のほうで周りを草刈りをやっているんですけども、あれでは本当に見劣りしちゃいます、布土川と大川を比べると。ぜひ県のほうにはもっと強く要求して、あそこの川の底の草を、しゅんせつまでできないにしても、川の底のヨシをきれいに取ってほしい。それから、中州の雑木も、大きくなった木も、あれは災害が起きたときに、川がああいう木を、邪魔してああいう木の上を走ったりするから、水があふれたり、そういう原因にもならないとも限らんし、私は要求しておきますけれども、いかかですか。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほどの答弁で、私、お答えさせていただきましたんですけど、最終的に、南知多、美浜の2級河川が、草刈りが終了後に、中州の樹木の抜根、伐採のほうに入らせていただくと、このような計画ですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、簡潔にしてください。

○6番（鈴木美代子君）

それはいつごろになりますか。いつもだといつごろになりますか。

○建設部長（片岡 勝君）

まだ南知多のほうの草刈りが終わっておりません。そういった報告を受けておりますので、時期的なことは今後また県のほうに確認をとらせていただきますのでお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

これもちまして、鈴木君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9月5日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午前11時52分 散会〕

平成26年 9 月 5 日（金曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成26年9月5日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前 9 時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

現在、天気の不順が続き、稲刈りがはかどらず心配の中、黄金色した稲穂が実をつけまして、まさに実りの秋が近づきつつあります。当地では、ことしも豊作のように思われます。

さて、傍聴者の皆様、朝早くからお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。議員、執行部とも、一生懸命頑張る所存でございますので、よろしく願いいたします。

なお、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りになるよう、御協力をお願いいたします。

1点だけお願いします。傍聴者の皆さんですが、実は、今後の我々議会活動をさらに活性化するためにアンケート用紙を用意させております。お気づきになりましたらお帰りの際に、回収箱がありますからその中に入れてもらいますよう本当に思っております。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうちの4名を本日举行します。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

1つ注意をします。実は、昨日、質問者及び答弁者とも声が小さくなるという御指摘がございました。このマイクホンを上手に使っていただきたいと思っております。

それでは、大崎君は質問する準備をしてください。

1番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎卓夫君、質問をしてください。

[1番 大崎卓夫君 登席]

○1番（大崎卓夫君）

おはようございます。

あらかじめ議長に提出いたしました通告書に基づいて質問いたします。

1点目、美浜町集中改革プランについて。

(1) 平成17年から21年にかけて、美浜町集中改革プランというのが行われました。これはどのような趣旨で行われた計画でしょうか。また、どのような取り組みをしてきたのでしょうか。

(2) 平成21年で終了していますが、その後はどうなっているのでしょうか。

2点目、指定管理者制度について。

(1) 美浜町集中改革プランの中で出てきました指定管理者制度とはどのような制度なのでしょうか。わかりやすく説明してください。

(2) 美浜町ではどのような施設が制度の対象になるのでしょうか。また、これまでどの施設に導入されているのでしょうか。

3点目、日本福祉大学の地(知)の拠点整備事業について。

(1) 先月の新聞に、日本福祉大学が文部科学省に申請した地(知)の拠点整備事業が採択されたという記事が載っていました。このことについて、町は内容を把握しているのでしょうか。

(2) この事業は大学が地域と一体となって進める事業のようですが、町としてはどのようにかかわっていくつもりでしょうか。

通告書の質問は以上です。

[町長 山下治夫君 登壇]

○町長(山下治夫君)

大崎卓夫議員の御質問にお答えをいたします。

私からは美浜町集中改革プランについての御質問にお答えをし、そのほかについては担当部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、御質問の1点目、どのような趣旨の計画か、また、どのような取り組みをしてきたかについてでございますが、まず、前段について答弁いたします。

集中改革プランとは、平成17年3月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が国から示されたことにより、平成17年度から21年度までの5年間に行政改革を集中的に実施するため、1、民間委託の推進、2、職員管理・給与の適正化、3、事務事業の再編整備、4、経費の節減等の4項目を中心として具体的な取り組みを行い、住民の皆様にもわかりやすいように、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いて明示した計画でございます。

後段のどのような取り組みをしてきたかについてでございますが、計画の中心4項目について、計画期間中の代表的なものを申し上げます。

1、民間委託の推進につきましては、公の施設のうち、各地区の公民館等計12施設へ指定管理者制度などを導入いたしました。

2、職員管理・給与の適正化については、職員の定数を、平成17年度当初の242名を5年間で15名削減の227名を計画いたしました。平成22年度当初には21名減の221名とすることができました。また、給与の適正化面からも、各種手当の廃止及び手当のカットなどを行いました。

3の事務事業の再編整備につきましては、業務改善運動の実施、広域行政の推進、各種委託業務の整理等を行い、小さなことの着実な積み重ねによる改革を実施いたしました。

4の経費の節減等につきましては、未利用地の売り払いによる歳入増を図るなど歳入面での取り組みとともに、退職職員の不補充に伴う人件費の削減や各種手当の廃止などにより歳出減を実現いたしました。

この結果、5年間で、歳入において2億9,066万円の増と、歳出において6億4,698万円余の減額とすることができております。

次に、2点目の平成21年度で終了しているがその後はどのようになっているかについてでございますが、確かに、集中改革プランは5年間の計画であり、制度的には平成21年度をもって終了しています。

しかしながら、平成22年度以降も集中改革プランの趣旨に反することなく行政改革の推進に向けた不断の努力

は欠かすことなく継続していますし、また、住民の皆様にもわかりやすい行政であるよう、こちらも鋭意努力いたしております。

一例を申し上げますと、布土の旧志洞住宅跡地等未利用地等の売却などにより歳入の増を図りつつ、さらなる職員手当の見直しとして地域手当の廃止を実施し、年間約1億円の歳出減を実現しています。

また、行政需要に合わせまして、平成23年度に総務部を総務部と企画部に分割し、また、本年度には厚生部を再編するといった組織改革を実施しております。

あわせて、町独自の定員適正化計画に基づき、効率的な人員配置を行うことなどにより、平成26年度当初において、職員定数は前述の平成22年度当初よりもさらに3名減とし、218名で行政を行っております。行政改革の推進を粛々とこれからも行ってまいりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○総務部長（森田 篤君）

次に、大きな2点目、指定管理者制度についての御質問の1点目、指定管理者制度とはどのような制度かについてでございますが、物の本の表現を用いますと、地方自治体が所管する公の施設について、管理運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度であり、公の施設の管理運営に民間のノウハウを導入することで効率化を目指すがありますが、本町においてもこのような考え方によって制度を導入いたしました。

公共の福祉を増進するために町が設置している施設であります公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として運営できる制度でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、どのような施設が制度の対象となるか、また、どの施設に導入しているかについてお答えをいたします。

さきに少し触れましたが、町が公共の福祉を増進するために設置した施設でありますので役場庁舎も含まれますし、そのほかを例示いたしますと、保健センター、学校給食センター、図書館、総合体育館、小・中学校、保育所、各地区の公民館、産業会館等が指定管理制度の検討対象となる公の施設でございます。

なお、指定管理者の指定は各自治体の首長が条例で決め使用許可を与えるものでございますが、本町において各施設ごと個別に導入についての検討をした結果、小・中学校、保育所、児童館、保健センター及び役場庁舎については制度の導入にそぐわないと判断をいたしました。

指定管理者制度の導入実績につきましては、大崎議員も御存じのとおり、布土、河和南部、野間、奥田、上野間の各公民館、美浜町北方コミュニティ消防センター、古布老人憩の家、美浜町漁村センター、切山千歳の家、河和港観光総合センター、美浜町産業会館、美浜町立デイサービスセンターの計12施設について、集中改革プランの対象期間中に指定管理者制度を導入いたしました。

また、集中改革プランの期間後においても指定管理者制度の導入を継続して検討することとしました食と健康の館、水野屋敷記念館及び学校給食センター等のうち、食と健康の館につきましては平成24年度に指定管理制度を導入いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

続きまして、日本福祉大学の地（知）の拠点整備事業についての御質問の1点目、町は内容を把握しているかについてでございますが、この地（知）の拠点整備事業は、大学等が自治体を中心に地域社会と連携し、大学が

地域に根差した教育や社会貢献を進めるための支援をすることで、人材や情報、技術が集まる地域コミュニティの中核的存在として大学の機能強化を図ることを目的とするものでございます。

そうしたことから、平成24年度より地域と大学の連携推進に係る意見交換会を開催し、この事業の下積みとなる会議に職員が参加し連携を図ってまいりました。

当然ながら、日本福祉大学との連携は、平成22年度に締結しました大学、高校、町との3者での地域包括協定を初めとして、第5次総合計画に位置づけされた参画と協働のまちづくりを取り組んだ内容も合わせて、日本福祉大学とともに地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図る地（知）の拠点整備事業の計画を作成してまいりました。

また、この事業が7月中旬に東京の文部科学省で面接審査が行われた際には、町長もその面接審査に同席し、日本福祉大学と町との地域連携の取り組みを強く説明してまいりました。

その結果、全国から申請が237件となる中で採択は25件、9.48倍の高い競争率でしたが、愛知県内で唯一の採択となったものでございます。

次に、御質問の2点目、今後どのようなかわり方をするのかについてでございますが、今後におきましては、この事業も含めた中で、少子・高齢化や地域活性化等の問題解決を目指して、みはま地域大学などを有効に利用しながら地域の多様な力が協働する持続可能な連携を深め、地域が大学の人づくりにかかわれるような関係を構築するとともに、地域の福祉関連機能を美浜キャンパス内でも展開できるよう検討していく考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○1番（大崎卓夫君）

指定管理者制度についてですけど、通告書の答弁の中で、この制度を導入することによって民間のノウハウを活用できてサービスの向上にもつながり経費の節減にもなると、こう答弁されましたが、いい面ばかりではなくて悪い面もあると思うんですけど、もう一度メリット、デメリットについて説明してください。

○総務課長（本多孝行君）

では、メリット、デメリットにつきまして、いわゆる一般的に言われるメリット、デメリットというふうでお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、一番メリットとして挙げられますのは、やはり行政の人間が考えますとどうしても頭がかたいというふうによくお叱りを受けることがございます。そういったことを考えますと、民間ノウハウの活用をすることによりまして、より住民の方々に利用しやすい施設管理が期待できるのではないかと、その結果、住民にとってのサービス向上につながるということが一番のメリットというふうに言われております。

また、地方自治体といたしましては、そこに配置しておりました職員を他の業務へ配置がえするということが可能となってまいります。それによりまして、多様化する行政需要に対応することができるというふうにと考えられると思えます。

つまり、仕事量はどんどん増大しておりますので、従前のままでやりますと、職員をふやす、あるいは臨時職員をまた雇用するといったことで対応せざるを得ない、そういった事態も発生いたしますけれども、配置がえということで職員の数をふやさず、つまり経費をふやさずに行政需要の増加に対応できるということが期待できるものでございます。

また、指定管理者を受託した団体が例えば地域の住民の方々の組織であった場合なんかにつきましては、その団体を構成する住民の方々にやりがいというものが生まれてくるというふうに期待されております。その影響で地域の活性化というのも期待されるというふうに言われております。

しかし、一方、デメリットもやはりございまして、これも一般的に言われるデメリットを申し上げたいと思います。

その当該公の施設が、地方公共団体との関係がどうしても薄れる形になります。そういたしますと、その団体の、その施設としての政策立案が難しくなる。逆に言うと、行政との関係が薄れてしまうということがある。でするので、長い目で見た計画ができにくくなる可能性があるということが言われております。

また、指定管理者というのは永年ではございません。数年単位で交代することもあり得ますので、そういったときには運営の安定性に欠けるとということが不安視されております。つまり、3年で業者がどんどんかわっていったときにはスタッフがどんどんかわるわけですね。そうしますと、継続性というものがやはりなくなります。そうするとまた一からそのスタッフも覚えていかなければいけないということで、専門性がやはり失われてなかなか人材が育たないということになります。そうしますと、これは結果的には利用する住民の方々にとっての不便をおかけするという心配が出てくるということでございます。

また、これはみずからの戒めとしてというふうにたまたま書いてあったんですけども、行政が指定管理者制度を単純に経費節減の手段としての側面だけで捉えてしまうというおそれがあると言われております。とにかく手放してしまって、歳出といたしますか、経費の節減だけを図りたいというふうになってきますと、管理者として適切でない方が指定管理者として指定される可能性もございまして。そうしますと、必要なはずの設備修繕を怠り、あるいは日常管理を責任ある立場の職員において対応をしないといった、いわゆる手抜きが発生する可能性も指摘されてございまして、やはり施設としての安全管理上の問題が生じかねないということもデメリットとしてうたわれております。

そして、4点目としましては、市場原理による仕組み、要するにお金をもうけるということにだけ着眼点が置かれたりいたしますと、それが一番だと、民主的な意見は無視されてしまう、民主的なコントロールが否定されかねないというふうにも、これも物の本にうたってございました。

ですので、この指定管理者制度を生かすことというのは、デメリットをいかになくしてメリットの分をふやすかということでございますけれども、あくまでもその施設が住民の方々にとって使いやすいものになることが第一だという観点のもとに制度を導入するというのが一番大事であり、そのためには指定管理者となるべき方の資質というものが大変重要であるというふうに考えられるものと言われております。

以上です。

○1番（大崎卓夫君）

美浜町集中改革プランの中でこの指定管理制度というのが導入されたんですけど、これまで12の施設が指定されていますね。ほかにも対象となる施設として図書館とか体育館とか給食センターなどがあると思いますが、これらはまだ指定管理されていませんけど、何か理由でもあるのでしょうか。個々に簡単に説明していただければ。

それと、ほかの市町の状況はどうなっているか説明してください。

○生涯学習課長（坂本順一君）

生涯学習課が管理をしております施設について説明をさせていただきます。

美浜町総合公園体育館につきましては、職員2名、臨時職員1名、非常勤の管理人8名で業務を行っております。管理につきましては、テニスコート、グラウンド等もあわせて行っている現状でございます。

職務として、美浜町タウンマラソン大会、愛知県市町村駅伝の競走大会、スポーツ推進に係るスポーツ推進委員の事務、体育協会の事務局、日本福祉大学と共同で運営しているスポーツクラブの事務局などのスポーツ業務等につきましては施設管理運営の業務には含まれないため、職員の削減を図ることができないという理由により直営で管理業務を実施しております。

次に、水野屋敷記念館でございますが、水野屋敷記念館は、和室4室、給湯室を一体として、記念館を1つの建物として貸し出しをしている教育施設でございます。貸し出しにつきましては、生涯学習センターの受付において受け付けをし、使用開始時に開館するという小規模な施設であるため、単体での指定管理というものは考えておりません。

次に、生涯学習センターでございますが、職員4名、臨時職員2名、指導員1名で管理業務を行っております。文化祭、芸能祭、成人式、寿大学、講座教室等の業務は施設管理運営の業務には含まれませんので、こちらにつきましても職員の削減を図ることができないという理由により直営で管理業務を実施しております。

続きまして図書館でございますが、図書館は生涯学習センターとの複合施設であります。事務室、閉架書庫、ロッカーなどの施設は共用施設となっております。機構改革で平成21年4月1日より生涯学習課に編入されまして、生涯学習係と図書館係の垣根を取り払った形で、今、運営をさせていただいております。

図書館の係は、職員3名、臨時職員10名で、図書館業務と生涯学習センターを含む建物の管理、一体の管理をあわせて直営で実施しております。

平成26年度に指定管理をしている知多郡内の図書館の状況でございますが、3市1町でございます。平成21年度から知多市、常滑市が、平成24年度から武豊町が、平成26年度から大府市が導入しております。

また、指定管理を取りやめて直営に戻したのは、愛知県内では1カ所あります。それは新城市図書館でございます。平成25年度から図書館業務の指定管理をやめ、直営に戻し、施設のみの指定管理をしております。

また、郡内では東海市におきまして、窓口業務委託として、貸出・返却業務、資料整理・配架、施設管理の契約を行っているところもあります。

本町でも、図書館のみの指定管理が可能か、生涯学習センターを含めた指定管理、あるいは図書館の窓口業務の委託を含めて検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

お答えします。学校給食センターにつきましては現在の場所に移転後約30年が経過しておりまして、施設全体の老朽化も進んでおりますが、調理器具等につきましては順次更新させていただいております。が、将来の改築、移設については大きな課題として捉えております。

総合計画の広域的な連携にもございますように、現在、将来に向けての広域化の検討を実施しておりまして、それらの方向性、基本方針がまとまった段階におきまして運営方法の詳細検討に入ることとなります。

なお、学校給食は、単なる児童・生徒の栄養確保を目的とするのみではなく、子供たちの健康な生活習慣、食の大切さ等、さまざまな食育を指導する教育の一環ということで法律で位置づけられておりますことから、学校との連携調整、食育指導、労務管理等、さまざまな行政関連業務がありまして、民間業者への指定管理委託をすることにつきましてはデメリットも多いと考えております。現在のところは、指定管理者制度にはそぐわないのではないかなと考えております。

今後においては、どのような運営形態がベストであるかにつきまして、広域化とあわせて研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、5市5町の状況ですけれども、今、給食センター、指定管理者制度を導入している市町はございません。ただ、業務の内容ということで、調理業務について民間委託をしている市町が、今、4市町ございます。以上でございます。

○1番（大崎卓夫君）

私も個人的には民間でできることは民間でという考え方ですけど、事給食センターに関しては、やはり子供たちの食の安全のことを考えると公でやったほうがいいと思っていますけど、どうですか、もう一度。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

先ほども申し上げましたけれども、やはり教育の一環ということで、児童・生徒のいろんな面、生活面、それから健康面、それから食育面におけるそういった指導を、栄養教諭、栄養職員が今現在一生懸命やっておるわけですけれども、そういったことも今重視されておりますことから、やっぱり学校との連携が必要になってくるということで、一民間業者に全て管理運営委託するということはちょっと難しいのではないかなど。部分的な委託については今後も考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○1番（大崎卓夫君）

先ほどの答弁の中で、文科省の面接審査に町長が同席したと御答弁がありましたけど、これはどういういきさつで東京まで出向くことになったのか、そこら辺のいきさつ、また、その場でどういう話をされたのか、ちょっとお願いします。

○町長（山下治夫君）

これは担当を通じて私のほうに照会がありました。実は、日本福祉大学が地（知）の拠点整備事業に応募されたのは、昨年とことしの2カ年連続でございます。昨年も、正直申し上げて私は東京へ行って面接を受けさせていただきました。その中で、残念ながら採択には至りませんでしたけれども、今年度に至りまして、担当のほうにもう一度、日本福祉大学が地（知）の拠点整備事業に手を挙げたと、町長の御都合はどうだろうかというような問い合わせがありましたので、担当のほうに、私は万難を排して出るから大学のほうに私が必要であれば再度連絡が欲しいという連絡をさせていただきましたところ、町長にもぜひ出席してほしいということで、私も東京のほうに行かせていただきました。

その面接官は、向こうが5名で、日本福祉大学は私を含め5名がその面接会場に入れるわけでございます。国がやる面接ですので、待合室も全施設がばらばらなんです。会場に行って担当者に携帯が入ってくると何階のどこどこに来てくださいということで、被面接の大学とすれ違うことがないんですね。そのぐらい配慮された中での面接でございました。

今回、237件のうちの25件として採用されましたけれども、これは実は、国公立大学を含め各大学が今後の大学の方針として、地域とどうかかわり合っていくのか、どうやったら地域の必要な人材が大学として輩出できるかということを目的とした事業でございまして、私はその中で、実は移転以降の日本福祉大学との関係を述べさせていただき、私に対する質問は町はどうなんだということですから、大学は大変ありがたい、私たちとしても今、包括協定を結び、防災協定を結び、いろんな事業で大学のお力をかりておると、こんな小さな町に大学があることは誇りであると、ぜひともこの事業に町としても全面的なバックアップをするというようなことを述べさせていただいた結果、このような結果になったわけでございますので、よろしく願いいたします。

○1番（大崎卓夫君）

私はこれまで福祉大学と町との関係について何回か質問してまいりました。それは、このままでは美浜町から大学のキャンパスがなくなってしまうのではないかという、そういう危機感からであります。

今回、大学が文科省に申請した地（知）の拠点整備事業が採択されたということは、町にとっても大変うれしいニュースではないかと思っております。これを機にこれまで以上に連携を深め、成果を上げていかななくてはならないと思っております。

そこで、1つ提案があるんですけど、さらに連携を深める手段として、まだ指定管理されていない図書館や体育館、これらを大学に委託したらどうかと思うんです。私はこの質問をするために大学の図書館を見に行ってきました。私の想像をはるかに超える、非常に大きな設備と規模ですね。設備も最新式の設備が入っております。町の図書館を大学に任せることによって町の図書館もより充実すると思いますし、また、連携も深まってまさに一石二鳥ではないかと思っておりますけど、町長、お考えをお聞かせください。

○町長（山下治夫君）

先ほど地（知）の拠点でも申し上げましたが、大学がこれから地域を指定して文科省に申請したわけでございます。その地域というのは、美浜町、半田市、東海市、それはキャンパスがある大学ということでございます。

そうした中で、美浜町もしっかり、今後大学教育の中で、美浜でどういうことができるのかというようなことを、今後、学生、また、我々職員、また、地域の方々とともに研究されていくというふうに思っております。

そうした中の大学に指定管理者はどうだという御提案でございますが、図書館、また、体育館につきましては、今後、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。

○1番（大崎卓夫君）

近年、大学のキャンパスを郊外から都心へ移す動きが見られます。ある総合研究所の発表した記事の中で、郊外の自治体が大学のキャンパスを都心に逃がさないことは、大企業の工場誘致に成功するぐらい価値がある、そういう記事が載っていました。

私もそう思います。大学がこの美浜町にとって絶対必要な施設であるということ、町長を初め執行部の皆さんも常に念頭に置いて取り組んでいただきたいと思っております。

いま一度、町長の決意をお聞きして私の質問を終わります。

○町長（山下治夫君）

私は大学につきましては、こんな小さな町に福祉系の有名な大学がある、これは町の誇りであるということ、常々皆様にも申し上げ、私以下町の職員の幹部の方々とも大学は必要だからみんなで何とか頑張ろうというようなことから、いろんな協定、また、地域大学等の開設、スポーツクラブの開設を迎えてまいりました。

ややもすると東海キャンパスのほうに多くのもので移ってしまうんじゃないかという、家主組合さんを初め地元住民の方、不安を抱えておられます。どうかその不安を取っていきながら美浜町と大学との関係をよくし、さらには地域の発展につながるように双方に頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、また、議員におかれましても御支援のほど、よろしく願申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。大崎君は自席に戻ってください。

〔1番 大崎卓夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、森川君は質問をする準備をしてください。

8番 森川元晴君の質問を許可します。森川元晴君、質問をしてください。

〔8番 森川元晴君 登席〕

○8番（森川元晴君）

皆さん、おはようございます。

まず、最初に、今回、広島、北海道を初め各地で、ことしの夏の災害で命を落とされた皆様に、心より御冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。

今回の災害に対して、やはり豪雨、水災害が目立ったわけですが、隣町、三重県、岐阜県でも大きな被害が出ました。たまたまこの地方は災害がなかった、そのように捉えていますので、決して安心な場所だとは思っていませんので、よろしくお願いいたします。

議長の許可が出ましたので、通告の質問をさせていただきます。

1、将来を見据えた現在、最低限必要なインフラ整備と将来不安視されている社会保障について、今後、人口減少、高齢化の進展が及ぼす影響について問う。

(1) 町のインフラ整備の基本的な考え方は、将来的に人口が増加し、経済も安定し、町財政も健全であり、住民も将来の不安なく生活が送れることが前提と考える。そこで、現在、既設の社会インフラの老朽化または耐震化等、災害に備えた早急に対応しなければいけない町の事業、整備は何と考えるか。

(2) 過去、現在と積み上げた町の公債は、将来、町を支える次世代にどの程度の影響を及ぼすと考えるか。

(3) 団塊の世代が老年期を迎え、超高齢化社会に突入し、少子化と人口減少化を迎えるに当たり、介護・医療制度等、社会保障システムは将来どのような仕組みがとられると予想されるか。

(4) いま一度問う。美浜町の人口減少に歯どめをかけ、次世代への負担を少しでも軽減し、住みたい、住んでよかったと思える施策、事業は何か。

大きな2番であります。ことしの夏も自然災害の猛威で各地未曾有の災害被害が出ました。現在、美浜町が対応困難と思われる想定外の災害とは何か。

以上で通告質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

森川元晴議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、インフラ整備と社会保障について、今後、人口減少、高齢化の進展が及ぼす影響を問うの御質問のうち、町の公債は次世代にどの程度の影響を及ぼすかにお答えをし、その他につきましては担当部長より御答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町債の現況等を申し上げます。

平成25年度末における町債の現在高は56億4,074万5,000円、その内訳は、投資的経費に充当する普通債及び災害復旧債16億366万8,000円と、臨時財政対策債37億2,842万1,000円を主たるものとするその他のものが40億3,707万7,000円でございます。平成25年度主要施策の成果並びに実績報告書の189ページ以降に詳細が記載してございます。

町債の66.1%を占める臨時財政対策債は本来、各年度において国から地方交付税として交付済みとなるべき金額に相当するものであり、国の制度により地方自治体がやむを得ず公債を発行するものでございます。

ちなみに、私の町長就任直前の平成18年度末における町債の残高は総額66億3,495万8,000円、うち普通債及び災害復旧債が49億2,189万8,000円、臨時財政対策債が17億1,306万円でございます。この7年間で、総額で9億9,421万3,000円、普通債及び災害復旧債で33億1,823万円、それぞれが減少となる一方で、臨時財政対策債は20億1,536万1,000円の増加となりました。

先ほども触れましたが、この臨時財政対策債は本来、地方交付税として交付されるべきものを国の都合で町が

借り入れざるを得なかったというものであり、非常に複雑な思いを抱いております。

本来であれば単年度に収入し終えているはずの金額を町債により借り受け、20年間にわたって償還していくという事実がこの先も各年度追加される可能性が高いという点をどのように捉えるのか、この点が次世代への影響と言えるものと考えております。

議員御質問の内容につきましては、前述の町債の現在高、償還額、自主財源等の実情だけにとどまらず、国の制度の変遷によっても大きく影響を受けるものでありますし、また、日本全体で進行する少子・高齢化といった問題もかかわってまいります。

よって、次世代への影響を現時点で容易に判断できるものではないと考えておりますが、今後も決して安泰な財政状況ではないということは申し上げることができると思っております。

町の考えにより行う借金そのものは大きく減少しているとはいえ、臨時財政対策債も借金には変わりがないという事実を常に念頭に置きながら、今後も注意して行政を運営してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

[降壇]

○建設部長（片岡 勝君）

続きまして、インフラ整備と社会保障について、今後、人口減少、高齢化の進展が及ぶ影響を問うの御質問の1点目でございます。社会インフラの老朽化、耐震等、災害に備えた早急に対応しなければならない町の事業、整備は何と考えるかについてございますが、町民の皆様方の命を守ることに直結しますインフラ整備が優先されると考えております。

また、全て一律の整備水準とするものではなく、災害拠点施設など、地震発生時に確実に機能しなければならない施設もございますので、施設の役割や重要性により個別の検討を加えまして、より高い安全性を確保するよう整備していく必要があると考えております。

このことから、これまで主なものといたしまして、庁舎、学校、橋梁や道路の耐震化や長寿命化を最優先として整備を進めてまいりました。庁舎及び学校については全て整備が完了し、橋梁につきましては避難路や二次災害等を考慮した中で優先順位を定め、長寿命化修繕計画に基づきまして、32橋の橋の中から早急に対応が必要な6カ所の橋梁を整備してまいりました。また、道路についても同様に、幹線道路4路線のうち1路線の路面整備補修が完了している状況でございます。

今後も引き続き、修繕しなければならないものを随時整備してまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

本町の公共事業を含む普通建設事業費は、国、県の予算削減に連動する形で減少傾向となっております。この予算の中、老朽化・地震対策の加速と抜本的な強化、このことを図ることが必要であります。この実現は容易ではなく、国、県の財政支援が最も不可欠でございます。施設の更新だけを考えるのではなく、インフラストックの高齢化に的確に対応し、長寿命化に向けた取り組みをこれまで以上に進め、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、近い将来予想される巨大地震に備えまして、選択と集中により計画的な整備を進める必要がございます。

一例を挙げさせていただきますと、具体例として、県が管理します名鉄河和駅前の河和橋、これにつきましては、築造60年余りで耐用年数が過ぎておりますが、長寿命化を図るための調査や修繕整備を進めております。

町におきましても、国や県の修繕方法等の動向を参考にしながらインフラの戦略的な維持管理、更新等を進め

てまいりますので、よろしくお願いいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、御質問の3点目、介護・医療制度等社会保障システムは将来どのような仕組みがとられると予想されるかについてでございますが、議員御心配のとおり、日本の高齢化は急速に進んでおります。内閣府がまとめた平成25年版高齢社会白書によりますと、我が国の総人口は平成24年10月1日現在で1億2,752万人でございます。65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,079万人で、高齢化率は24.1%となっております。平成72年には、高齢化率は39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になることが予想されております。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、厚生労働省では平成37年を目途に、重要な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。本町におきましても、この地域包括ケアシステムの構築について、本年度新たに策定する第6期介護保険事業計画に位置づけし、平成27年度以降取り組んでまいりたいと考えております。

国は地域包括ケアシステムについて、高齢化の進展や地域資源に大きな地域格差がある中、市町村の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて取り組むよう求めておりますが、市町村にとっても課題は多く、非常に厳しい取り組みであると認識しております。

しかしながら、本町の高齢者が将来、適切なサービスを利用して自立した日常生活を送ることができるよう、地域の社会資源や産業などの実情に合った、自助、互助を含めた地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

次に、人口減少に歯どめをかけ、次世代への負担を軽減し、住みたい、住んでよかったと思える政策、事業は何かについてでございますが、昨年の9月議会でもお答えいたしましたように、町の魅力を高めることが一番と考えております。

企画部の関係で申し上げますと、ことし7月に実施しました婚活事業には、埼玉県や東京都、兵庫県など、県外からの応募が多数ございました。そうした住みたいと思える町の魅力が高まったことのあらわれと考えております。

また、第5次総合計画に位置づけしました「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の町の将来像を中心に町全体で取り組んでいく事業の住みたい、住んでよかったと思える政策、事業と考えており、積み重ねていくことが重要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（森田 篤君）

次に、質問の大きい2番、現在、美浜町が対応困難と思われる想定外の災害とは何かについてでございますが、災害対策基本法は災害について、第2条で災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」となっております。

これらが想定される災害という言い方ができるかと思いますが、議員御質問の美浜町が対応困難と思われる想定外の災害といえますと、豪雪、それから噴火、放射性物質の大量の放出、それから列車事故、航空機事故などが思い浮かぶところかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

今回は、本当に大変難しい、範囲の広い質問をさせていただいています。答えるほうも大変難しく、また、質問するほうも大変難しいと考えていますが、まず、1点目、社会インフラの範囲はもちろん大変広いですが、交通インフラの老朽化は今後、大きな課題と考えています。先ほども説明がありましたけど、道路、橋梁、護岸整備等は60年代後半から80年代前半に最も多く設置された施設であります。97年ごろピークに達していると。

そこで、現在の施設で、答弁があった河和橋以外で、建設後50年以上経過し、早急に補修、修繕等、長寿命化対策が必要と思われる施設は何でしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

交通インフラということでございますが、築造50年以上の施設といいますと、まず、町内の橋梁においては、美浜町、橋梁が110橋ございます。そのうち約半分、50橋程度ですけど、これが築造50年を経過しております。

また、護岸施設といたしましては、両岸あるわけでございますが、河和漁港の周辺、河和漁港より北側の地区になります。築造50年を経過しておる護岸がございまして、それから、上野間漁港がございまして、上野間漁港の、これも北側になりますけど、これも50年以上経過しておる施設がございまして。

そういった施設は町内にはたくさんございまして、そうした中で、先ほども答弁させていただきましたですけど、橋梁の場合でございますが、110橋のうち10メートル以上の橋梁が32橋ございまして、そうした中で順次着実に耐震並びにそういった長寿命化計画に基づきまして整備を進めていっておるのが現状でございます。

そういった中で、やはり交通インフラの中では、道路、橋梁、これが一番ではないかと、このように考えております。

○8番（森川元晴君）

基本的なことではあります。行政が把握しているそれらの施設の対応がまず優先ではないかなと、いつ起きる災害に備えてでも、また、これは住民が一番それを願っているのではないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

また、今の部長さんの話にちょっと補足をさせて、自分の意見ですけど、この交通インフラのことに言いますと、古い家が立ち並ぶ、旧道というのか、そういうところは、どこの地区でもそうですけど、やはり道が狭い、自分の屋敷というのか、車庫に車を入れるのも難儀なような狭い道もあります。また、救急車両等がやっぱり入りにくい場所もあります。

今の交通インフラは大きな話でございますが、町にとりましても本当に、今から次の世代の人に住んでいただく、土地はあるけどやはり住めないじゃ困りますので、やはりそういう整備もお願いしたいなと、そのように感じていますので、よろしく願いいたします。

次に、お金のかかることではあります。次に財源の話ではあります。現在、財源負担、住民負担の増大が懸念される中、先ほど町長もお話がありましたけど、財源の確保はどのように考えているか、お答えください。

○総務部長（森田 篤君）

町の財源確保はどのように考えているかという御質問でございますが、平成25年度の決算におきましては自主財源の比率が約55%ということで、ここ数年変わっておりません。ということは、残りの45%というのは依存財源という形になっておりまして、自前の財源で自主的な財政運営がしにくいという現状でございます。

したがって、できるだけ自前の財源をたくさんにし、また、国、県からの補助金を多く獲得していくとい

う、そのような努力が必要とは思っておりますが、なかなかそれも難しいのが現状でございます。

財源には限りがございますので、これから行っていく事業につきましても、選択と集中を考え、無駄遣いをしないで、身の丈に合った町政をしていくということで財源を確保していかなければいけないのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いをします。

○ 8 番（森川元晴君）

ありがとうございます。

先ほど、国や県からの補助金等を確保していくというお話がありましたが、国の借金自体が1,000兆円を超える中、もちろん今後の経済の行方はわかりませんが、どちらにせよ血税で賄うしかありませんので、その中で、先ほども部長さんが言われましたけど、本当に最低限必要で住民が必要としているものに対して税金を使っていたらいいかと、そのように感じています。

一方、大きな課題として、施設に対して維持管理、更新等、今後、人口減少等が進む中、美浜を支える生産年齢人口、15歳から64歳の将来の推計人口をどのように考えているか、その辺をお答えいただけますか。

○ 企画部長（靱山博資君）

将来の推計人口というお話でございますけれども、美浜町の人口につきましては平成17年をピークに減少傾向に転じております。そういった中、平成17年から次の回の国勢調査の平成22年までの5年間で約5%弱の人口が減少をしております。

今後この傾向は続くと思われまますので、生産年齢人口につきましてもそれに比して年1%ぐらいの減少で推移をしていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○ 8 番（森川元晴君）

ありがとうございます。

これは将来、大変大きな問題と捉えています。現在、雇用が少ない美浜町というか、知多半島南部にとっても、それこそ早急に隣町と広域的に考える問題ではないかなと思っております。雇用場所が都市部のほうに集中する中、家庭、体だけ美浜町で住んでくださいというのも、そんな都合のいい話はなかなかできませんが、今、最低限、何よりも早急に求められているインフラ整備。今は自動車社会であります。雇用場所まで通勤時間の短縮とか、また、災害時に孤立しないためにも道路の整備というのが、先ほどの旧道も含めて整備というのが一番早急に対応しなければいけないかなということを思っています。

8月11日でしたか、県のほうに要望も、私も行かせていただきまして、一言だけ言わせていただきました。先ほど両町ということを行いましたけど、美浜が孤立したり潰れたりするということは美浜だけの問題ではなくて、やはり南知多にも影響していくんだよということだけ一言県のほうに言わせていただきました。

また、要望等も強めていただきたいと、そのように思っています。

本当に難しい質問ではありますが、いま一度、人口減少と今後のインフラ整備等のバランスについて、税収等が減、利用人口等も減が見込まれる中、町の財源、また、維持管理等は本当に大丈夫だと思っていられるか、その辺をお答えいただけますか。

○ 総務部長（森田 篤君）

町へ入ってくる財源に限られる中、いろんなインフラの老朽化が起こってきますが、老朽化したからといってすぐに更新することはできませんので、施設を補修しながら長く使っていく長寿命化を進めながら、我慢をしながら維持管理をしていくというふうな形で苦しい財政運営をしていかなきゃいけないのかなというような感じを

持っておりますので、よろしくお願いをします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

ちょっときついような言い方をさせていただきますと、私が不安と感じているのは、将来の見込みを甘く見込むと、あめとむちではありませんが、現在があめであり、将来がむちにならないようなことを願っていますので、よろしくお願いをいたします。

ちょっと借金の問題のことを聞こうと思ったんですけど、社会保障のほうの関係でちょっと質問をさせていただきます。

もちろん社会保障関係もとても範囲が広いのでありますが、先ほど政府は、2015年度予算編成に向けた各省庁の概算要求額が過去最大の100兆円を超え、消費税増税後初の予算要求だが、その中の記事で気になる内容は、国の推計では、人口がこのままだと2060年に約8,700万人と、50年で3割減ると、次の世代が減り続ける少子化は働き手が不足し、国内の市場も縮小して経済活動が停滞する、社会保障制度の維持も危うくする、少子化は社会の静かなる有事と言える、また、15年度予算案では最長4兆円の人口減対策など特別枠が設けられるとの記事がありました。

また、その反面、各省庁は予算の源が血税の意識が乏しいままだとか、将来世代にツケを回して財源を得ている、限られたお金の使い方を真剣に考えてほしいとも書かれていました。

そこで、今回の記事も踏まえて、町として率直に国の動向をどのように捉えているか、お答えいただけますか。

○総務部長（森田 篤君）

新聞のほうによりますと、第2次安倍改造内閣につきましては、地方創生を重要課題に掲げ、少子化対策や地方活性化のために交付金や補助金の支出をふやそうとしておるといふふうに記載がございます。

今後、具体的な政策が国のほうから順次示されると思いますが、町としては、その政策が町の身の丈に合った事業かどうかということを判断基準にして対応していきたいと、そんなふうには思っておりますので、よろしくお願いをします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

正直言って、こんな国政の質問をして申しわけないなというふうに思っています。新聞記事では、ばらまきではないかとか、いろんなことが言われていますけど、私自身も本当にどうなるかということは想像が付きませんが、ただ、言えることは、先ほども言いましたけど、1,000兆円以上の借金があるということと、また、次に消費税がいつ増税されるかというところで、本当に国民、まして住民の人たちはそんなことで頭がいっぱいではないかなというふうに思っていますので、やはりこの国の動向というのは、余り、期待というのか、見込めないかなというのが率直な、僕は思っています。

いま一度、またちょっと美浜町のほうに戻します。今回の質問の大きなテーマは、全て関連した人口減少化問題であります。もちろん大変難しい問題であり、答弁側も難しいと感じています。私自身の結論、考え方を言いますと、今後、町の姿は、よく町長、先ほどからも部長も言われていますように、身の丈に合った政策、できれば借金をつくらない、住民の活力を利用、協力を求めた町独自の住みたい、住んでよかったと思えるまちづくり、また、社会保障改革等が最優先と考えています。

もちろん、生活に支障が出ない最低限のインフラ整備は絶対に必要と考えますが、いま一度、町の考える優先順位の施策、事業を何と考えるか、いま一度お答えをお願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

議員がおっしゃります、先ほども総務部長が答えさせていただきましたけれども、インフラ整備につきましては、施設の長寿命化等を図りながら今後進めていくということで方向性を定めまして、あと、昨年つくりました総合計画に戦略プロジェクトというものを定めておりまして、その中で、交流人口の増加、女性や高齢者が働ける場づくり、子育て環境の充実、住民間のきずなづくりといった、そういった具体的なことといたしますとソフト事業になるんですけれども、そういった事業を中心に今後進めていけたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

とにかく、冒頭の答弁でもお答えしましたように、町の魅力を高めることが一番というふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

まさしくそのとおりだと自分も思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、自然災害のほうに、大きな2番のほうに入らせていただきます。

想定外の災害とは何かということも、これも大変難しい質問でして、今、答えられた出来事とか災害は豪雪とかいろいろありますが、美浜町に関係していないというような感じのお答えでありましたけど、そういう豪雪とか放射線とか噴火とか、そういうことも逆に言うと想定ができることも捉えることができますし、では、事前に対応してくれと言われても困ると思いますけど、ただ、今は想定外の災害があるということだけは誰もが知っていると思います。

結局何が言いたいかという、町が対応できない災害があるということを住民に周知していただきたいと思っ
てこの質問をしています。

そこで、最初に、74名が死亡、行方不明となった広島市の土砂災害は、あれは天災であるか人災であるか、お答えいただけますか。

○議長（磯部輝次君）

森川君、今、その質問は、町に対する、ちょっと論外になってきていると思うんですが、どうですか。

○8番（森川元晴君）

そうだね。これはいろいろ、ちょっと個々の思いもありますけど、いいですか、質問内容を変えて。済みません。

○議長（磯部輝次君）

あと5分あります。

○8番（森川元晴君）

今、なぜそのような質問をしたかといいますと、今回の広島市の災害の教訓は結局、自分の住む場所の地形や地盤の変化、また、日ごろから監視して把握しておくこと。そして、新聞記事にも載っていましたが、避難勧告は必ずしも適切なタイミングで出されない。行政が住民に警戒を呼びかける情報も必ずしも届かない。結局は、住民自身が意識して警戒することがみずからの命を守る最良の方法だと、このような記事が載っていました。

これはどんな災害でも当てはまることだと感じています。とはいえ、行政として早急に対応が必要なことがあると思います。それを最後の質問とさせていただきます。

最近の災害は多様化し、質の変化を感じます。俗に言う今までの認識とは違う災害ではないかなというふうに

感じています。早急に、町としても今まで以上に、どの地域にどのような危険があるか把握し、住民に周知する必要が急務と思いますが、その点の考え方についてお答えください。

○総務部長（森田 篤君）

どこにどんな危険があるかということの把握と周知ということですが、平成25年度、昨年も町のほうで作成しましたが、災害ハザードマップを作成し、そちらのほうに危険な場所等について一覧として載せて、全世帯へ配布させていただいておりますし、これからも新しいそういう危険な場所等がわかった場合には定期的に更新をしながら配布をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

できれば、危険な箇所と思われるようなところが新たに出てくるようなことがあれば、これは仕事だと思えます。職員の方がその場所にやはり出向いていただいて、やはり周知、また、警告等をしていただきたいと、先ほど言いましたハザードマップや広報だけに頼るのではなくて、やはりじかにお話をさせていただきたいなど、そのようなことを感じています。お願いになりますけど、お願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、森川元晴君の質問を終わります。元晴君は自席に戻ってください。

〔8番 森川元晴君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩といたします。再開は10時55分。20分間といたします。

以上でございます。

〔午前10時34分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

引き続きまして会議を開きます。

山本和久君は質問をする準備をしてください。

10番 山本和久君の質問を許可します。山本和久君、質問をしてください。

〔10番 山本和久君 登席〕

○10番（山本和久君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問してまいります。

本日は3項目について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1点目、商工会のプレミアム商品券事業の助成について。

平成24年度より3年間の助成ということで始まったプレミアム商品券事業ですが、過去2年は発売より数日で完売となり、ことしはわずか1日半で完売となりました。

この事業は地元商工業者の活性化につながる事業であり、また、町民の皆様にも大変喜んでいただける事業だと思います。

そこで、以下、3点質問いたします。

これまで実施した3年間の商品券の発行額は幾らか。

町は過去3年間の商品券の販売実績をどのように考えているか。

(3) この事業は町民の注目度も高く、消費者、商工業者ともにメリットがある。そこで、来年度以降もこの事業をより進化した形を含めて継続すべきと考えますが、町の考えは。

次に、2点目、美浜町の精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成について。

精神障害者の一般疾患に係る医療費助成については、他の障害者医療費助成に比べておこなわれていましたが、平成25年10月より一般疾患も対象とする拡大が図られ、より充実した内容になりました。

しかし、精神障害者(精神障害者福祉手帳1・2級所持者の方)の一般疾患に係る医療費助成については、一旦医療機関で自己負担分を支払ってから役場で医療費助成の申請をしなければ受けられない。ほかの障害者の医療費助成については医療機関での自己負担の支払いをする必要がなく、いま一步おこなっていると考えます。

そこで、以下、2点質問します。

(1) 障害者自立支援法のもと、平成25年10月より、精神、知的、身体の3障害者の方は同じ医療助成内容になりましたが、受取方法に違いがあるのはなぜか。

(2) 精神障害者の方に対する医療費助成についても、受取方法を他の障害者の方と同様にすべきと考えるが、町の考えは。

最後に、3点目、地震、津波以外の防災対策について。

平成23年の東日本大震災後、この地方でも大きな地震、津波が予想され、本町においてもさまざまな防災対策が進められてきました。

一方、昨今は異常気象等の影響により、ゲリラ豪雨や竜巻が頻繁に起こり、現在も起こっているような広島市や南木曾町、昨年、伊豆大島等での大きな被害が発生しています。美浜町においても豪雨時は土砂崩れの発生や河川の氾濫が危惧されているところがあります。

そこで、以下、4点質問します。

(1) 美浜町の地質は主にどのようなものか。

(2) 町内における土砂崩れ等が心配される危険箇所は何カ所あるか。また、その対策は進んでいるか。

(3) 避難勧告、避難指示等を出すためのマニュアルはあるか。

(4) 地震・津波時の避難場所と台風・豪雨時の避難場所は区別しているか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長(磯部輝次君)

答弁を求めます。

○経済環境部長(齋藤 博君)

山本和久議員の御質問にお答えいたします。

初めに、商工会のプレミアム商品券事業の助成についての御質問の1点目、これまで実施した3年間の商品券の発行額は幾らかについてでございますが、平成24年度は1万円の商品券を9,000円で3,000セット販売する形態をとりましたので、発行額2,700万円、額面3,000万円でございます。なお、プレミアム商品券を扱う加盟店舗数は161店でございました。

平成25年度及び本年はいずれも1万1,000円分を1万円4,000セット販売いたしましたので、発行額は4,000万円、額面で4,400万円でございます。なお、加入店舗数は両年度とも156店舗でございます。

次に、御質問の2点目、過去3年間の商品券の販売実績をどのように考えているかについてでございますが、2,700万円から4,000万円という規模の個人の現金がわずかの日数の中で動いたという事実から、このプレミアム

商品券発行事業が本町の経済に与えた影響の大きさを物語っており、これほどインパクトを持った事業は過去においても恐らくなかったのではないかと考えております。

次に、御質問の3点目、来年度以降もこの事業をより進化した形を含めて継続すべきと考えるが町の考えはについてでございますが、来年が町制60周年であることから、それを記念するような形で継続できればありがたいと考えております。

議員御指摘の詳細な分析を行うためにも、どのような業種でプレミアム商品券の利用が伸びているかなど、商工会の報告をいただきながら、町民の皆様には喜ばれる商品券、愛される商店街を目指してともに努力してまいりたいと考えております。

議員の皆様にも御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、美浜町の精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成についての御質問の1点目、精神、知的、身体の3障害者の方は同じ医療助成内容になったが、受け取る方法に違いがあるのはなぜかについてでございますが、精神障害者手帳1級・2級所持者の方に対する医療費助成につきましては、平成25年10月以前は精神通院に係る障害者自立支援受給者証保持者と精神病棟への入院のみを助成対象としておりましたが、平成25年10月からは一般疾患の医療費にも助成対象を拡大いたしました。

この助成拡大以前から、精神病棟への入院についての助成方法は現在と同じく、医療機関で支払った後、申請していただく方法となっております。

平成25年10月からの助成拡大では、助成対象範囲を精神病棟への入院のみから一般疾患も対象とするをいたしました。助成方法については変更しなかったため、現在のような助成方法となっているものでございます。

次に、御質問の2点目、受取方法を他の障害と同様にすべきと考える、町の考えはについてでございますが、地域障害者家族会かもめ会からも、身体障害者の方の医療費助成と同様の助成方法としてほしいという旨の要望をいただいております。

近隣の市町では、武豊町が本町と同じような方法で助成を始めましたが、現在では他の障害者同様の方法で助成しております。

本町でも、精神障害者の方々の利便性を図り、福祉向上に役立てるためにも、他の障害者の助成と同様となるよう医療受給者証を発行し、医療機関の窓口で助成が受けられるように変更したいと考えておまして、その時期は、医療機関との打ち合わせの期間、対象者への受給者証の発行、周知期間等を考慮いたしまして、平成27年10月1日実施を目途といたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○総務部長（森田 篤君）

それでは、大きな3番目、地震、津波以外の防災対策についての御質問の1点目、美浜町の地質は主にどのようなものかについてでございますが、先般、議員の皆様にもお配りいたしました美浜町地域防災計画の冊子の中に地震災害対策計画編があり、その中に「本町の地質」という項目がございます。その内容につきましては、ぜひ一度御確認をいただければと思っております。

概略を申しますと、本町の南部に存在します師崎層群は主に砂岩、泥岩、凝灰岩により形成されており、主に本町中央部分に分布している常滑層群は、砂れき層、砂の層、シルト層、粘土層が主な地質でございます。

本町北部に分布する武豊層はチャート、石英斑岩などのれき層で、本町の西海岸の野間層と呼ばれる段丘堆積

層につきましては、砂れき、砂、シルトなどから成っております。

なお、先ごろ広島市で大きな被害を引き起こしました真砂土につきましては、本町では存在を報告されておられません。

次に、御質問の2点目、土砂崩れ等が心配される危険箇所は何カ所あるか、また、その対策は進んでいるかについてでございますが、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家等がある場合としての急傾斜地崩壊危険箇所が73カ所、土石流発生の危険性があり人家等に被害が生じるおそれがある溪流としての土石流危険溪流が2カ所、地すべりが発生あるいは発生するおそれがある危険箇所のうち、人家等に被害を与えるおそれのある場所である地すべり危険箇所が1カ所となっております。

なお、対策がなされている箇所につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所が5カ所、地すべり危険箇所が1カ所となっております。

また、いわゆる土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が64カ所、土砂災害特別警戒区域が59カ所指定されております。

次に、御質問の3点目、避難勧告、避難指示等を出すためのマニュアルはあるかについてでございますが、美浜町地域防災計画の中で「避難の勧告・指示」という節がございます。この節の中に避難の勧告、指示を発令する基準についての記載があり、これを受けまして、美浜町水防計画の中で、水害、土砂災害、高潮と津波災害の3つについて基準等が定められております。

次に、御質問の4点目、地震・津波時の避難場所と、台風、豪雨などの避難場所は区別しているかについてでございますが、現在のところ、地震のときの第2次・第3次避難所と風水害のときの第1次・第2次避難所としての区分をしている状況でございます。

なお、避難場所につきましては、全戸配布いたしましたハザードマップに掲載するとともに美浜町ホームページでも紹介しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○10番（山本和久君）

ありがとうございました。

まず、1点目の商工会のプレミアム商品券事業の助成についてでございますが、24年が3,000万、25年、26年とともに4,400万という御報告があったわけなんです、答弁でもあったように、やっぱりこれ、それだけのお金が半年の間に必ず美浜町に落ちるといふ本当に大きなメリットがあると思います。景気も悪い中、ありがたい事業だなと商工業者は多分感謝をしていると思います。

私が考えてもいいことづくめであんまりマイナス材料はないと思いますが、あえてここでお尋ねをしたいと思いますが、何かその中で行政側からしてこれはちょっといかなものかなというようなマイナス材料が何かお気づきの点があればお知らせをいただきたいと思うんですが。

○経済環境部長（齋藤 博君）

これまでの商品券の使われ方なんか、過去2年の資料はある程度持っております。細かい分析はしておりませんが、やっぱり、例えば燃料だとか、1カ所に結構固まりがある傾向もあることはあります。

そんなことから、これを続けていくためには、いろんな商店の、事業所さんの方々に、いろいろ売るような形の形態をまたこれから研究していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○10番（山本和久君）

商工会という組織は、商業者、工業者、観光業者、もういっぱい間口が広い団体でございまして、今まさに部長が言われたように消費者のニーズに応えるということであるとしても、小売業とか飲食店とか、固まってしまうという使い方が、これが是正されれば非常に理想的かなと思うんですが、その件は3点目のより進化した形を含めてというような、私も思うので表現したんですが、やはりほかにもうちょっと知恵を出して、商工業者側も押しなべてメリットがあって、また、消費者のほうも非常にありがたいというような、そういう、スーパープレミアム商品券とでもいいですか、そんなようなものができたら理想的だなと思っておるんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

今後続けるに当たっての課題だとその辺が思っておりますので、先ほど検討をしていきますよ、来年も続けていきたいのと、60周年は特に記念すべき年ですので続けていこうと思っておるところでございます。

実は、県の補助金のメニューでげんき商店街推進事業というものがありませんでした。その補助金も使いながら進めておるわけですが、例えば町の負担を200万だとか増額した分は、例えばその2分の1を県が持っていただけというような要綱も確認しておりますので、そこら辺、バランスのとれた調査研究を商工会とともに、情報提供を商工会のほうからやっていただきながら、効果のあるプレミアム商品券の事業を進めていきたいというふうを考えております。

○10番（山本和久君）

今、部長のほうからまさに来年以降も継続を考えているというようなお話でしたけれども、県の補助金を含めてマイナスになるような材料は一つもなく、また、行政のほうからも町制60周年記念というようなことも出ました。記念事業、こういうものに関しては、このプレミアム商品券、非常におさまりがいい事業かなと思っております。60周年記念プレミアム商品券事業ということでぜひとも継続をしていただいて、引き続き美浜町に、町内にきちっとお金が落ちるといようなシステムをつくってほしいと思います。

確約はできないと思うんですが、検討するというようなお話ですが、何とか来年度以降も継続してほしいという私の個人的な希望もあるんですが、その辺、もう一回ちょっと、決意というか、あれがありましたら願います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

先ほど申し上げましたように予算をお認めいただけるように我々も頑張っていきますというふうにしかなれないんですが、プレミアム商品券につきましては今、美浜だとか、南知多町さんだとか、ほかでもやっております。

中には、もう少し人口の大きいまちですと商店街の空き店舗のほうの対策をやってみたりだとか、やっぱりまちによってそれぞれ目的だとかいろいろ考えてはおるようですが、美浜にとっては今このプレミアム商品券が一番最適な事業かなというふうに考えておりますので、ということでもよろしく願います。

○10番（山本和久君）

ありがとうございました。

いずれにしても、この商品券事業、商工会が主体となっていく事業でございますので、商工会さんとよく打ち合わせをしまして、よりよい形でまた来年60周年ということで、私の個人的な希望では6,000万ぐらいどうかという希望があるんですが、そんなふうで成就すればいいかなと思っております。ありがとうございました。

それでは、2点目の精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成について、この問題については、私は、厚生部長の答弁にもありましたけど、平成24年の6月議会で取り上げさせていただきました。そのときのあれで、25

年の10月より障害者自立支援法のもとで、3障害者が1つの、同一のサービスが受けられる、助成が受けられるというような形をとったんですが、単純に言って精神障害者以外の方のは窓口で負担もせずによく、精神障害者の一般疾患にかかわる部分だけなんです、窓口で一旦払って後に役場で申請をしてその額を受け取るというようなシステムなんです、なぜこれ、今まで同じにできなかつたんでしょうか。まず、最大の疑問点をよろしくお願いします。

○住民課長（西田林治君）

なぜということですが、先ほど部長の答弁でもありましたように、もともと精神障害者福祉手帳1・2級所持者の方の医療補助といたしまして一番大きなものが、入院されていたときの保険診療の自己負担の補助でございました。1・2級保持者の方に対しましてはその補助が最大の補助でございましたので、医療受給者証を発行しこなしでその精神病関係の医療しか補助していませんでしたので、医療受給者証の発行をしておりました。

普通の医療費補助は医療受給者証を提示することによってということなんです、その医療受給者証を発行してしまうと通常どの病院でも行けるよというようなものが発行されていまして、区別するために発行なしにして、精神病の病院のほうに入院したときのみお金を払ってきていただいた分を役場で申請していただくということで、その対象者は1・2級の福祉手帳、精神病の福祉手帳を持っている方に対するものがというふうな方法をとっていたためにこのような状態が残っていたということで御理解願いたいと思います。

○10番（山本和久君）

いずれにしても古い制度がずっと残って今日に来ておったというような答弁だと思いますが、部長のほうからは平成27年10月1日から対応させていただくという本当に明快な答弁をいただきましてありがとうございました。

平成27年10月、これ、大変結構な話なんです、やっぱりもう少し早くできないかなと思うんですが、いろいろシステムの問題とかという話が出たんですが、改めて予算化をする必要もないと思いますので、その辺、クリアして新年度ぐらいからの対応は無理でしょうか。どうでしょうか。

○住民課長（西田林治君）

もう少し早くという御指摘でございますが、とりあえず、先ほど部長も申しましたとおり医療機関さんとの話し合いと、あと、医療機関で事務をやっていただける方の周知が一番大事でございます。

新しい制度を設けることによって、医療機関の窓口でちょっと混乱が起きるおそれもございますので、その辺の周知期間をどうしてもある程度はとる必要があると考えておりますので、申しわけございませんが10月ということで目途に頑張らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○10番（山本和久君）

物理的な問題、いろいろあると思いますけれども、可能であれば少しでも早くお願ひをしたいと思います。

それでは、次の3点目の地震、津波以外の防災対策について、これについて伺います。

地質、いろいろ部長さん、言ってくれたんですが、要はこの辺は豪雨について、地域間のばらつきはあると思うんですが、押しなべて強い地質でしょうか、それとも、広島のような形で流れやすいような地質でしょうか。その辺の判断をお願ひしたいと思うんですが。

○防災安全課長（天木孝利君）

美浜町が昨今話題となっております広島地域におけます真砂土のような崩れやすい地層であるかどうかという御質問でございますが、御承知のとおり、師崎層と言われる南部地域のれき、これにつきましては、現場で見てもわかるとおり、雨を含んでも、それが流れ出すとか、そういったようなことではございません。むしろ、水を

どんどんどん吸って、カイパーのときでも、肥を堆肥化するのに、作物を栽培するためにどんどんどん堆肥を入れても、入れても入れてもどんどんどん成分が流れていっちゃうような状態ということで、むしろ雨には強い状況ではないかというふうには思っております。

ただ、表層部分における薄い部分、根の張っていないような部分については、これにつきましてはどんな土質であっても同じ状況かと思えます。それに対しましては、美浜町の中央部にありますところにつきましては、基本的な部分としまして常滑層群、砂れき層、砂ですとかシルトということでございます。これにつきましては、どうしても粘り気のあるところじゃないということでございます。

真砂土に関する研究が昨今大きく報道等されておりますが、私どもの美浜町の中央地帯のところにつきましては決して安全なところではないと言えようかと思えます。ただ、幸いなことに中央部につきましては、民家といえますか、住んでおられる方が非常に少ないという状況でございます。

沿岸部に多く住んでおるわけですが、過去には時志の時志観音のところで同じような土砂災害で1名の方が亡くなるという災害もございましたように、決して安心のできるような土質であるというふうな認識は持っていたかかないほうがいいのではないかなと考えておるところでございますので、よろしくお願ひします。

○10番（山本和久君）

地形によって崖とか、それから造成のやったところとか、いろいろあると思うんですけども、押しなべて美浜町は、雨にはどちらかという強いというか、弱いところはないという、そういうような認識でいいんでしょうかね。

○防災安全課長（天木孝利君）

たまたま現在のところに至って大きな災害がないということでございまして、近年の短期的な異常気象の中における大きな集中豪雨ですとか、そういったものにつきましてたまたま、先回の台風のときでもそうですが、大きな、真っ赤な、例のレーダー赤雲、あれが三重県のほうにかかってくるまで、さあ来るで、これは危ねえなと思っておると伊勢湾のところに来てなぜか消えてしまっておるのが、これ、本当に不思議なところでございます。

水に関しては確かに議員のおっしゃるように、安心できる場所という言い方は不適切かとは思いますが、他の地域に比べれば比較的というふうな認識でおっていただきたいというのが現状でございます。よろしくお願ひします。

○10番（山本和久君）

そうですね。近所の方が、先ほどの地域防災計画に書いてあるというような、あれを読んで、認識をいま一度持っていただくのが一番いいかなと思えます。

あと、避難勧告、避難指示ですけど、これは、美浜町地域防災計画の中ではそのタイミングで誰が出すのか、どういうふうに書いてありますでしょうか。

○防災安全課長（天木孝利君）

避難勧告につきましては、先ほど部長答弁させていただきましたが、美浜町地域防災計画がございまして、この中に避難勧告の指示等の時期ということでございます。一部ちょっと朗読のほうにかえさせていただきますが、「避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。」、「避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的

な情報を提供し、住民への注意を促す。」というような表現となっております。

具体的な勧告の基準につきましては、これを受けまして、美浜町水防計画、先ほど言いましたように、災害中の水害ですとか土砂災害、これにつきまして美浜町水防計画というのが定められてございます。

それにおきますと、水害でございますが、この水害には一応、外水氾濫、要は河川の氾濫でございます、これと、内水氾濫、これは、市街地の水はけやなんかが悪いですとか排水路の水はけが悪い場合に氾濫する場合でございます、に区分がされておまして、それぞれの基準で避難準備、避難勧告、避難指示を出すというふうな記載になってございます。よろしく申し上げます。

〔「誰が出す」と呼ぶ者あり〕

○防災安全課長（天木孝利君）

失礼しました。美浜町災害対策本部の中で美浜町災害対策本部として発令をするということでございます。

○10番（山本和久君）

インターネットなんかで見ますと、避難勧告、避難指示以外に避難準備情報とか避難命令とかという言葉も載っておるわけなんです、美浜町の場合は準備情報とか避難命令には該当はないでしょうか。

○防災安全課長（天木孝利君）

避難命令につきましては、これはあくまでも地震災害におけるときの表現でございまして、俗に言います水害ですとか、そういったものにつきましては避難命令という言葉はございません。避難準備情報、避難勧告、避難指示という格好になってございます。

過去、美浜町においてそういうような情報なり勧告が発令したことがあるかという御質問だったかと思えます。これにつきましては、過去にはそういった事例はございませんでした。

○10番（山本和久君）

その伝達方法なんです、多分、デジタル防災無線、同報無線なんかを使うと思うんですが、やっぱり豪雨時は非常に騒音が激しくて役に立たないというようなお話も聞いておりますので、ほかにどのような伝達方法があるか教えていただくとありがたいです。

○防災安全課長（天木孝利君）

防災無線、いわゆる外のラップが災害時においては非常に聞きにくいということで、美浜町としましては、戸別受信機、ラジオ機能つき戸別受信機の配付に努めさせていただいております。おおむね、まだ今年度末で約2,700程度ではございますが、主に高齢者の方、65歳以上の夫婦の方には1,000円、75歳以上の老人がみえる世帯については1,000円というふうで配付をさせていただいております。今回も9月の広報で周知をさせていただきましたところ、また10件、20件とお買い求めに窓口にお越しになっていただいております。こういったものの活用がまず町としてできること。

それから、美浜町としての災害のメールサービス、それから、あとは、民間の方による情報提供、これについて、以前山本議員からも御提言がありましたが、無線クラブ、こういった方々、これが実際、阪神・淡路もそうですし、東日本大震災のときにおきましても、無線クラブにおける情報収集、情報提供が非常に大きな力となったという報道もなされております。美浜町におきましても数多くの方が、無線、ハムを取り組んでやっておられるということをお伺いしております。まずはそういった方々がどのように美浜町に御協力いただけるかということが大事でございますが、そういった方の御協力も非常にありがたいものだというふうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（山本和久君）

いずれにしてもこういう的確な情報が確実に届くというのが一番大事なことです、あらゆる方策、チャンネルを駆使していただいて、聞いておらん、届かなかつたよということがないようにしていきたいと思います。

避難所の区別の件は、地震、津波、台風、豪雨で、2次、3次、1次、2次と差別化をして区別をしているというような御答弁だったので、これであれと思いますが、いずれにしても、先ほどの質問にもありましたけれども、想定外が来るのが想定できないと、要するに何が来てもおかしくないような時代ですので、それに素早く対応できるような体制だけは日ごろ整えていただいて、防災対策、その辺の充実に努めていただくことを希望して質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本和久君の質問を終わります。山本和久君、自席に戻ってください。

〔10番 山本和久君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

丸田君は質問をする準備をしてください。

11番 丸田博雅君の質問を許可します。丸田博雅君、質問をしてください。

〔11番 丸田博雅君 登席〕

○11番（丸田博雅君）

それでは、9月本会議の一般質問の最後になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いをします。

平成19年4月に誕生いたしました山下町政ですが、来年平成27年4月には2期8年の任期満了となり、改めて今日までを振り返った中での町長の考えをお聞きしたいと思います。

財政が大変厳しく、景気回復も見通しのない時期での船出でありました。そこで、山下町政の基本理念は、身の丈に合った行政、まちづくりでした。

そうした状況の中での事業に、安心・安全なまちづくりには南海トラフ巨大地震対策としていち早くデジタル同報無線の導入、戸別受信機の導入、また、子育て関係につきましては少子化対策の一環として中学卒業までの子ども医療費の無料化、そして、農業、漁業、観光事業への補助金、さらに、商工会とも連携を強め、プレミアム商品券発行事業補助は、商店の活性化にあわせ、町民の方には大変喜ばれている事業だと思います。

しかしながら、将来の美浜町を考えると、ますます進む少子・高齢化は大変深刻な問題であり、中長期的にわたるまちづくりとあわせ、今、何をすべきか、何を必要とされているか、町民の負託に応えるべき政策を職員とともに一丸となってしっかりと取り組む必要があると思います。

今までを振り返り、今後を含め、以下、3点についてお伺いをいたします。

山下町政について、1番、山下町長はどのような美浜のまちづくりを目指して今日までに至りましたか。

2番、1期目及び2期目に取り組んだ事業、内容を総括し、どんな成果があったか、また、反省すべき内容はどんなことでしたか。

3番、来年4月の統一地方選挙、3期目に向けての考えはあるのか、現時点での心境をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

丸田博雅議員の御質問にお答えをいたします。

山下町政についての御質問の1点目、山下町長はどのような美浜のまちづくりを目指して今日まで至ったのかについてでございますが、まず、私は美浜町を次のように考えています。

私たちが住むこの町は、財政力は豊かではありませんが、知多半島の中にあつて両岸を海に囲まれた、温暖で風光明媚な町であります。

この町の地域の特性は、農業、漁業の1次産業を中心に、源平の歴史にも出てくる歴史ある町でもあり、近年には観光にも力を入れています。ここに住んでいる方々は人情味にあふれていると思っています。

そうした中で、平成19年4月に町長就任以来、町政に臨む基本姿勢を、全ての事業、施策について勇気を持って見直し、行政改革に努めるために「町政の変革を求めたまちづくり」を掲げ、住民との対話を常に心がけなければと肝に銘じ、身の丈に合った行政運営を旨とすることを基本姿勢としてまいりました。

本町の将来像として、人も町も自然も健康でなければならないとの考えから、「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」をメインテーマに、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指し、全力で町政に取り組んでまいりました。

行財政改革は、私の公約の大きな柱でもあります。事務事業の見直し、職員手当の廃止、削減と、痛みの伴う改革を断行してまいりました。

さらに、各種の施策実現のため、毎年度の予算編成では、安心・安全なまちづくり、健康、教育、地域の活性化を4つの重点項目として、行政区長様を初め、議員各位、町民の皆様からの御要望等々に取り組んでまいりました。

特に地域のまちづくりに関しましては、行政だけでは速やかに、かつ的確に行うことは難しい時代であると考えています。

我々行政は行政でしかできない部分を着実に停滞なく公平公正に執行しなければならないと考えていますが、地域の活性化やまちづくりにつきましては、地域住民の方々の知識や経験に基づいた建設的な御意見をいただくとともに、住民と行政がともに活動する共創、協働のまちづくりを行っています。

また、美浜町には日本福祉大学があります。全国に多くの町村、各種大学がありますが、こんな小さな町に全国的に福祉関係では著名な大学があることは美浜町の誇りであります。

大学とは、地域包括協定、防災協定を締結することができましたが、今後はこの協定に従い、関係強化を図ってまいります。その中の取り組みといたしましては、今年度からみはま地域大学の開校やみはまスポーツクラブとしてスタートいたしました。

そして、先人、先輩方々がつくってこられました、私の大好きな美浜町を、少しでもよりよい形にして次の時代に引き継ぐことが大切であると考えています。

今後とも、常に町民の目線に立ち、現場主義で行政の究極の目的であります町民の幸せを願い、日々全身全霊で、この美浜町に住み続けていただけるように、幸せを感じていただけるように、また、移り住んでいただけるように、精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、2点目の1期目及び2期目で取り組んだ事業、内容を総括し、どんな成果があったか、また、反省すべき内容はどんなことかについてでございますが、まず初めに御報告させていただきたいことは、各種の事業に職員ともども取り組むことができたことでもあります。

その上で、行財政改革にも取り組んだ結果、美浜町の借金を大幅に減らすことができました。

2つの項目に従って数字を申し上げますと、公債費比率は、美浜町の標準財政規模に占める公債費、これは借

金でございますが、に充当された一般財源の割合で、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の1つですが、就任時の平成19年度末では14.4%でしたが、平成25年度には6.7%となりました。過去3年平均が20%を超える団体には事業によって起債を許可されないこととなっていて、10%を超えないことが望ましいとされています。

次に、将来負担比率について報告いたします。これも財政の健全化判断比率の1つで、将来にわたる借金などの負担を数値化したもので、平成19年度は45.5%でしたが、平成25年度には9.4%となりました。この比率が高いと単年度の標準的な財政規模に比べて将来の負担が大きいことを意味しています。

このように削減にも努めながら、新たな国、県の補助金、交付金を活用した事業に取り組んでまいりました。取り組みました事業、内容につきましては、4本の重点基本施策に従い、それぞれ一端について御報告させていただきます。

第1の安心・安全なまちづくりにつきましては、デジタル同報無線の運用及びラジオつき戸別受信機の整備を、さらに、美浜町メールサービスを始めさせていただきました。そして、民間住宅の耐震改修事業を行ってまいりました。

次に、健康についてですが、各種の健康診査、予防接種、母子保健、健康推進等、必要な事業を着実に実施いたしました。女性特有のがん検診、歯科検診の充実にも取り組みをいたしました。

少子化が進む中、子育て関係につきましては、庁舎内の事務機構を見直し子育て支援課を創設したほか、子ども医療費を中学校卒業まで無料化することができました。保育園の保育料につきましても値下げをいたしました。さらに、奥田保育所の増改築を行い、乳児保育、延長保育を開始いたしました。布土保育所におきましても施設改修により乳児保育を開始し、町内全保育所で乳児保育ができるようになりました。このほか、子育て支援センターの充実、放課後児童クラブの再整備にも取り組んでまいりました。

さらに、関係者の御理解、御協力を得まして、社会福祉協議会が美浜町福祉センターへ発展的に移ることができ、皆様の御相談等々が受けやすくなったものと考えています。

次に、教育についてでございますが、御要望の強い中から、町単独費事業であります、特別支援学級アシスタント、学校生活支援員、情報教育アドバイザー等の配置を継続いたしました。

社会教育におきましては、パソコンの入れかえを図り、IT教育にも努めました。

長年の懸念事項でありました河和中学校の柔剣道場兼木工教室の完成をいたしました。

学校のトイレが和式なので学校でトイレに行きたくないなどの声を伺い、また、災害時の避難所としての機能向上を図ることも考え、町内全小・中学校のトイレの洋式化等、改修整備をいたしました。

そして、未来を担う子供たちに、シンガポールの中学校との国際交流を引き続き行い、国際理解と異文化交流を培ってまいりました。

次に、地域の活性化についてですが、商工会の御協力のもと、プレミアム商品券の発行事業を行いました。大変好評であり、活性化につながったものと思います。

また、農協さんからの御要望にお応えし、ハウスマシンの省エネ対策設備に対する補助やキュウリの選果施設の導入補助等々をさせていただきました。漁協に対しましては、築いそ、アサリ稚貝の放流、漁場活性化総合対策事業交付金を交付させていただきました。

さらに、ふるさと納税の推進を図るため、1万円以上ふるさと納税をしていただいた方に1万円当たり3,000円相当の地元特産品等を贈呈し、収入の増大と美浜町のPRに努めました。

最後に、美浜町の将来像を示す第5次総合計画を昨年11月に策定いたしました。今後計画を盛り込み、美浜町

の各種の課題にチャレンジしてまいります。

次に、反省すべき内容といたしましては、いろいろな事業に職員ともども真摯に日々取り組んでまいりましたが、ややもすると広報が足りていないと感じています。それは、時に苦情として耳にすることがあります。いわゆる町民の皆さんが知りたい情報を知りたい方法でお知らせする努力が足りないことと思います。

具体的には、広報、ホームページ等でお伝えしていますが、いま一度、ツイッター、フェイスブック、LINEなど、新しいSNSツールを使う方法等を考えて実行してまいりたいと思います。

さらに、常に反省の心を失うことなく、町民皆様との対話に努め、謙虚さを失うことなく行政運営に当たってまいります。

最後の3点目、来年4月の統一地方選挙、3期目へ向けての考えはあるか、現在の心境はについてでございますが、町長に就任させていただいてからの日々は、一言では言葉にあらわすことができないような、非常によい経験をさせていただきました。また、町長としての行政運営の難しさや大変さを勉強させていただきました。私を支えていただきました町議会議員の皆さん、町民団体の皆様、農協、漁協、商工会等々の各種団体の皆様、さらに、後援会の皆さん、そして職員、多くの町民の皆様に対しまして、感謝の気持ちでいっぱいであります。

現在の心境は、まだ2期目の任期中であります。1期目、2期目と、町長として学んだ多くのこと、また、経験したことを生かしていかなければならないと考えています。

町といたしましても多くの課題を抱えています。私といたしましても、まだまだ道半ばであり、自分が思い描く夢もたくさんあります。

後援会の皆さんともどもに町民の皆様のご信頼と負託をいただき、3期目の町政に向かって臨む覚悟であり、よりよい美浜町づくりに向かってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

丸田君、再質問はありますか。

○11番（丸田博雅君）

それでは、再質問をさせていただきますが、今回はぜひ、町長とさしでよろしいでしょうか。町長の胸のうちと腹のうちをぜひお聞かせ願いたいと思います。

質問の1、2は関連がありますので、まとめて質問をさせていただきます。

まず、まちづくりの中で日本福祉大学との関係強化を図るとの答弁がありました。日本福祉大学につきましては同僚議員が何度かこの場で質問をしておりますが、先ほど町長の答弁にもありました、この地方の小さな美浜町に1983年総合移転し開校をされたわけでございますが、全国から集まってくる学生さんを温かく迎え、安心して学生生活を送ることのできる寮施設は親御さんにとって大変心強いものと思います。

しかしながら、近年、学部の分散、半田とか東海です、での学生の減少により、寮の空き部屋が多くなりました。経営にも大変影響が出ておると思います。このような実態を町長はどのような考えでいますか。

2つ目、安心・安全なまちづくりについては、先ほどから、元来申し上げておりますようにデジタル同報無線、あるいはラジオつき戸別受信機の導入で、そのほかメールサービス等々がございますが、南海トラフ巨大地震に対して町民に大きな1つの安心を与えたものと思いますが、今後さらに取り組むべき課題があるとすればどのようなことでしょうか。ぜひ町長の口からお聞きしたいと思います。

3点目につきまして、学校のトイレの洋式化等の改修整備が先ほど報告がございましたが、請け負ってあった町内の建設業者の業務停止での影響と対応をぜひお聞かせください。

とりあえず3点をよろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

ここで議長から申しつけます。正午をちょっと過ぎておりますがこのまま続行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上。

○町長（山下治夫君）

もし忘れていたら済みません、再度お願いいたします。

大学との関係の中で、大学の学部が移転に伴いまして、学生が、寮生が減るのではないかと不安を抱いておられるということですが、私も毎年、家主組合さんの総会には出席をさせていただき、そこには大学関係者も出席をし、真剣な討論をなされております。

ただ、何うと今回は経済学部と国際福祉学科が東海市へ移動されるということでございますが、その2学科は、実は今定員割れをして、大学にとっても大変苦しい中の選択だというふうに伺っております。

また、その学部はどちらかといえば運動関係の学生も多いというようなことも伺っておりますので、今、家主組合さんとも相談をしながら、東海市にはキャンパスはできますがグラウンド整備はされないというようなことから、部活をされる学生におかれましては今後引き続き美浜町に住まわれるということで、家主組合さんが独自で定期券の補助をされ、学生さんともどもに、今、話し合いをされております。

これは、恐らく結果がすぐ出てくるのではないかなと、そんなふうに思っておりますので、これは私ども行政といたしましても注目をしながらやっていかないといけないというふうに思っております。

また、安心・安全な町につきましては、どこまでも際限がない安全と安心の違いがあるかと思えます。我々はやれることはやりますが、やはり一番大事なのは地域に住んでいる方々がみずからの命はみずから守るということを徹底されることではないかなと、そんなふうに思っておりますので、これから私、町民の方々と共創、協働のまちづくりというのをうたっておりますが、やはり引き続き、個人も命を守るけれども、地域としてみんな協力できるような地域づくりに努めてまいりたいというふうに感じております。

それから、もう一点、御心配の夏休み中に学校トイレ改修がなされる予定でございましたけれども、残念ながら一建設業者がこういったことになってしまいました。今現在はおかげさまで、後任といたしますか、あとの業者も決まりまして、今、学校側と打ち合わせをしながらさせていただいております。

少し工期は延びますが、これには学校関係者ともども、授業に支障がないように精いっぱい頑張る旨を伺っておりますし、学校からも協力するということになりますので、どうぞ御安心いただきたいと、そんなふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○11番（丸田博雅君）

日本福祉大学との関係につきましては、いろいろな面で提携を結んだり、ともに共生しておる部分がございます。今さら私がくどくど申すまでもございませんが、また、より一層議論の中で大学のほうとともに進めていただければと思います。

それから、学校のトイレにつきましては子供たちが不自由のないように、ぜひとも早い対応、早急な対策をお願いをしたいと思います。

次に、これも各同僚議員が毎回同じことをお尋ねしておると思いますが、ますます進む高齢化につきまして、少子化対策につきましては先ほどいろいろな面でお話をされました。高齢化につきましては、今まで国や地域を

つくり育ててきた高齢者の人たちが人生の終末をいかに送ることができるかは、私たちにとって重要な責務と考えております。私は、毎年行われている、特養施設、これは、町内のビラ・オレンジ、それから南知多の大地の丘ですが、夏祭りには必ず出席してまいっております。入居者の人やその家族の楽しそうな笑顔を見て安心する部分と、また、経済的な面で非常に不安に思う面、両面があり複雑な思いでおります。

町長もいずれも同席を試みえますが、町長の目に映った思いは今後どうあるべきか、少しお伺いをいたします。

それから、もう一点、町長との対話につきまして、町長は対話室を設け、いろいろな町民も方々とお話をされております。また、各学区におきましては町執行部との対話集會も設けております。その成果と印象をありましたらお聞かせください。

以上、2点お願いします。

○町長（山下治夫君）

高齢化に伴った夏祭り、私も丸田議員さんと会場がよく一緒になりますが、ビラ・オレンジ、大地の丘、本当にすばらしい夏祭りをしていただいております。そこで必ず、私、挨拶のときがあるものですから挨拶をさせていただくんですが、施設に入られますと季節を感じる事が非常に難しくなっております、やっぱり施設側としましては張りをつくるために多くのイベントをし、また、中だけではない、家族との面会、また、外の方から見ていただいたというようなことで刺激をいただくというような考えもあった事業だと思っております。

そうした中で、議員御指摘の大変お金もかかるんじゃないか、これから先どうなるんだというようなこともありますが、私といたしましては、今現在、この美浜町、また、近くにこういった施設があるありがたさ、多くの町民がお世話になっている、これは本当にありがたいな、今後ともできるだけいろんな面でお話し合いをしていながら、町民が引き続きこの場所で安心して暮らせるように努めてまいらなきゃいけないな、そんなふうに思っております。

その次の町民との対話でございますが、なかなか町民の方々はやはり役場の門をくぐりながら町長に会って意見を言うということは非常に難しいということは十分に経験をさせていただきました。

そうした中から町長への手紙という制度も始めさせていただきましたが、手紙はいただくんですが、中には無記名で書かれる方がやっぱり多いということで、やはり非常にまだまだ言いにくい雰囲気があるのかなと、そんなことを感じております。

そういったことも含めまして、実は出前講座も始めさせていただきました、職員も外へ出よう、私も外へ出ようというようなことをさせていただいておりますが、やはり全ての町民の方々からの意見を伺うことは非常に困難ではないかな、そうした中で、こういった議会の議員さんの一般質問を通し、我々が気づかないことを教えていただきながら、注意をしながら、やっぱり行政運営に回ってまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、丸田議員におかれましても御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

○11番（丸田博雅君）

町民との対話につきましては、私たち議員にとりましてもやはり地域とのコミュニケーションは大変大切だというふうに思っておりますし、また、そうしなければいけないというふうに思います。ぜひ町長も地域の方々といろいろ話す機会を大いにつくっていただいて、それを行政に反映させていただいたらと思います。

それでは、最後に、町の環境問題の1つとして、町の公共下水道の計画の調査が始まっております、その進捗状況を少しお聞きしながら、今後まちづくりに対して町長は将来どんな希望があり、どんな夢があるかを少しお聞かせ願ひまして、最後の質問とさせていただきます。

お願いいたします。

○町長（山下治夫君）

ただいま、公共下水につきまして、整備につきまして、今、庁舎内、業者の方も踏まえて、精いっぱい検討させていただいております。少し前段から話さないといけないところもありますので少し時間をいただきますが、実はこれは先輩の町長さんたちのときから、この美浜町の下水をどうしようかということのをずーっと考えておられました。

また、担当職員から伺いますと、県や国のほうからも、愛知県内ではほぼ下水整備が取りかかっているけど、美浜町、どうだろうというような声をたびたびいただいたということも事実でありますし、私も就任して早々、県の方が私のところに来て、美浜町の下水をどうするんだというようなことをお聞きになったことがあります。

そうした中で、愛知県さんの協力も得まして、今回、国の全面的な支援のもとで、美浜町を1つのモデル事業として下水整備ができるかどうかという、通称コストキャップ事業というもののお声をいただきました。声をいただいて早速、担当、庁舎内で検討した結果、手を挙げようということで、愛知県を通じまして国のほうにお願いに行っていました。

それは、全国ある自治体の中から、過去に計画をしたけれども現在できていないところ、また、財政的に弱いところ、さらに、人口が少し今後減っていくところのモデルとして、美浜町さん、どうだろうといただいたわけでございます。

これは、今、ややもすると皆様の情報の中では、公共下水イコールお金がかかって町の財政に悪影響を与えるというようなことが耳に入ってきています。確かに、我々の前にやられたところにはそういったことになって大変苦慮されている自治体が多いことも事実でございます。

そうした中で、先ほど言いましたように、財政が弱いところ、また、人口が減るようなところで、どういったら技術力をここに持ち込んでできるのかという調査をしていただきました。

その結果、一番最初の当初の計画では400億円とも500億円とも言われた計画があったわけですが、再度調査をしたところによりますと200億円ぐらいはかかるだろうという調査でしたので、私どもの町では非常に苦しいということから断念をしてきた経緯がございます。

そうした中で、今回、コストキャップでは139億円という数字が出ました。これを計算しますと毎年度1億円程度の負担でやれるということになりましたので、私はやれると判断をし、今日まで至っております。

ただ、今までは全額国が出していただいた予算の中で調査をした結果が139億という報告をいただいたわけがあります。

現在は、町がお金を出し、県の方、国の方と一緒に町独自で、今、調査をさせていただいております。もちろん、アドバイザーの中には国、県の方も入っていただいて、今、鋭意努力をいたしております。

これはどういうことかと申しますと、総枠は出た、じゃ、個々の問題はどうか、技術的開発はもっともって進んでいるんじゃないかというようなことを、今、一生懸命調査いたしておりますので、調査結果が出ますのは少し時間がかかるのではないかと、そんなふうに思っております。これは丁寧にやらなきゃいけない。ですから、地盤調査のボーリング調査を、数多くのボーリング調査をさせていただいておりますので、これはいましばらくかかるのではないかなど。そうした結果を持って我々行政が町民の中に入っていく、こういう結果になりましたという御説明をいただきながら、そこで賛同が得られれば初めて公共下水に取り組んでいくこととなります。

どうかその点については、まだ決まったわけではありませんが、やれると判断した中で進めているということは事実でございますので、御理解のほど、申し上げたいと思います。

町長の夢は何かと云ったら、端的に言えば、ここに住んでいる方々が日々生きがいを感じ、幸せを感じ、家族団らん、生業の傍らこの町で生活できることではないかなど、そんなふうに思っておりますので、その夢に向かって精いっぱい頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、丸田博雅君の質問を終わります。丸田君は自席に戻ってください。

〔11番 丸田博雅君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、9月6日から9月8日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、9月6日から9月8日までの3日間を休会することに決しました。

来る9月9日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

〔午後0時15分 散会〕

平成26年 9 月 9 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成26年9月9日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 同意第2号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 承認第5号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第3 議案第31号 美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第32号 美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例について
- 日程第5 議案第33号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第34号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第35号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第8 議案第36号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第9 議案第37号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第10 議案第38号 美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例について
- 日程第11 議案第39号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第40号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度美浜町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 発議第7号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 発議第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書について
- 発議第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について
- 日程第15 請願第2号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 大崎卓夫君 | 2番 | 中川博夫君 |
| 3番 | 石田秀夫君 | 4番 | 千賀荘之助君 |
| 5番 | 山本辰見君 | 6番 | 鈴木美代子君 |

7番 野田増男君
9番 杉浦剛君
11番 丸田博雅君
13番 磯部輝次君

8番 森川元晴君
10番 山本和久君
12番 島田昭夫君
14番 家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長 山下治夫君
教育長 山田道夫君
総務部長 森田篤君
厚生部長 岩瀬知平君
建設部長 片岡勝君
総務課長 本多孝行君
税務課長 廣澤辰雄君
秘書広報課長 谷川徳寿君
福祉課長 沼田治義君
健康推進課長 磯貝尚美君
商工観光課長 竹内康雄君
土木課長 石川喜次君
水道課長 斎藤功君
学校給食センター所長 森川幸二君

副町長 石川達男君
会計管理者 山森隆君
企画部長 榎山博資君
経済環境部長 齋藤博君
教育部長 牧守君
防災安全課長 天木孝利君
企画政策課長 大井徳男君
住民課長 西田林治君
子育て支援課長 山下幸子君
農業水産課長 永田哲弥君
環境保全課長 岩本健市君
都市計画課長 河村伸吉君
生涯学習課長 坂本順一君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君

局長補佐兼
議会係長 夏目明房君

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

先ほどまで、全米テニスのシングルの決勝が行われていました。これ、皆さんテレビを見たと思いますが、日本の錦織圭選手というんですか、日本選手として史上初めて大きな4大会にシングルスで優勝をかけ戦ったということです。残念ながら結果は準優勝ということでございますが、本当によく戦ってくださったということだと思います。我々日本人を含めて、世界に勇気というんですか、小柄ながらこんな大きな大会で頑張ったということたたえていきたいと思います。ちなみに、チャンピオンになりますと栄光と名誉を勝ち取るんですが、賞金額といたしまして30万ドル、日本円にして約3億1,500万ということらしいんです。準優勝は155万ドル、1億6,000万程度、いかに大きな大会かということがおわかりだと思います。

では、座らせていただきます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

皆さん、お手元にあると思いますが、議長の諸般の報告という1ページがありますが、議員除名処分取り消し等請求上告受理申し立て事件について、平成26年9月5日に最高裁判所から次のような決定がありましたので御報告いたします。

内容につきましては、私のほうで朗読させていただきます。

第1、主文。

- 1、本件上告を棄却する。
- 2、本件を上告審として受理しない。
- 3、上告費用及び申し立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

2の理由としては、1、上告について、民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民事訴訟法というんですが、第312条1項または2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2番目、上告受理申し立てについて、本件申し立ての理由によれば、本件は民事訴訟法318条1項により受理すべきものとは認められない。

以上でございます。

それぞれ皆さんに追加資料としてお手元にあるかと思えます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

〔「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

このまま続けます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第2号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（磯部輝次君）

日程第1、同意第2号、美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号、美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

日程第2 承認第5号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第2、承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第3 議案第31号 美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第31号、美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第32号 美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第32号、美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第33号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、議案第33号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第34号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第6、議案第34号、美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第35号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第7、議案第35号、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

実は、ここのというか、35号、36号、37号に関連するかもしれませんが、けさほど議場に来てから新しく資料が提示されております。本来だったら、議案説明、その前に届けられるべき内容だったと思います。遅く

なってはありますけど、ありがとうございますという言い方がいいのかわかりませんが、まず、最初に、この説明を、概略でいいですから、基準のほうは全部細かく紹介する必要ありませんけれども、新制度について、それからこの資料についての説明を求めたいと思います。

○子育て支援課長（山下幸子君）

資料につきまして、準備が整いませんので申しわけございませんでした。こちらの資料につきまして、概略でございますが御説明をさせていただきます。

まず、今回の3本の法律でございますが、まず、22年の8月に子ども・子育て関連3法が公布されまして、それによりまして何がどう変わったかと申し上げますと、以前、次世代育成のほうで計画を立てまして、子供の環境を整える支援をするという法律がございました。そちらのほうで動いておりました計画が、今回、子ども・子育て支援法により、そちらのほうで、並行してはいるんですが、そちらのほうを特にまた切りかわりまして、メインになりまして、保育の必要性を、どれだけその市町村で保育が必要になるかということを計画上盛り込みまして、ニーズを皆さんからいただきましたことに関しまして計画に盛り込み策定する、支援の方法を考えていくということが、今度、子ども・子育て支援法のほうで成立いたしまして、そちらのほうの計画を立てることとなりました。

それによりまして、1ページ目でございますが、課題といたしまして、四角の枠の中に、急速な少子化の進行、結婚、出産、子育ての希望が湧かない現状、子育て孤立感と負担感の増加……。

○5番（山本辰見君）

議長、提案ですけど、せっかく立って発言してくれているんですが、座ってもらって結構ですから、マイクを使って説明できればうれしいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（磯部輝次君）

座って結構ですが、マイクを上手に使ってください。

○子育て支援課長（山下幸子君）

あと、そういったもろもろの子育てがかなわない、孤立感があるといった、そういう子育て保護者の声がありまして、また、都市部では待機児童がふえるなどの問題もあります。そうしたものを、法的に消費税の7,000億円を財源といたしまして給付……。

○議長（磯部輝次君）

途中でございますが、議長のほうから申し上げます。

今のおたくのほう、これ、今、本会議でございまして、ちょっと関係ないと思いますから、これの議案に沿いまして、これの審議をさせていただきたいと思っています。よろしいですか。

〔「聞こえない。議長の声が聞こえなかった」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

今、山本辰見君のほうからこの資料について説明を求められて、今、説明の途中でございますが、本来ならここで今、説明する場合じゃなくて、今度の常任委員会もあるし、各それぞれちょっと勉強してほしいように思う。

○5番（山本辰見君）

それはおかしいじゃないですか。私は文教厚生常任委員会にも参加できませんし、提案してくれて、添付した資料を、当局の側がいいですよと言っているのに、何で議長が制止することになるんですか。おかしいじゃないですか。本来だったら、私たち、もっと前に、議案説明のときにも欲しかったという資料ですから、何も無駄なことでもないし、何か時間ももったいないとか、そういうことですか。

○議長（磯部輝次君）

いや、これについては大会議室でそれぞれ説明を受けておりますでしょう。それに対しての詳細な資料としてきょう提出されたと。

〔「おかしい。それはおかしいよ。おかしい」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

委員会だけで審査をするものではなくて、これは全議員で審査するものであって、当局が説明をすると言っているんだから、私たちはそれを聞く権利もあると思いますよ。要求も権利もあると思いますよ。議員がこれについてよくわかるように当局が説明するのは当然です。委員会だけで、じゃ、これを審査すればいいんですか。大事なことなんですよ。私は場所をかえて説明することも提案しますよ。

○議長（磯部輝次君）

議長がちょっと勘違いしておりました。

実は私、着席をしてということで言いました。本会議ですから、立ってマイクのほうも使って、皆さんに声が行くように説明してください。

以上でございます。

引き続き御説明願います。

○子育て支援課長（山下幸子君）

引き続き御説明させていただきます。

1ページの中央にありますように、現状と課題のほうがございます。そちらのほう、急速な少子化の進行によりまして、子育ての孤立感ですとか、あと、30代の方の女性の低下する労働率ですとか、そういったものに伴いまして子育て支援法はできました。

その3法につきましては、1ページ目の下に書いてございます。子ども・子育て支援法、2番目は、長い条文でございますが、認定こども園の一部改正でございます。3番目は、そういったもろもろの、認定こども園ですとかそういったものにまつわる、児童福祉法ですとかそういったものの関連法律を整備する法律でございます。

その制定されましたことによってどうなったかと申しますと、2ページ目をお願いいたします。

1点目に、保育の量の拡大ということで、給付制度を設けました。認定こども園、幼稚園、認可の保育所を通じた共通の給付を設けました。

次に、②です。こちらのほうは、認可外でございまして小規模な保育につきまして、基準を設けまして給付の対象といたしました。こちらのほうが地域型保育給付でございます。

2点目に、認定こども園の制度の改善でございます。いろいろな制度から補助を受けて運営しておりました4つの、幼保連携、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の法律を、1つの、単一の認可基準といたしまして、こちらのほうにも財政支援を行うものとしたいたしました。

3点目に、地域の子ども・子育ての充実といたしまして、従来行っておりました拠点事業、これは、子育て支援センターですとか保育所でやっておりました一時預かり、放課後クラブでございますが、こちらにつきましては、そちらのほう、交付金の財政措置もしようということになりました。それが今回の大きな改正点でございます。

そこで、次の2つ目の丸でございます。

こちらのほうで、ここで、特定教育・保育施設として県が認可する3つ、認定こども園、幼稚園、認可保育所を特定教育・保育施設として1つの条例で決めました。今回決めましたのは、県が認可をするわけですが、それを町が確認する、給付の対象であるかということを確認するという条例が美浜町特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。こちらのほうは、つけさせていただきます内閣府の定める基準に沿ってございますので、内容については、それと変わりはありません。

3ページ目をよろしくお願ひします。

そこで、先ほどの条例で地域型保育給付の対象となるものを規定させていただいたものが、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。こちらにつきましては、4事業を1つの地域型保育給付といたしまして、先にお配りいたしました6の2の資料の中の4区分におきまして基準を定めたものでございます。内容は、先にお配りした資料でございます。その中に、小規模保育事業と、人数が少ないところ、家庭的保育事業と、居宅訪問型、子供さんのおうちへ訪問して保育をするもの、事業所内保育、こちらのほうは事業所が職員のために開設しております保育所に地域枠を設けて地域の子供を保育していただくというものでございます。

次の丸に、こちらのほうが美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、これにつきましては、保育所のほう等は県の認可でございますが、こちらのほうは認可及び給付の確認であるということ条例のほうで定めさせていただいております。こちらにつきましても、美浜町の条例制定に当たりましては、厚生労働省令で定める基準とさせていただいております。

次の丸は、地域子ども・子育て支援事業でございます。

こちらのほうにつきましては、先ほどのような施設に対する特定施設には給付費を充てるわけですが、こちらの支援事業につきましては、消費税の一部を交付金としてこちらに充てることのできるというものでございまして、その内容、事業の種類を子ども・子育て支援法のほうでは定めておりますが、その中の一部、放課後児童クラブにおきましては、今までガイドラインでしか基準がありませんでしたので、今回、その中で、法律でメニューとして定められましたものの設備及び運営に関する基準を今回条例で上げさせていただきました。こちらのほうは、この事業につきましては13事業ある中の一部でございますが、これを市町村で定めるとされたので、今回、上げさせていただきまして、内容につきましても厚生労働省令で定めるとおりとさせていただきます。

次に、4ページ目をよろしくお願ひいたします。

こちらのほうは、先ほど言いました新制度における子育て支援事業の体系でございます。子ども・子育て支援法では2つの体系を持ちました。給付として財政支援するもの、右側の表でございますが、地域の子ども・子育て支援として行う事業、これは交付金の対象としたものでございます。

こちらのほう、左の施設型給付というのが特定教育・保育施設の運営基準の条例で定めさせていただいたものでございます。下のほうは、及び地域型保育事業として給付の、こちらのほうも対象とするという、小さい事業の4事業でございます。そのほかに、子ども・子育て支援のほうでは児童手当を現金給付として支給するということが盛り込まれておりますので、こういう体系になっております。

右側でございますが、こちらのほうは地域の実情に応じて、この13事業は法的に位置づけられているものでございますが、地域の実情に応じて、そのニーズに合った事業をすると交付金として対象になるというものでございますので、一部、新事業もございまして、一時預かりですとか放課後児童クラブ、子育て支援拠点事業ですとか妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などは現在も美浜町で行っているものでございます。その中の③、放課

後児童クラブは条例で基準を定めさせていただきました。

次、下の丸でございますが、給付の対象となる子供さんの保育を必要とする認定を、この子ども・子育て支援法の中では、今までは保育を実施するための認定をしておりましたが、今回は、保育を必要とする、同じような意味だとは思いますが、保護者の方の就労ですとか家庭状況により保育の必要性の認定を行います。それが位置づけられておりますので、こちらのほうで認定を受けた者がこの施設の、先ほどの特定施設のほうの給付を受けられる対象であるという、その認定でございます。その基準をこちらのほうに、1号、2号、3号と上げさせていただきます。

5ページ以降は、先ほど申し上げました内容の、詳しいといいますか、ちょっと図式形式でございますが、こちらのほうに参考資料として、5ページ以降は詳細が書いてありますので、またごらんいただきたいと思います。

ということで、子ども・子育て支援法の中でこういった法律を、認可基準、法律といいますか、そういった給付に対する認可基準ですとか、確認規準ですとか、そういったものを市町村が条例で定めるということになりましたので、それを受けて今回、3事業の基準を定めさせていただいて、条例を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○5番（山本辰見君）

ここは関連していますので、もしかして私の質問が、いや、それは35号じゃなくて36号に入る質問がもしあったとしたら、後で、ちょっと私もうまく区分けできませんので、そっちのときに答弁願えればと思います。

4点ほどお願いしたいと思います。

今、細かい基準は全部チェックしているわけではありませんけれども、さまざまな基準があるようだけれども、現行の美浜町、公立の保育所としての運営基準があるかと思っています。それらから見て、美浜の基準に届かないのがあるとしたらどんなのがあるのでしょうか。1つは、多くの方から心配されている保育の水準を後退させない、こういうことが、頭の子ども・子育て支援制度というのはタイトルはいいんですけども、ややもすると保育の水準が下がるんじゃないかということの心配があります。

とりわけ家庭的保育の問題だとかなんかのところでいくと、保育士でなくてもとか、保育士は半分でいいとか、補助員でいいとか、保育するのに保育士の資格がなくても仕事ができるようなことがありますので、これまで美浜町、基本的には保育士、調理員さんは別にして保育士、資格を持った人が仕事をしているわけですが、きちっと保育所としての保育のレベルが確保される、保育の質が保障されるのかどうかということですね。

それから、もう一つ、もしかして基準が、美浜町で今までとった基準より下回る新たな基準が出たとした場合、ほかの幾つかの自治体では、国の基準よりも市町村は、私たちはこういうことをやっておったから条例で、ここは市の独自の条例でやるというようなことがあるように聞いておりますけど、議案説明のときは、基本的には美浜町は全て国の基準のとおりでやるということがあったと思います。見直す箇所はないのか、それで大丈夫なのでしょうか。

最後ですけれども、きょう、おかげさんで資料が届きましたけれども、例えば子供さんを持っている保護者の方、保育士の方、あるいは一般町民の方がこれらの資料とかを参考にしてみたいと思ったときには、どういう形で町に問い合わせするのか、あるいはネットで見るとかも含めてですけど、どういう形で検索して検討することができるのでしょうか。

ちょっといろいろ並べましたけど、よろしく申し上げます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

千賀君。

○4番（千賀荘之助君）

あくまで25年度の決算議会だと私は理解しておりますが、たまたま担当の厚意によりまして、きょうになってこういった資料が出てきたということにつきまして、非常に担当に対して感謝をいたしておきます。

それについてもですよ、こういったことはもう少し早く今度のいわゆる我々常任委員会の文教厚生委員会に諮るようお願いをし、また、それがしてありましたら、今後、だめだとかいって何かおかしな方向に向かいつつもあるんですが、それについては一度、議会運営委員会を開催することを要望いたします。

○議長（磯部輝次君）

ただいま、千賀荘之助君から説明のことについて、今、議題になっています35号、これのほうから、これを中断して常任委員会のほうに任せたらどうかということの動議がありました。これを確認したいと思いますが、今、千賀さんが申し上げた動議、これについての賛同者、挙手願いたいと思いますが。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

賛同者なしということで、引き続き続行します。

子育て課長のほうの答弁のほうからお願いします。

○子育て支援課長（山下幸子君）

先ほどの3点の御質問にお答えさせていただきます。

今回、保育の質ということでございますが、低下しないかということでございますが、国の2番目の質問も同様の話になるかと思うんですが、今回、基準、保育所として、今、運営している状態は、今回の条例、給付として対象となる確認すべき状態は、今、県の認可により行っておりますので、状態としては、質、量、この内容といたしまして、子供さんに質が劣るということはありません。

ただ、2点目の御質問の中で、要するにその確認事項が、今、認可保育所の中では、現在このように運営しておりますので、条例ででき上がりましたも同じ状態で保育所のほうは運営をさせていただくこととなりますので、変わりはありません。

その中で、2点目の、35号になろうかと思いますが、国の基準と全く一緒ではございますが、保育所と違うところが1点ございます。こちらの基準は、事業所内保育所、20人以上になった場合、乳児室の面積が、愛知県の基準としているものが3.3でございますが、乳児室につきましてはその半分になっております。これは事業所が開設する場合にその面積でございまして、その乳児室のほかに、子供には匍匐室というものがございます。いわゆるはう、子供さん、まだ歩けない、赤ちゃんがはう、はって遊べるというところですが、それは3.3でそのまま、別に定められておりますので、20人以下では3.3ですが、以上になりますと施設が大きくなります。

事業所の中でも子育て支援をお願いしようとするものでございますし、あと、美浜町では余りないかもしれないんですけど、一企業が美浜町の保育事業をしようという、職員のために保育事業をしているところは病院以外ございませんし、これ以降、そういった事業を立ち上げようとしたときに、その面積要件がハードルになりまして、なかなか越えられなくてこの事業が進まないということもあります。それを、各事業所にも浸透しやすいような状況をつくりまして、子育ての量をふやそうという今回の、量というんでしょうか、特に都市部の待機児童を解消しようというものでございますので、そちらのほう、そういう意図も含めまして、1.65でしたでしょうか、そちらの乳児室の部屋は、20人以上の場合は1.65、人数が少ないときは3.3でやっておりますので、要するに、

例えば、20人以上ですので、20人以上ですと40畳ほどの部屋が必要になりますと、面積要件も厳しく、また、そういうこちらの施策が浸透しない原因にもなるかと思ひまして、今回、それは国の基準に同様とさせていただきます。

あと、こちらのほうの制度に対してのいろいろな情報でございますけど、今、子ども・子育て支援法の中では事業計画をつくることになっておりまして、今、その5年間にわたる計画をどのように、保育の必要性がどれだけですか、先ほど言いました支援事業がどれだけ必要なのかということ、計画の中で検討させていただいております。今、初年度、昨年度末から立ち上げた会議でございますので、今後、そのような形が整うというものができてきますので、それについてでき上がりました時点で皆様にパブコメをいただくわけでございますけれども、それをお示しするときに、皆さんにこういったことを、こういう事業がありますのでということで、計画中で盛り込みますのでということで皆さんに御意見を伺います。そのときに初めてかと思いますが、給付の部分につきましては、変わる予定、今、予定でございますけれども、予定でございますので、申請時点では皆様に御説明、保育所を通して受け付け等させて、配布等させていただくんですけれども、そのときには保護者の方にはお知らせするということになっております。それが10月20日前後で保護者の方には御連絡をさせていただくこととなります。

あと、10月1日の広報には、まだ確定したものではありませんので、保育所の受け付けが、1号から3号の認定が必要で、なおかつ保育所の入所申請って、ちょっと2枚が申請書になるんですが、そういったものが必要ですということはお知らせはさせていただきますけれども、広くは説明させていただけるのは10月20日前後に入所申し込みをお配りするときになろうかと思ひます。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

山本君、もう3回で最後ですね、どうぞ。

○5番（山本辰見君）

1点だけ。一番最初に、今、答弁いただいた、いわゆる今の保育所の基準は多分変わらない、そのまま運営できると思いますが、新しく出てきた家庭的保育だとかなんかは、今、言われたように、本来3.3、美浜はやっているのに、事業所だとかのところでは半分でもいいとかいう形が、多分に美浜町あるいは南知多町のような状況のところとは違うことからこの基準がスタートしているんじゃないかなと思う。いわゆる都会のほうの待機児童がたくさんあるところで公立の保育所をなかなかつくれないというところに対する、いい、悪いはちょっとこっちに置いておいて、多少基準を緩和してでも、いわゆる預かってくれるところをつくらうじゃないかということが前提にあるかと思ひます。

そういう意味からしますと、例えば今の乳児室の面積なんかは、むしろ美浜町はしっかり、やっぱりスペース的にもある、それから、今、利用者もそんなに保育所が足りなくてとかいうことの心配はないわけですから、そういう面ではきちっとした、例えば、今、1つの3.3の面積が必要だということを、むしろ美浜の場合はそういうことが大事じゃないですかということを指摘しましたが、そのつもりはないということですが、もう一度、考えをお聞かせください。

○子育て支援課長（山下幸子君）

その点につきましては、事業所内保育に通ってみえる方も実はこの特定地域型保育施設の対象となりまして、従業員の子供ですので100%ではないですが、八十何%ほど給付の対象になります。美浜町ではないものですか、最初からそのように基準を定めたらということでございますが、ただ、もし既存でそういったものがあると

いたしますと、そういった子供が、事業所で預かっている子供さんがその給付の対象にならなくなってしまいます。要するに御自分の負担という、事業所も御負担しているかもしれませんが、御自分で負担することになってしまいます。

その場合、既存の、今、事業所は病院でございますが、そちらのほうやっていたらという話は伺っておりませんが、もしそういうことになった場合、面積要件がないと、その基準に満たないときはその対象外保育所となってしまいます。そうしますと、そこに通う子供さんたちはこの給付が受けられないということになってしまいます。そういったことも、やはりせっかくのこうした国から県から公費を、消費税の分、そちらのほう、還元できるものでございますので、そういった状況がある事業所にもこの給付の対象になりやすい形とさせていただいております。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第36号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 8、議案第36号、美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第37号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 9、議案第37号、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第38号 美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第10、議案第38号、美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第39号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（磯部輝次君）

日程第11、議案第39号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、お手元に配付した議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第12 議案第40号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第12、議案第40号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 認定第1号 平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから
認定第7号 平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで7件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第13、認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上7件を一括議題とします。順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告をした事項について1人3回までといたします。
議長から事前をお願いします。

この議案は決算審査でありますので、25年度予算が適正に執行されているかどうかを審議するのが主眼であります。一般質問にならないよう御注意のほうをよろしくお願いいたします。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」、また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されております。議員各位においてはこの点をよく御留意され、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をいただくように

お願いいたします。

最初に、認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括に行った後、歳出は、1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

それでは、初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

通告はしましたけれども、通告外になったこともあり得ますので、お答えください。

1番は、法人町民税が大幅に増になったということですけど、その要因と、今後の展開はどうなる予想ですか。

2番目には、滞納整理状況を、町民税だとか固定資産税だとか、その滞納の整理状況、その中に差し押さえは何件ありましたか、お伺いします。

○税務課長（廣澤辰雄君）

それでは、法人町民税が増額となった主な要因でございますが、25年度につきましては436社に課税を行いまして、前年比で調定額1億2,335万9,000円、率にして63.9%増となりました。近年の円安効果並びに株価の上昇による景気回復は、企業によっては企業収益に増額の寄与をしておりますが、本町の大半の主要企業につきましては、業種に違いはございますが、前年と大きくは変わっておりません。企業名は控えさせていただきますが、1企業の業績が大幅に向上したことから、25年度の増収に寄与したものでございます。

今後の予想でございますが、25年度については1企業の業績が町税全体に影響し増額となったことから、非常に不安定なものでございます。ここ数年も大幅に上下している状況でございますので、今後の動向によって大きく増減するものと推測しております。

次に、滞納整理状況でございますが、差し押さえ件数につきましては、督促や催告等に応じない方につきまして法的措置をとっております。滞納処分を行った件数ですが、25年度については、競売による交付要求を35件、個人で18件、法人で17件となっております。次に、差し押さえの件数が54件行っております。その結果、1,108万9,000円を徴収することができました。

以上でございます。

○6番（鈴木美代子君）

そうすると、法人町民税の大幅な増というのは、特定1社が大幅に増になったから、その影響で数字的に増になったということでしょうか。町内のほかの業者、いろいろ中小業者、いっぱいありますけれども、その辺の業績はいかがでしょうか。そこも満遍なく好景気という数字的なものでしょうか。それもお聞きしたいと思います。

それから、滞納整理状況で差し押さえが54件あったということですけども、今、書き取れなかったものがいっぱいあるものですから、54件のうち、もう少し差し押さえの状況を詳しく説明してください。

○税務課長（廣澤辰雄君）

まず、法人の関係でございますが、先ほどお話しさせていただきました1社のほかの状況でございますが、主要企業につきましてはそれぞれ、景気回復に伴って収益が増となっている会社ももちろんございます。逆に減収となっているところもございまして、平均すると横ばいということで説明させていただきました。

それで、滞納の差し押さえの内訳でございますが、処分の内訳ですが、一応、不動産を15件、預貯金を31件、あと、借地料、それを1件、その他で7件、以上で54件となります。

○6番（鈴木美代子君）

最後ですね。

そうすると、今、それこそほかの中小業者さんは、不景気がずっと続いていて大変厳しいという話がありますけれども、やはり特段に1社だけが業績がよかったということですかね。あとの方は横ばいか、悪いところもいっぱいあるしということですかね。

それから、差し押さえについては、差し押さえをしなければ、それこそなかなか滞納整理はできないんですけども、預貯金を差し押さえに使ったということですが、その方の生活がやっていけなくなるような、今、結構年金暮らしで大変な人が預貯金を取り崩して生活しているところもあるものですから、そういうところまでは踏み出さないで、その方の滞納整理はもちろんですけれども、預貯金を取り崩すという点では、その方の生活はちゃんと考えてやったんですね。確認です。もう一回言ってください。

○税務課長（廣澤辰雄君）

預貯金の差し押さえの関係でございますが、もちろん滞納者とは納税相談をしていく中で、その方の財産と収入も含めてしっかり調査をした中で、生活に困窮しない程度の預貯金を差し押さえたものでございます。お願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかにございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

知多地方税滞納整理機構というのがあると思いますけれども、ここに委託した件数は資料請求で一覧表をいただきました。概略説明いただきたいのと、これが何年から始まって、ひよっとしたらもう5年目、この26年が6年目だったかと思っておりますけれども、いわゆる25年度の整理機構に出した分は徴収率が71%を超えています。

そういう面では、そちらの努力なのか、あるいは職員の努力なのか、一般的なほかに出していないところから見ると率は上がっているわけですから、いわゆる、もうそこで職員も1人出向して経験を積んできたと思っておりますけれども、その年数のことと、ほかの自治体ではこの滞納整理機構から外れて、もう自分でやるんだという自治体も始まっていますけれども、私たちはもう、美浜町でそういう例があったということは細かくつかんでおりませんが、ほかの自治体では、いわゆる高利貸しの回収に近いような、すごい、生活費まで押さえちゃうようなこともあったと聞いています。

そういう面では、職員、何年かにわたってメンバーがかわって経験を積んできたと思っておりますから、ぜひ私はもう外れてほしいと。それから、続けるんじゃなくて、この整理機構そのものを解散するべきだと思いますけど、その辺の意向はどういうふうに検討していますでしょうか。

○税務課長（廣澤辰雄君）

まず、知多地域滞納整理機構に委託した件数と金額について御説明させていただきます。

機構に引き継ぎました件数と金額ですが、25年度が97名、複数の税目の方もいらっしゃいますので、延べ人数では192名となります。金額で6,417万8,000円を引き継いでおります。徴収実績といたしましては、完納62名、一部納付32名の合計94名の方から4,586万5,000円を徴収いたしました。徴収率につきましては、議員のおっしゃるとおり71.5%でございます。

それで、何年からということですが、平成23年でございます。

高利貸しというようなお話もございましたが、知多地域の機構におきましては、そのようなお話は伺っておりません。

今後の件でございますが、機構の意義ということでよろしいでしょうか。23年から機構で共同で徴収業務に当

たっております。町職員につきましては、徴収の経験年数が異動によりまして短いということもございます。また、徴収技術やノウハウ不足もございますので、県の指導を仰ぎながら、また、他市町の取り組みもあわせて技術を吸収しながら取り組んでいるところでございまして、この機構と共同して行うことによりまして、積み重ねた技術が町に戻りまして、徴収技術の向上につながっておりますので、今後とも継続していきたいと考えております。

○5番（山本辰見君）

あえて機構の中身は指摘するつもりはありませんけれども、こちらに聞こえてきていないということだと思いますけれども、私どもには5市5町の中で先ほどのような例があったので指摘させていただきました。

もう一点、不納欠損のことでちょっとお尋ねしますけれども、議案説明の中では不納欠損で落とす場合に、中には行方不明だとか連絡がとれないとかいう方がみえるということですが、当然、5年間の期間を、猶予期間というのですかね、指導期間というのか、そういうのがあってのことですから、でも、急になくなったんじゃないくて、当然、こちらの説明にも、資料要求して説明がありますように、特に固定資産税等については、収入がなくても資産があれば当然かかるわけですから、大変払いにくくなっている方がみえると思います。そういうことでは、いわゆる、言葉は悪いんですけど、要注意というのか、少し印をつける方がいたときに、その方たちの追求は、5年たって、今、連絡がとれなくなったから、やっぱりもう落とすというか、欠損の処理をせないかんということじゃなくて、毎年あると思いますけど、その辺の管理はどういう形でとっていますでしょうか。

○税務課長（廣澤辰雄君）

行方不明になる前に動向をつかめないかという御質問でございますが、行方不明になる方につきましては、前触れもなく、気づいたときにはいないというケースが多くございます。大変、事前に動向をつかむことは難しい状況でございまして、もちろん事あるごとに納税相談を行っておりますが、突然いなくなるということで、転出届が提出されれば転出先や、町外の方で美浜町に資産をお持ちの方であれば、固定資産税の納付書を送っておりますので、そちらの住所のほうにも住所照会等をかけております。

ただ、転出届を出された方につきましても、転出先でまた職を求めて転々とされている方も多々ございまして、そこからの住所を追跡することがなかなか難しい。住所を残したまま不明となることが多くございますので、大変こちらも苦労しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについてを、これより質疑に入らせていただきます。質疑はございませんか。

6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

1款から4款までだとは思いますが、総務については、申しわけない、私、勉強不足がいっぱいあって、それについて説明していただきたいと思っております。

69ページです。基幹業務系機器保守委託料が219万4,500円あるわけです。どうも聞きなれない言葉だものから、もう少し詳しく、使用料として基幹業務システム使用料1,510万4,250円、それから基幹業務使用料として1,822万7,475、ちょっと説明していただけたらと思っております。

それから、73ページの防犯カメラシステム借り上げ料、これは図書館のところにカメラを置いたという話を聞いたような気がするんですが、これも詳しく説明してください。

75ページ、都市計画事業基金積立金、その後の地域の元気臨時交付金の基金ですが、積立金で、都市計画事業は都市計画税を使わなくて残った分を基金に積み立てたということですが、それについて、もし都市計画税なら都市計画税がこれだけたまっていくということは、都市計画税を集めている意味が薄れているということで、違う方策を考えなかったのか、お聞きしたいと思います。

それから、79ページの知多地方税滞納整理機構の負担金ですが、40万ですかね。知多整理機構については私も、当局には声は上がっていないらしいですが、結構厳しい調査という話を聞いています。滞納した自分が悪いんだけど、そこまで言うかという、そういう話も随分聞いていますので、私はこの滞納整理機構のおかげで随分滞納整理がついたという話よりも、町民の声をよく聞いてほしいと思います。

それから、民生費の95ページ、要援護者支援システム移行業務委託料で、これも51万9,750円のつていますが、詳しく述べてください。

それから、97ページの敬老会事業については、これは、敬老会は、25年度は18地区全部行われたのでしょうか。記念品だけ配った、それで終わりというところはなかったでしょうか。

99ページの障害者福祉サービス関係保守業務委託料、障害者総合支援法対応作業委託料ですが、これについては、福祉はもちろん勉強しているつもりなんですけれども、ほかの議員さんで知っている方がいるかもしれませんが、もう少し詳しく説明してください。

次世代育成支援対策で運営委員会、これは、次世代育成支援対策運営委員会は、今、25年度はどんな仕事をしたのでしょうか。

また、子ども・子育て会議委員の報償金、5万400円ですが、子ども・子育て会議のメンバーを教えてください。本当に子育てしている保護者とかをよく知っている、そういうメンバーが入っているのでしょうか、子育ての苦勞を知っている。

次に、子ども・子育て支援ニーズ調査業務委託料、これは109万9,350円ということですが、子ども・子育て支援ニーズを調査して、その結果は25年度公表になったのか、その結果を見て新しい事業を始めているのか、その辺を。

それから、113ページの母子通園施設運営事業の479万6,570ですが、これは奥田にあるわかば園のことですか。それから、その中で心理士報償金というのがありますが、この心理士報償金は子供向けの心理士ですか、それとも保護者向けの心理士なのか、職員向けの心理士を使ったのかということですか。

それから、最後に衛生費です。115ページ、在宅当番医謝礼、町医師団救急医療行政協力金、わかっているつもりです、全部、中身は。ただ、この議会でも一部の議員から、当番医の先生に電話しても断られたと、その辺の話があるものですから、きっちり当番医の先生の、そういう医療分野における人間的な、信頼を置ける先生だと思えるんですけど、その辺はきちんと調査して当番医の先生としてお願いしているのかどうかです。

それから、もう一つ、117ページの災害拠点病院の設備整備事業補助金ですが、これは、災害拠点病院で知多厚生病院が頑張っていることは重々承知をしています。しかし、この1,600万円については、南知多町と同額でこの補助金を出しているのでしょうか、その辺をお伺いします。

それから、125ページの海岸漂着物の清掃については、これは台風の後の話なんですか。その辺を環境美的に浮遊物を清掃する条件があったのかということをお聞きします。

済みません。お願いします。

○秘書広報課長（谷川徳寿君）

それでは、総務費のほうの説明をさせていただきます。

まず、基幹業務系という言葉ですけど、専門的な用語で申しわけありません。一般的に我々の電算関係の職務にあつては、住民基本台帳、福祉、税などの住民向けのシステムにつきまして、基幹業務系のシステム、あるいは、最近では単に業務系システムなどと呼ばれておりますので、よろしく願いいたします。

次に、内容ですけれども、基幹業務系の各システムを25年度に更新いたしました。更新前につきましては本庁舎内に、電算室にサーバーを置き各システムを使用しておりましたが、更新後におきまして、システム開発会社が設置管理しております堅牢なデータセンターに設置してありますサーバーをお借りして各種システムを使用することといたしました。このことによりまして、基幹業務系機器保守委託料には、従前、更新前に使用しておりました機器、それから、更新後において新たに使用しております機器の保守料が含まれております。

それから、基幹業務システム使用料につきましては、更新前、本庁舎のサーバーで使用しておりました各種システムの使用料でありまして、それから、基幹業務使用料につきましては、更新後における各システムの使用料のほかに、データセンターにおけるサーバー使用料、ネットワーク使用料が含まれております。

このようにデータセンターにシステム及びデータを置き利用することにつきましては国も推奨しておりまして、災害が発生しましても離れたところにあるデータセンターでは被害に遭うことが少なく、火災、地震、洪水等により重要なデータが消失することがないと捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○防災安全課長（天木孝利君）

防犯カメラのシステム借り上げ料の件でございますが、議案説明会におきましても御説明、部長のほうからささせていただきますが、防犯カメラにつきましては、名鉄の知多奥田駅の駐輪場と名鉄河和駅の駐輪場の2カ所に、河和駅が1台、奥田駅が2台、合計3台の防犯カメラが設置してございまして、そのシステムに係る借り上げ料でございます。

以上です。

○総務課長（本多孝行君）

続きまして、都市計画事業基金積立金について御説明をいたしたいと思っております。

議員のおっしゃったように、集める意味というのがございますように、あくまでこれは目的税でございますので、納めていただいた都市計画税につきましては、充当できる事業にももちろん充当するわけなんですけれども、充当し切れなかった分について、昨年の9月の議会で補正を組みましたお金が4,564万7,000円で組んでいると思っております。正確に申し上げますと、4,564万6,018円、ここに利息がついて、2万4,550円がついております。その合計額4,567万568円を基金に積み立てるものでございますので、よろしく願いをいたします。

○都市計画課長（河村伸吉君）

都市計画税の集める意義についてですけれども、都市計画税はその目的が都市計画施設の充実に要する財源の確保のために集めさせていただいております。現在予定しております野間・奥田駅前の整備ですとか公園の整備、あと、公共下水道の整備などは、町の根幹を形づくる重要な都市施設であると考えています。都市生活の基盤的なもの、そのようなものを整備することによって住みやすく快適で便利な暮らしが実現すると思っております、今後、都市計画税は欠かせない財源だと考えておりますので、よろしく願いします。

○税務課長（廣澤辰雄君）

知多地域滞納整理機構の負担金についてでございますが、機構についての考え方につきましては先ほどお答えさせていただきました。ですので、負担金の使途について御説明させていただきます。

5市5町が運営費を均等に負担しているもので、主な支出といたしましては、パソコン、自動車等のリース代のほか、燃料費、印刷費、通信料等でございます。

以上です。

○福祉課長（沼田治義君）

民生費のうち、福祉課が所管をいたします4つの事業について御説明をいたします。

まず、1点目の要援護者支援システム移行業務委託料51万9,750円でございますが、これにつきましては、議員御承知のように民生委員さんが、70歳の独居老人、これを、定期的に独居老人のお宅を訪問させていただいております。現在、町内で400世帯ぐらい該当があります。この該当の高齢者宅を住宅地図に落とすシステムにかかった費用の委託料でございますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

続きまして、敬老会の実施状況でございます。敬老会につきましては、平成22年から各区をお願いをいたしまして、補助金を出させていただきまして、地域の特色を生かした敬老会をそれぞれ各地区のほうで開催させていただいております。開催に当たりましては、地元の区長さんを初め、区会委員さんを初め、地域の方々におかれまして御努力をいただいております。この場をかりまして厚くお礼申し上げます。

敬老会につきましては、野間地区の5行政区を除く全地区におきまして、9月の中旬ごろ、大体開催をされております。野間地区につきましては、平成25年度、残念ながら開催はされなかったということで、野間の地区につきましては、町長のお祝いのメッセージと、それから、町からのささやかな記念品のほうをお配りさせていただいておりますという状況でございます。私どもも野間の5区の区長さんとお話し合いをする機会を設けまして、野間の地区が今のところできていないということで、町のほうもいろんな応援をさせていただくので、今後とも開催に向けて協議を続けていただきたいという話につきましては区長と打ち合わせをさせていただいておりますので、御理解をさせていただきたいと思います。

それから、3点目の障害者総合支援法対応作業委託料ということで262万5,000円決算が出ておりますが、これは、障害者の福祉サービスという業務を私ども福祉課のほうでやっております。この中で、議員も御承知だと思いますが、障害者自立支援法というのが平成24年度に一部改正されました。そうした中で、平成25年4月から、法律名が自立支援法から総合支援法に改められたという点と、障害者の範囲が見直しをされたということで、町がやっています障害福祉サービス業務のシステムを変更しなくちゃならないということで、そのシステムの変更に要する委託料というものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一点、障害福祉サービス関係保守業務委託料66万3,810円につきましては、先ほど私が言いました障害福祉サービス業務はコンピューターで仕事のほうを行っておりますので、それに係る保守点検業務委託料でございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○子育て支援課長（山下幸子君）

それでは、次世代育成支援対策運営委員会委員が、今、どのような仕事をしているかについてでございますが、今回、子ども・子育て支援法ができました、そちらのほうの計画を立てるわけですが、10年前に、次世代育成支援法と申しますでしょうか、そちらのほうで位置づけされました計画がございます。そちらの計画につきまして、後期が26年までの5年ということで、今、後期の分をこの計画にのっとりまして支援を行っているところでございますが、その支援の中の基本形態、地域における支援ですとか、母子、乳児に関する健康の状態ですとか、環境の整備とか、そういったものの計画の進行に当たりまして、その施策が十分浸透しているか、推進されているか、また、どういったところがまだ進んでいないかという御意見を賜るための審議会でございますので、そのとき

の御意見をいただく場となっております。委員の方の仕事といたしますと、そういったこととなります。

2点目の子ども・子育て会議委員会のメンバーということでございますが、こちらのほうは、国では示されたものはございませんが、参考までには、構成員に乳児教育、保育両分野の関係者、子育て当事者の参画に配慮して幅広く意見を聞いてくださいということをおっしゃっておりまして、その中でどういった方がメンバーかと申し上げますと、具体的に言わせていただきますと、こちらのほう、まず、学識経験を有する者といたしまして、日本福祉大学の先生をお願いいたしております。次に、子供の保護者ということで、PTAの代表ですとか、保育所、幼稚園の母の会の代表の方、母親代表の方に来ていただいております。そちらのほうは3名でございます。次に、教育、保育の関係者ということで、こちらのほうは、学校の校長先生の代表、小学校の校長先生の代表の方、あと、教育委員会の指導主事、あと、幼稚園のほうの園長先生、あと、かもめ園、こちらのほうは、今、病院のほうで認可外の保育所がございますが、そちらのほうの代表の方、園の代表の方、あと、子育てボランティアの方がいらっしゃいますので、そちらのほうの方ですとか、あと、こちらのほうの、美浜町の指導保育士、そういった方たちを合わせまして、教育関係者が5名で保健福祉の関係者が3名の合計12名で構成された委員会でございます。メンバーは以上でございます。

子ども・子育てニーズの調査の結果は出したかということで、25年中には集計はさせていただいております。こちらのほう、皆さんにお聞きいたしましたニーズに基づきまして、今回の子ども・子育て計画のほうで、どういった保育のニーズがあるか、例えばどういったものに、先ほど言いました子育て支援事業の中でどういったものが、今、美浜町で必要かという皆さんの御意向をお聞きする、あと、保育ニーズというか、幼稚園に通いたいと考えているか、また、保育所ではどういったところでどういうものを、保育所に入ることを希望しているかですとか、お休みにはどういった保護者ですとか、一般の方ですとか、そういった方に保育をお願いしたいかとか、そういった保育のニーズ、子供さんの環境等を調査いたしましたものを、今回、子育て計画の中に盛り込んで、その分のそのニーズ量を反映させて計画をつくるということになっておりますので、集計等はできておりますが、今回、26年度に策定いたします計画の中に盛り込む予定でございますので、まだ皆さんにお出ししているということはありません。その計画の中で結果集計のほうはお出しするということになっております。

次に、母子通園施設のほうです。こちらのほうはわかば園のことを指しております。25年の5月から対応いたしまして、その運営経費でございます。

あと、心理士の報酬金、子供向け職員向けかということでございますが、子供さんの状況を心理士さんに確認していただきまして、子供さんに御意見ということではなくて、その保護者の方ですとか職員にも、この子供さんに関してはこういう接し方のほうがいい、こういう状態ですという、子供さんを見た状況をまた指導していただけるということで、子供さん向けということが正しいと思います。

以上でございます。

○健康推進課長（磯貝尚美君）

在宅当番医謝礼について、157万5,000円でございます。こちらにつきましては、在宅当番医制として、日曜日とか祝祭日、年末年始などの休日に、午前9時から12時まで、入院を必要としない程度の急患患者の診療について、知多郡医師会美浜町医師団に運営を委託しておりまして、当番日の待機、対応に謝礼として支払っているものでございます。

この事業につきましては、第一次救急医療として、美浜町、南知多町、両町がそれぞれ地域の医師会とそれぞれ契約を結びまして、合同で実施をしているものでございます。平成25年度につきましては、全実施回数、実績ですが、70回のうち、美浜町は5医療機関、35回分について、医師謝礼1回当たり4万5,000円を報酬費として

支出いたしました。その分でございます。

先ほど御指摘がありました診療件数の内容につきまして、実績なんですけれども、両町合わせて410件の実績がございました。そのうち、美浜町の実施分といたしまして252件、内訳といたしまして、美浜町の住民の方が111件かかられまして、南知多町の住民の方が83件、その他の方といたしまして58件の方が診療にかかれております。

医師の方に対しましては、もちろん信頼をいたしまして契約のほうを結んでおります。何か変わった事件があった場合は、月に1回医師会を実施していきまして、そちらの場のほうに、私たち、参加させていただきまして、変わった事件ですとか新たな情報については情報共有の場として情報交換をさせていただいていますので、何かがあれば報告はその場で行うように、そんな仕組みになっております。

次に、町医師団救急医療行政協力金の203万1,100円でございます。この事業につきましては、知多半島医療圏内におけます美浜町の第一次救急、今、申し上げました第一次救急医療の運営についての承認ですとか、災害時における救急医療活動を初め、町行政における保健、医療、福祉に係る平常時の取り組みにおいて、先生方に、方向性に関する御意見ですとか情報提供、それから、他の医療機関と連携をとっていただくなど、継続的に長期的に支援をしていただいております。それ以外にもまた日常的には、制度改正の多い予防接種の委託ですとか、子供から高齢者にわたる各種健診事業、健康相談を初め、地域の住民の方々の健康を守るためにいろいろ支援をいただいているということで、協力金としてお支払いをさせていただいているものでございます。

先ほども申し上げましたが、月に1度ずつの先生方の木曜日のカンファレンスに事務局も参加させていただきまして、いろいろ御意見を聞いていただいたりとか、いろんなことを調整していただくということで、こちらのほう、運営する協力金として出させていただいております。

それから、災害拠点病院設備整備事業費補助金の1,600万円についてでございます。こちらにつきましては、平成25年度に災害拠点病院であります知多厚生病院に対して、地域住民の安心・安全な医療の確保、地域の医療の充実を図るために、老朽化した医療機器等の更新について補助をしたものでございます。主なものといたしましては、心電計の更新一式、それから、除細動の装置の更新一式、それから、人工呼吸器等の更新一式、合わせて6点のものにつきまして、美浜町、南知多町とでそれぞれ1,600万円ずつ、同額で補助金として交付をいたしましたものでございますので、よろしく願いいたします。

○環境保全課長（岩本健市君）

それでは、海岸漂着物清掃委託料について御説明させていただきます。

これまで対応に苦慮しておりました流木等の大きな漂着物を含む海岸漂着物を回収、処理したことにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に寄与することができたと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

議長からちょっと言います。

途中でございますが、時間がかなりして、かなり健康的にありますから、ここで休憩といたします。引き続き再質疑のほうから始めさせていただきます、あればですね。

以上です。10時50分から再開いたします。

以上でございます。

〔午前10時32分 休憩〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

歳出の1款から4款までの質疑に入っております。質疑のある方、おりませんか。6番 鈴木君、どうぞ。2回目ですね。

○6番（鈴木美代子君）

答弁をいただいたんですけれども、都市計画税について、都市計画税の該当する事業が今やっていないから残ったお金を基金に積み立てるという話なんですけれども、その答弁の中で公共下水という言葉聞いたような気がするんですけれども、公共下水はまだやるともやらんとも決まっていなのに都市計画税の該当事業とするのは、私はちょっと答弁としてはそぐわないと思うんですけれどもいかがですか。

それから、25年度は野間地区で敬老会が行われなかったということなんです、野間地区も本当に、美浜町のお年寄りがみんな、各区で皆さん苦勞して関係者の方が敬老会を開いているんですけれども、野間地区で行われなかったということで私は残念だなと。お年寄りも残念だなと思っていると思うんですけれども、町当局のいろんな御支援、いっぱいもらって26年度以降もやるように、その辺の支援はどんなことをやろうとしているのか、聞こうと思います。

それから、今も課長さんにちょっと話を聞いたんですけれども、次世代育成計画について、平成17年に立てたその計画を、私は大事にそれを持っているんですけれども、それをもとに資料をいろいろ調べながらしているんですけど、予定として次の計画はいつごろ出るのか、その辺が、決算とは違うかもしれませんが本当に大事なことでですので答えていただきたいと思います。

以上です。

○都市計画課長（河村伸吉君）

公共下水についてですけれども、今、調査研究を進めております。来年度あたりで決定するような形の準備を、今、事務局としては進めさせていただいています。これも都市計画税を前提とした、資金を前提とした下水道計画だと思っております。実施する場合については都市計画税が財源となりますのでそのような答弁をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

○子育て支援課長（山下幸子君）

先ほどの御質問、子ども・子育て支援計画のほう、いつでき上がり公表されるのかということでございますけれども、現在、6月、春、夏、初夏ごろ、第1回目を、ニーズ調査の結果に基づきまして、委員の皆様方に見ていただきました。それにつきまして、計画はこのような項立てで行いたいといいますのは、子育て支援法のほうに載っております保育の量の見込みですとか、5年計画の見込みですとか、そういったものを盛り込んだものが今回のニーズ調査の結果からどのぐらいかという量を見込みます。

そうした後、それに対して子育ての支援事業についても、先ほどの13項目のメニューの中から何を美浜町の保護者の方たちはニーズとして要求されているかということも含めまして、そのニーズ調査の結果を含めまして、町が行っていききたい、町としてこういった事業を進めていききたいというものを皆さんにお示しした案を審議していただきます。それは、この秋、夏、9月、10月ぐらいを予定しております。その結果を含めまして、御意見をいただきながら全体像ができ上がりましたら、夏、冬少し前、でき上がった時点でパブリックコメントで皆さんに再度その内容につきまして御意見をいただこうと思っております。それをいただいたその中も踏まえまして、

最終的にもう一度委員の方々に御意見をいただきながら最終的に整理をいたしまして計画を年度内には完成させていくというスケジュールになっております。

ですので、皆さんに、今回の来年度からの子ども・子育て計画につきましては3月ごろに完成品としてはお示しできるということになっております。

以上でございます。

○福祉課長（沼田治義君）

野間地区の敬老会のお話でございますが、私もいろんなところの敬老会、区長のほうからその状況をお聞きしております。区長のほうからのお話でございますと、地区で、区のほうでやり始めてから非常に敬老の方々も評判がよくて楽しみにしているという状況で、そういう意見をお聞きしております。

そうした中、野間の地区については25年度できなかったということで非常に残念な結果でございましたが、26年度以降につきましては、さらなる野間地区の5区の区長さんと議論を進めさせていただきまして、町でやれること、お手伝いできること、しっかり調整をさせていただきまして、26年度以降、野間の地区の野間の敬老の方々地区で敬老会のほうが開催できるように町としても全力で取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

特に総務の中だけになりますけど、お願いしたいと思います。

2つほど資料請求もさせてもらいましたけれども、1つは臨時職員、非常勤職員のところでございますけれども、議員の皆さんのところにも資料が届いていると思いますけれども、全体で142人の臨時職員の、いわゆる長い期間働いている方のリストを出していただきました。

特に、いわゆる臨時職員については正規の職員と同じく7時間45分ですか、それから6時間以上というようなことで、職員に近いような働き方をしている方のリストですけれども、この中には、ごらんのように、例えば事務職の育休の方でも5年から続けている方もいます。それから、保育士の中でも7年、9年、11年、それから、調理員の方でも4年、5年の方もいますけど、10年から続いている方がいますね。

それで、私は、一般質問とは違いますから指摘したいのは、例えば保育士、調理員ですと、7.5時間というのは一般の職員より15分だけ早く帰ってもいいということで、正規の職員とは違うんだという形をとっていますが、多分に調理員さんたちは、以前は職員と同じような働き方をしておったのではないかなと。当然、一般の職員の方は正規の職員ですから、保育士についても調理員についても、一般の職員が指導してというか、リードして職務に当たっていると思いますけれども、10年から勤めている方ですと職員よりもむしろベテランで技術も高い方もいるかと思ひますし、保育士なんかですと、単純に若くて頑張れるだけじゃなくて、いろんな経験を積んでそれを保育に生かしていただきたいと思うわけですから、その辺ではぜひ、次回というか来年度の実績報告にはこういう年数も含めた資料を提示いただきたいと思ひますけど、そのことを1つ要求しておくのと、このことで、いわゆる今、話をしました4年、5年あるいは10年勤める方は、もうことし限りだよと、26年度1回でいいよと思ひて申し込んでいないと思ひているんです。その方たちがいわゆる継続勤務を要望していると思ひますけれども、そのことについて実態はどうかと当局のほうはどのような捉え方をしていますでしょうか。

もう一点、総務の中で、これは土木の建設のほうにもあるんですが、とりあえず総務の中だけお聞きしますけ

ど、補助金、負担金の中で、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会というのと中部国際空港知多地区連絡協議会、あれこれ協議会や期成同盟というのはたくさんありますけれども、その2つについての設置理由、あるいは推進事業はどんなことをやっているのか、今の進捗状況がどうなのか。

私は脱退も含めて、無駄なこういった補助金、負担金の見直しを求めるものでありますけれども、といたしますのは、以前に皆さんも御承知のように、伊勢湾口というのか、伊良湖と伊勢のほうを結ぶ、こういうばかげた期成同盟会がありましたけれども、長年にわたって補助金なり、補助金だったか負担金だったか、投入していたと思いますけれども、本当に世論の強い反対でようやく消滅しました。これと関連するようなことをいつまで続けるのでしょうかということです。

特にリニア新幹線については、いわゆるJR東海ですか、事業者のほうがもう独自でやるんだと、国の援助は受けないといいながら非常に心配された事業ではないかなと思って、私たちは、基本的には本当に無駄な事業、果たしてこれでいいのかという、特に、地方というか、7都県の中のトンネルの工事なんかについては非常に危惧をしているところです。

もしかしたら職員の方も読まれたかもしれません。きのう、おとといの毎日新聞の社説に、今のまま進めていっていいだろうかと、皆さんに本当に、皆さんというのは住民の方、地域の方にちゃんと相談してしかるべき検討をしたらどうかと、JRが決めて国が後押しするだけで果たしていいだろうかとということが指摘されています。

私は、金額としてはそんなに多くないということをいつも言われますけど、この2つについて、先ほど要求した状況について説明を願いたいと思います。

○秘書広報課長（谷川徳寿君）

それでは、山本辰見議員の臨時職員、非常勤職員についての質問に答えさせていただきます。

臨時職員、非常勤職員ともにでありますけれども、雇用期間及び賃金等を提示して募集しております。また、実際に雇用するに当たっては、雇用期間や賃金等が明示されております雇用通知書を渡しております。

事業内容、予算等によりまして、翌年度においても非常勤職員を雇用する場合、各担当課において成績等が優秀で雇用延長が認められております1年目、2年目の非常勤職員につきましては、雇用延長を希望するか確認を行い、希望する場合は雇用延長の手続きを行っておりますので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（大井徳男君）

それでは、2款1項7目19節の負担金及び交付金のリニア中央新幹線の建設促進期成同盟会負担金でございますが、この負担金につきましては、リニア中央新幹線は今現状、東京・品川から名古屋間が2027年度に開業予定ということで準備が進められております。

目標年度も定まってきましたことから、設置目的にもありますように、中京圏の鉄道網の整備促進と都市機能の向上を図るため、また、この地域におきましても開通に伴う経済波及効果は相当なものと期待されております。そんなことから、漁協さん、商工会さん、農協さん、観光協会さんとともに今後も引き続き加入をしていく考えでございますので、よろしく願いいたします。

また、活動状況でございますが、昨年度につきましては東京の国土交通省のほうへ陳情に行きましたし、あと年1回、リニア中央新幹線の現状ということで講演会のほうを行っております。

また、中部国際空港の知多地区連絡協議会負担金につきましては、知多地区5市5町と、それから愛知県及び中部国際空港株式会社で構成されております組織でございますが、設置目的にもありますように、空港周辺の整備に関する要望書の提出、それから、中部国際空港と知多地区との一体的な発展と諸問題の解決等を図る、また、空港を核としまして地域振興等を促進するための活動を行うなど行っておりますので、今後もより一層推進して

いく考えでございますので、よろしくお願ひいたします。

また、活動状況につきましては、昨年は8月に、美浜町の小学校3年生、4年生20人を対象に、20名でございますが、セントレアサマースクールというものを開催いたしまして、ふだんでは入れないような国際線のエリアへの見学とか、それから、麻薬取締犬のデモンストレーションとか、空港の状況等を見学、勉強しております。

また、毎年11月に県知事とか愛知県議会議長さんに対して要望書の提出を行っておりますし、また、セントレアのほうで「知多から世界へ」ということで講演会等のほうの活動もしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。石田君。

○3番（石田秀夫君）

1つお伺ひいたします。2款1項1目一般管理費の中で、行政管理事業、報償費として弁護士報償金というのがございますが、これはどういった質のものだったのでしょうか。

○総務課長（本多孝行君）

31万5,000円につきましては、最高裁への上告に係る弁護士の着手金を計上したものでございます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

そのほか、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、質疑なしと認めます。以上で1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

済みません。決算書の何款何項目と書いていませんけど、通告してありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

土木のところになりますけれども、美浜柿谷特定土地区画整理事業に関してのことです。25年度に6,700万、この助成を行ったわけですけど、突如として行わなければならなかったこの経過を、私の質問というよりも税金を負担させられた町民の皆さんにわかるようにもう一度説明願ひたいと思ひます。

これ、説明では、当初から計画に盛り込まれるべきだったのが、後で気がついたという言葉は使わなかったかもしれませんが、そういうことで説明を受けましたけれども、どこで誰が気がついたのか。私たちから見ると、区画整理組合からの資金援助の要望書が出されて、この議会でもすったもんだ論議した後、出てきたように思われます。突如湧き上がってきたというのか、捻出の方法をひねり出したのではないかなと思ひますけれども、そのことを説明願ひたいのと、こういった事例が本来あっちゃならんことですけども、次のこういった区画整理事業等あるいはこれに関連したような事業があったときに影響を与えないという保証はどのような形でとられるのか、また、そうじゃなくて今回の同様な事業に対してどんな影響を及ぼすと捉えていますでしょうか。

もう一点は、総合公園の遊歩道整備工事についてでございます。

資料として提示いただきましたので、かいつまんで説明を願えれば結構ですけども、窠跡の発掘調査を含むこれまでの工事内容、それから、その中で、国の補助金はこうだった、県の補助金はこうだった、それから都市

計画税はどのような使い方をしたのか、説明いただきたいと思います。

今の提供いただきました資料ですとざっと25年度までで1億円ちょっとになっておりますけれども、実は当初計画では、最初に私たちが質問したときには池の真ん中に噴水もあって、ぐるりを車椅子で、今、赤いテラスがあると思います、あれが池の周りにぐる一つとあって、全体で6億円もかかるような事業として検討されておりました。議員の皆さんも新しい方もみえますけれども、このような状況を、それから、都市計画じゃない、ほかの部署の当局の方は御存じだったんでしょうか。

まず、資料の説明をお願いしたいと思います。

もう一点は、同じく総合公園の整備工事、これも資料請求させていただいて、図面が皆さんのところにもあると思いますけれども、1つは最初の、いわゆるこの遊歩道の計画の伐採する箇所を示した絵でございます。もう一つが、25年度に樹木の追加の伐採を指示した後の状況がわかる図面でございます。おおむね倍近く切ることになったのではないかなと思うわけですが、この説明をお願いしたいのと、本来だったら、私はこういった資料は、実績報告書にこの図面をつけるかどうかは別にしても、自主的に情報公開すべき内容ではなかったかなと思うんです。

事業としては25年度の事業だけで3,250万という事業をしているわけですから、それにしても、実績報告書は、カウントしたら50字ちょっと、1行半より書いてありません。こんな形では、一般の町民の方たちは、特にきょうはテレビ放映のそういうこともなっていませんし、議会でどんな論議をしているんだろうかというのがどういう形で届くのか。後で公開になるとしますこの決算書や実績報告書、これらを見ても、さっき言ったように1行半だけではどんな仕事をしてきたんだろうということが伝わらないと思います。そういう面では町民を本当に甘く見えていますし、私たち議員もなめられたものだなという気がしてしようがありません。

それから、もう一点このことで指摘したいのは、建設部長の説明、これまでの説明では、木々が倒れた場合に非常に危険なことになるので思い切って切ることにしたということですが、私はほかからの情報で、町のトップのほうから、もっと県道のほうから、いわゆるインターを出たところから見通しをよくするようにこういう伐採を指示されたのではないのでしょうか。そのことを1つ指摘も含めて質問させていただきます。

○都市計画課長（河村伸吉君）

まず、美浜柿谷特定土地区画整理事業への補助金についてお答えします。

昨年度、議会において重たい決断をしていただいたと思っております。その結果として、おかげさまで組合員の賦課金納付もほぼ順調に進んでおります。2回目賦課金に対して納付率が今9割というふうになっておりまして、未納金がまだ2,000万円ほどありますけれども、その未納者の6名の方に対して組合の理事、幹事で戸別訪問しまして納付を促しておるところでございます。完納するように滞納整理を完全に進めたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

町としましても来年度末の解散に向けて鋭意努力しておるところでございますので、よろしく申し上げます。

この補助金がなければ、本組合の資金の不足によって事業収束にめどが立たない状況にありました。町が支援することによって事業収支が改善されて、収束に向けて一挙に動き出すことになりました。

なお、資金不足の要因としては、予想をはるかに超えた地価の下落など社会的なもので、やむを得ないものであったと考えております。

ほかに支援に至った理由としましては、この事業の公共性の高さですとか、人口増により地域の活力向上に貢献していることも評価していただいているものと思っております。一方、収束しないことのもリスクもありました。換地ができないことによって権利関係の不安定さが持続することや組合員の債務者負担増による破産等の危険性

も最悪のシナリオとしても想定されて、できるだけ早い段階での支援が必要であったことが支援の理由だと考えております。

組合は平成23年3月に保留地処分を完成させまして、24年11月には第2回目の賦課金3億4,000万円を総会で決定しております。同年の12月の定例会において、組合から提出されました美浜柿谷土地区画整理事業への支援を求める請願を採択していただきました。町としてもこれを重く受けとめまして、翌年25年、昨年ですけれども、6月の定例会で補正予算を上程いたしまして、これをお認めいただいたことによって解散が現実のものとして捉えることができるようになりました。

なお、この補助金を当初から計画に盛り込まなかった理由なんですけれども、当時は保留地販売による収益が十分見込まれると考えていたからでございます。社会的要因によりやむを得なく収支のバランスが崩れたことは想定することができませんでした。当初から補助金を盛り込むことは困難であったと考えております。よろしく申し上げます。

次の事業への影響、どんな影響が生まれるかということですが、次の事業を考えた場合に、やはり収支バランスをしっかりと考えて事業を計画しなければいけないと思っています。今、地価の下落もまだまだ進んでいる中で、その数年後の土地の単価等を考えながら収支を踏まえた計画をつくらなければいけないと思っております。

それから、資料を配らせていただきました美浜町総合公園の遊歩道整備一覧表でございます。こちらで22年度からの事業の概要を示させていただきました。

22年度については設計業務委託と埋蔵文化財の調査委託で、契約額が2,507万850円でございます。このうち、埋蔵文化財については100%国に補助をいただきまして実施しております。23年度については、埋蔵文化財の発掘調査の後半部分と、あと、遊歩道の基本設計を行わせていただきまして、契約額が1,885万4,500円となっております。24年度については、遊歩道の実施設計と土地の購入が主なものでございます。2,500万ほどの契約をしております。25年度については工事を行いまして、3,200万ほどの工事をさせていただいております。

御質問の内容で、木々が倒れた場合の安全面というようなことで御質問がありました。樹木を追加伐採したことについてお答えします。

これは建設部内において、遊歩道利用者の安全・安心な利用促進を考えまして判断したものでございます。特に進入路沿い及び古窯群周辺の伐採を行わせていただきました。この部分はまた、周辺の観光施設からの利用を考えまして、見通せて利用者のにぎわいが外部から感じられるようなものにもしたいというふうでも考えました。この部分については、介護者がいれば車椅子でも利用していただけるバリアフリーの空間となっております。なお、今年度施工する部分については、道路整備に必要な伐採のみを行うこととしています。また、今回の工事の対象にはなっていないんですけれども、職員において森林の維持管理に必要な倒木の片づけですとか雑木の間伐などを行いまして、森が健康に育つような維持管理をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

済みません。あと、都市計画税の関係ですが、現在、都市計画税については、都市計画施設の充実に要する財源確保のために町民の方から納めていただいております。御質問の7番目になりますけれども、都市基盤が整備されて暮らしやすい町、人々に優しい町、福祉の町を目指していきたいと考えておりますので、都市計画税を納めていただいた趣旨、目的に沿って、これからもこれを財源として都市計画施設を、公園ですとか駅前整備ですとか行っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（山本辰見君）

最後の答弁は、私、質問していませんから、質問したところに答えていただければと思います。

今の工事の予算のところでもちょっと説明いただきたいと思いますが、この資料によりますと、特に24年、25年のところですが、国の補助金が、工事の内容、あるいは、例えば土地を買う場合、それから、設計業務の場合、整備工事の場合、それぞれ補助金の割合が違うんですけど、そのところの説明をしていただきたいなと思います。

もう一点は、柿谷の区画整理のことについて、今、課長さんからは率直に状況を説明いただきました。私はそれを間違っていると思いませんけれども、当時の説明では決して、区画整理組合の資金援助、支援ではないんだと、本来、町がやるべき仕事として残ったのを町が負担してやるんだというのが本当に前面に出た説明でした。ところが、中身としては誰が見ても、議員から見ても一般の人から見ても、まだ売れ残った土地があると。それから、賦課金が地主さんにたくさんあって、そこを支援せんことにはまもらないというところを何回も質問しながら、だけれども、区画整理事業については赤字もあるし黒字の場合もあると。それまでは、多くのところは、上野間も、それから河和台についてもほとんどのところが黒字というんですかね、余り赤字を残さないでやれたというところでしたけれども、時期が時期だったと思います。その中を、今、私、課長さんの報告が本当に素直だと思いますからそのとおりに受けとめたいと思いますけれども、率直に言って、やっぱりこれは結果として赤字を生むような事業として町としては支援をせざるを得なかったということを表明してくれたと思いますので、最後に、次の事業に与えないことをそのとおり、今、決意したいと言われたんですけども、そういう面では前例として、私はこれを次のときに使わないようにぜひ手を打っていただきたいと思うわけです。

それから、もう一点、先ほど伐採のところについては安全のことを言いましたけれども、全体で3,200万からの事業に対してここに数字が出ています。当初の伐採の計画は根っこをほじくり出すのを含めて1,600平米だったと。追加したところは1,300ありますと。下のほうに括弧してあるのがどういう意味なのかわかりませんが、1,600と1,300だけでもほとんど似たぐらいの面積。それから、特に追加したところは、私、写真も撮ってあります、現場も見に行ってきましたけれども、中には直径50センチからあるような、年数でいくと50年、60年もたっているような大きな木をたくさん切っています。

そういうことだと、その業者に工事費としては追加したのか、あるいは最初の発注した予算の中でおさまったのか。予算の中でおさまったということは、業者はすごい仕事をただでやらされたことになるわけですけど、その辺はいかがでしょうか。

もう一点、ちょっとこれは質問というよりも私のほうから指摘したいと思いますが、こういった伐採だとか山を整備するときの仕事をしたことがある専門家の方から聞きました。何であんな切り方をしたんだと。業者だから、町から仕事として発注されれば仕事ですから受けるだろうと。プロだったらあんな切り方はしないよと。もし私だったらあんな切り方じゃなくてこうせないかと指摘もするし指導もするというのを、山を守るという意味からその方は教えてくれました。そのことについてはどういう評価をしていますでしょうか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

まず、1点目、補助金の割合なんですけれども、24年度については工事費について、1,200万円に対して400万円の補助金が出ております。本来なら2分の1なんですけれども、このときは2分の1を要望したんですけれども、国の査定の結果が400万円ということで示されましたのでこの金額になりました。

同様に、土地購入費については3分の1の補助率でございます。これも国のほうからの査定の結果としてこの金額に抑えられてこの金額となりました。

2点目ですけれども、柿谷の区画整理の補助金についてなんですけれども、下水管の整備という金額を事務局のほうでもはじいておまして、ほぼその金額に当たる、本来は近隣の市町村ですと町がやるべきことを組合に

やっていただいていたということで、下水道の分を支援させていただいたというふうで考えております。

3つ目ですけれども、伐採によって工事費の増減があったのかということですのでけれども、伐採についてはその分追加工事となっております。それによって一部変更をさせていただいております。切り方については、業者に依頼して専門家としてやっていただいたというふうで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（山本辰見君）

今の最後にお答えいただいた追加の伐採、工事費としてはプラスだったということですが、3,250万のうちどのくらいが追加にかかったのか説明いただきたい。

それから、もう一点、ちょっと資料要求しておきながら質問を言うのを忘れまして。これも土木のところに入りますので。

中央道の、南知多道路のところにありますドッグランの利用実績が示されました。ここはシルバー人材センターの方にカウントしてもらっているということですのでけれども、365日というか、ずっと常駐して仕事をしてみえるのでしょうか。それにしても、あそこへ行ってドッグランを利用する受付房みたいなのはなかったような気がするんですけど、本当に何が言いたかったかということ、その数が1桁まできちっと数字が出ているんですけど、どの程度信頼のあることなのか、もっと言いますと本当に無駄な事業はやめていただきたいというのが率直なところです。この資料についてももう少し説明願いたいです。

もう一点、先ほどリニアと中部空港の期成同盟会のことは質問しましたが、そのほかのところ、土木、建設のほうにかかわる幾つかの協会、あるいは協議会があります。全部読み上げませんが、全国海岸協会とか日本道路協会、資料を出してありますので、それらについて説明と、見直しについてどういう考えを持っているか教えていただきたいと思えます。

済みません。もう一点。柿谷の、今、最後の説明がありましたけれども、本来町がやるべきだった工事という言い方をされたように思うんですけど、一番最初に平成の十何年ぐらいに工事がスタートしたときの工事予定は、組合が負担するべきもの、町が負担するべきものというはきちっと分けられて事業計画というものはあるものじゃないですか。終わる段階というかほとんど終わった段階でこれは町がやるべきものだったというのは、私は解せませんし、むしろ、先ほどの1回目の答弁でいただいた課長の説明のほうですんなり受け入れられると思っております。なぜ途中からそういうことが町の負担しなければならないことになったのか、もう一度説明願いたいと思えます。

以上です。

○都市計画課長（河村伸吉君）

まず、1点目ですけれども、工事費の中に伐採の費用がどれくらいかと。今、ちょっと詳しい資料が手元にありません。済みません。また個別に……。

〔発言する者あり〕

○都市計画課長（河村伸吉君）

済みません。

それから、ドッグランの犬の数の件なんですけれども、表をつけさせていただきました。25年度の7月からの頭数を集計しておりまして、ことしの8月までの14カ月で2,227匹、日平均ですと5匹というふうな計算になります。

この数字なんですけれども、草刈りを委託しておりますシルバー人材センターの作業員の方をお願いして確認していただいています。町の委託としては、朝9時からの開場から1時間、あと、夕方5時の施錠前の1時間、

合わせて2時間の委託になっています。

私たちは、この時間、2時間の中で数えていただいた頭数だというふうに思っております。ですから、実際の数字は多分、推計ですが、1日であればその4倍ぐらい、1日20頭ぐらいの数字になるんじゃないかなというふうには考えております。年間ですと7,000匹ほど利用していただいていると思っております。

それから、柿谷の關係の、先ほど私から下水管というお話をさせていただきました。この補助額を算定する上でさまざまなことを調査しておりました。下水管については当初、事業費の中で組合が行うべきという考え方で当初は始めさせていただきました。そのことは事実でございます。

以上です。

○土木課長（石川喜次君）

8款の1項と2項の団体等の設置の目的や事業内容につきまして、概略を御説明申し上げます。

まず、初めに、全国海岸協会と日本道路協会でございますが、これはともに全国の市町村が対象でございます。設置の目的といたしましては、海岸の保全や道路政策に関する方策のあり方を研究しまして、知識の普及や事業の推進を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。

事業内容につきましては、各種政策の研究や技術の提言などを初めとする、私たち実務者にとって必要な情報の提供を行っております。この一例としまして、月刊誌の『道路』、雑誌の『海岸』などの配付が情報提供の一例でございます。

次に、東海環状地域整備推進協議会でございますが、東海3県及びその98の市町村で構成される団体でございます。設置の目的といたしましては、東海環状自動車道を軸とした地域整備のあり方や地域整備の推進に関する調査研究を行っております。

次に、知多建設協議会でございますが、知多建設事務所を事務局として5市5町で構成する団体でございます。目的といたしまして、建設事業が円滑かつ迅速に遂行できるように情報を共有し、また、講演会や職員の専門知識の向上のために年3回の担当者の研修会、また、幹事の1回の現地研修会を行っております。

次に、知多地区道路整備促進期成同盟会でございますが、これは知多郡の5市5町で構成する団体でありまして、知多半島の主要な道路の整備を促進し、地域経済の発展と交通の緩和を図ることが目的でございます。事業内容につきましては、知多半島道路の整備促進に関する要望を、国や国会議員の先生方、また、愛知県に対して行っております。また、私たち職員の知識の向上のためにも、道路工事等の現地研修会を行っております。

次に、愛知県市町村道整備促進期成同盟会についてでございますが、これは県内の53の市町村で構成する団体でございます。市町村道の整備を促進するための道路財源の確保や道路予算の拡大について積極的に活動を行うことを目的としております。事業内容につきましては、全国の道路利用者会議を初めとする全国大会に出席しまして、財源確保の要望や行政研修や現地研修会を行っております。

いずれにしましても、私たち職員にとって知識の向上になるものと考えておりまして、また、事業推進の要望等、また、さらに地方道路の財源確保のために必要なものだと考えております。見直しの件でございますけど、私たち、設置理由、事業内容ともに賛同して入会しておりますので、引き続き入会していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

私は通告をしましたけれども、その中に入っていないのを聞きます。申しわけないですけどもどうしても聞きたいと思って。

今、同僚議員が遊歩道の木の伐採について詳しく説明をしましたけど、この遊歩道の伐採について、もともと何が原因でこんな話になったのか。それは、私は動植物を本当に愛する者として聞きたいんです。50年もかかって大きくなった木を何でばっさばっさと切ったんでしょうか。今までのいろんな台風やいろんなもの、洪水やら、自然災害にも負けずに立派に育ったものを何で切ったんでしょうか。それをはっきり聞きたいと思います。でないと、またそれから植えやええが。植えて済むものんでしょうか。植える資格はないと思いますよ、本当に。桜だけ植えると言いますが、それはおかしい。自然はそんな甘いものじゃない。きちんと答えてほしいと思います。

それから、順番に聞いていきます。

農業費、131ページです。これは7,400万というお金を使っているわけですけども、愛知用水の二期事業が大きな出費だわけですけども、愛知用水の出費は、ああ、そうか、愛知用水はこれだけ要るんだというだけじゃなくて、愛知用水の、なぜこの二期事業負担が毎回毎回、毎年毎年これだけ大きいのか、もうちょっと説明してもらいたいと思います。

それから、137ページの竹林間伐材再利用ですよ、これについて、再利用事業で7,971万で8,000万ぐらい使っているんですけども、もちろん大きな問題ですよ、竹林は。これだけお金を使って、24年度も使ったと思うんですけども、どうしようと、この竹林を。どうしようという、きちんとという目的というのか、どうしたらいいかという、そういう、計画というか、何にも出てきていないですよ、まだ。それが、何が困難でこの竹林を伐採して再利用について計画が出ないのか、その辺をきっちりお聞きしたいと思います。

今の竹林を何とかせんと、美浜町はもう見渡す限り竹林ばっかで本当に大変なことになってしまいます。本気でやらなければどうしようもない。そう思います。

それから、139ページの補助金についてです。これは、美浜町の基幹産業である漁業、アサリなんかを何とかしないけないということで、全部で1,000万近い補助金ですよ。アサリの稚貝を放流したり、いろいろあるわけですけども、毎年のように出てくるけれども、何とか、それこそ前向きな、いい結果は出ているのでしょうか。決算でこれだけ使ったけど何にも効果がなかったじゃなくて、どんな総括をするのかお聞きしたいと思います。

それから、145ページの食と健康の館の指定管理委託料です。500万です。これについては、食と健康の館の指定管理料について質問もあったかもしれませんが、これは小野浦区との約束で、毎年500万は出していくということで理解していいですかね。

次に、149ページの小野浦のドッグランです。整備事業で219万7,650円使って、管理委託料で5万6,840円、用地借地料で26万732円とたくさんお金が出るわけですけども、小野浦ドッグランをやろうとした、区のほうからドッグランをやりたいと申し出があったんでしょうか。これだけお金を使う以上は、今までどのぐらいの人が利用して、これ、無料ですもんね、どのくらい有効的に使われたかお答えください。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君に1つ訂正があると思います。137の竹林の件の七千何万と言いましたが7万幾ら、単位が違いますから。

○建設部長（片岡 勝君）

遊歩道の伐採の件でございますが、先ほども都市計画課長のほうから説明したように、この件につきましては、遊歩道の利用上におけます防犯上の安全・安心、並びに、皆様方に利用していただくための利用促進、並びに、前から私が説明しております、この間の台風11号におきましても木が折れて倒れました。そういった処理もございます。それに伴いまして、吉田池の堤体の堤にあの根が非常に影響を及ぼしておるということで伐採に踏み切ったというのが経過でございますので御理解いただきたいと思っております。

○農業水産課長（永田哲弥君）

131ページの補助金でございます。その中の愛知用水二期事業負担金で5,421万3,195円ということで、歳出のほう、させていただいております。

議員も御存じのように、愛知用水の二期事業ということで、愛知用水が通水されまして60年ほどになります。その愛知用水の施設が当然老朽化してくるというようなことで、機能回復を目的に、幹線水路の改修をし、農業者に安定的な供給をするというような事業で二期事業の負担金を支出してございます。この5,400万円強につきましては34年の2月まで元利均等償還でお返しをするということになってございます。

それと、もう一点、二期事業の負担金ということで、各受益者も負担のほうをしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、竹林整備事業についてお話をさせていただきます。

竹林の間伐再生利用につきましては、先ほども7万9,000円ほどの予算でということで歳出のほうをさせていただいております。竹林の今後をどうするかということにつきましては、平成26年に補助金のほうをお認めいただきました。少額ではございますが、竹林整備と竹林の利用について補助金交付要綱をつくりまして、この8月だったかと思いますが、広報を通じまして皆様方にお知らせをしておりますのでございます。

これからの事業展開ということで、内部でもいろいろとお話のほうをさせていただいております。この補助金整備をして皆様方に補助をするという方法も1つということもありますが、まず、所有者の方への啓発が大事じゃないかということで、さきの議案説明会のときにもお話ししましたように、皆様方にこういう状況ですよ、こういう利用方法がありますよというような、シリーズ的なこういう啓発活動もあわせて今後実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、漁業関係の19節の負担金、補助及び交付金の関係でございます。こちらにつきましては多数、補助金、負担金のほうを歳出のほうをさせていただいております。

最初に、負担金としまして、環境・生態系保全活動支援の負担金がございます。これ、140万円を支出させていただいております。内容につきましては、干潟の保全活動、保全を目的としておりまして、皆さん御存じのようにカイヤドリウミグモの駆除、それと、有害生物の駆除に対応するものでございます。この140万円、町が負担金として県の漁場環境保全会というところへ140万円を納付しまして、560万の事業を行っております。国の補助、県の補助、町の補助ということで総額560万円を美浜町漁場の環境保全会に委託というのかお願いをして生態系の保全を促すものでございます。

それと、近代化資金の利子補給の補助金14万7,968円でございます。これにつきましては、ノリの乾燥機等を購入する際に利用させていただいております。対象の件数は4件ございまして、4人とも乾燥機購入に当たる費用に補助をしておりますのでございます。

それと、資源維持の増加事業補助金600万円につきましては、築いそ整備を3カ所行っております。築いそ、御存じだと思いますが、魚のマンションというような形で、魚がすみやすいような環境、プランクトン、それと海藻等ができるような石を投入してそこに魚のすまいをつくるというような事業で補助をしております。

続きまして、放流種苗の育成事業、300万円でございます。これにつきましては、議員のお話がありましたアサリというようなお話もございました。稚貝の放流をいたしまして、水産観光といいますか、アサリの稚貝を放流して潮干狩り等の事業に寄与するような内容でございます。この25年につきましては、野間海岸に稚貝の放流をしております。放流の数量としては57トンほどを放流して、2分の1の補助ということで、税込みで700万ちよつとの総事業費ですので400万ぐらいが漁協の負担でやっておる事業でございます。

それと、有害動植物の駆除事業ということで45万円のほうを支出させていただいております。これにつきましても、アサリの繁殖等、支障を来すというようなことも含めまして、ツメタガイとかヒトデ、カシパン類という、よく浜で見かける丸いような、貝が打ち上がっておるのが見受けられると思います。アサリには非常に大敵ということで、ツメタガイについてはウンネという、魚というのか貝でございます。その駆除をして漁場の環境保全を図るというような事業でございます。総事業費につきましては90万円ということで、町が2分の1を補助いたしまして、美浜漁協のほうに補助をして対応のほうをさせていただいております。この事業におきましても、平成20年から22年、23、24、25というふうで、ずっとそういうような駆除をしていただきまして海岸の保全のほうを、漁場の保全のほうをさせていただいております。

以上、じゃ、補助金まで御報告のほうをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（竹内康雄君）

それでは、鈴木議員御質問の145ページ、食と健康の館の指定管理料についてお答え申し上げます。

御案内のように食と健康の館につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間を、今、指定管理としてお願いしておるわけでございます。

それに伴って、管理委託料ということで500万円ということで出しておるわけでございますけれども、これにつきましては、私ども執行部としてこの額が必要であろうということで判断をし、毎年度当初予算に計上させていただいて、御審議の上、お認めをいただいていると、そういうことでございますのでよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○土木課長（石川喜次君）

小野浦のドッグランの整備事業についてでございますが、小野浦区と協議の上整備したものでございますのでよろしくお願いいたします。

美浜町への日帰りの集客が、ペットを連れてこられる方が多くなったこともありまして、それに対応するような形のために整備したものでございますので、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（河村伸吉君）

163ページに小野浦ドッグランの管理委託料がございます。5万6,840円でございます。これは、小野浦区さんに清掃等の委託をしているものでございます。1日980円で59日間分でございます。

それから、用地借地料については、4名の方に745平米分ということで26万732円をお支払いしておるものでございます。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

遊歩道の土木の伐採について、何か聞き取れなかったんですけども、木があることによって邪魔だったと、何をしても。それで、あの根っこが邪魔になるというような話に聞こえたんですけど、もうちょっと詳しく言ってください。私が言ったのは、あれだけの木があれば災害防止にもなるし、本当に、人間が植えておいて、勝

手に今度は伐採だと、余りにもひどいじゃないかという話なんですけれども、どうしてもあれだけの木を伐採しなければならなかったわけをもう一回言ってください。ちょっと声を大きく言ってください。

それから、竹林のことですけれども、竹林についてもう少し、このぐらいの補助金じゃお金が少ないですけど、8万円ぐらいでは、どんな考えで、この伐採について、この竹林の再利用事業をどういう考えでやっているのか。あのままでは美浜が危ないよという話だものですから、もっと本気に、本格的にやらなければだめだと思うんですけれども、今後のことについてもう一回お聞かせ願います。

それから、ドッグランですけれども、これこそ聞き取れなかったんですけど、ドッグランは小野浦区から要請があって、じゃ、つくろうかというかという話になったんですか。ごめんなさい、聞こえなかったから、はっきり。

利用者は多いんでしょうか。それも統計をとっているわけじゃないでしょうからわかりませんが、もう一回お聞かせ願います。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほどの伐採の件ですけど、吉田池の堤体に木が生えております。ここの根の部分がこう倒れかかっているものですから、この部分を切って、この堤体、堤を安定させると、こういう意味でございますので御理解いただきたいと思えます。

それと、飛びますが、小野浦ドッグランにつきましては、今、集客を目的としたいということで、その辺の意見は合致しておりました。そうした中で、実際の話、小野浦区のほうで、ドッグランというそのもの自体がちょっと、理解、余りよくわかっていなかったということで、美浜パーキングにこういう施設がありますということで、そういった飼い犬のみんな遊ぶ場所だということで御理解いただきまして、それで、候補地も区のほうで選定していただき、区と共同の中で協議の調った上で良好に進めておるドッグランでございますのでお願いいたします。

また、利用につきましては、小野浦の方も見えますが、休みの日には利用客がにぎわっておるといふうに聞いております。

○経済環境部長（齋藤 博君）

竹林の関係でございます。

鈴木議員が御指摘の37ページの竹林間伐材再利用事業、これ、実は炭焼きの関係の費用でして、竹林対策の本格的な事業費ではなくて、どっちかという高齢者の生きがい事業のような、そういう部分での予算化してあるところでございます。

しかし、竹林は何とかしないかんという課題ですので、そこら辺、将来のことはどっちかという一般質問で挙げるような内容ですが、今、現状、何年前からかちょっとわかりませんが、福祉大のほうで、愛知県の森と緑税を使って福祉大の近くで竹林対策事業をやっております。これ、県がやっております。

続きまして、今年度まだ下見で来年からですかね、矢梨地区は。26年からね。矢梨地区でも県の事業として、矢梨の矢梨神社というのがありますが、そこの裏山で、県が主体で県の森と緑税を使って矢梨の地元の区とともに竹林対策をあそこで行うというような動きもありまして、そんなようなこともありまして、将来的なことはまた改めて考えていきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、今、時間が来ましたから休憩にしたいと思うんですが。

ここで休憩といたします。再開を午後1時から行います。

以上でございます。

[午後0時03分 休憩]

[午後1時00分 再開]

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

歳出の5款から8款までの途中です。質疑のある方、ありませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

あと1回あると思うんですけども、聞きたいのは、小野浦のドッグランは集客のために始めたということなんですが、その効果はあったのでしょうか。人数的には把握していないんですよ。

○都市計画課長（河村伸吉君）

小野浦のドッグランの利用状況なんですけれども、こちら委託をしている方に数えていただいています。その方には1時間ほどということをお願いしております、2月から8月までの7カ月間ですけれども、頭数ですけど136匹というふうに報告いただいています。

よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

消防、防災のところで2点お聞きします。

資料請求させていただいて、まとめていただきました。いわゆる備蓄食料あるいは備品のそれぞれのところにおいている町全体としてはどんなものがあるのかということですが、ぜひこれは私たち議員に資料として説明するだけではなくて、各自主防災会のところに町全体のことを置いていただいて、本当の意味で各自主組織が活用するようにしていただければと思います。

その中の一番下のところに避難所マニュアルがあります。10部ずつそろえるということですが、特に小さい、18区じゃなくて学区の防災倉庫、小学校、中学校の防災倉庫、これは、倉庫だけではなくて学校にも、学校側にも、職員室のところにも、今のマニュアルだとか、資材も含めて置いておく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、もう一点、このそろえてもらった資料ではマニュアルは10部そろえておくんだということですが、こういうことはどうでしょうか。10部だと、いわゆる学区の役員といたら、私ども、5区ありますから、それぞれの区でも10人ぐらいずつ役員がいます。代表の人が持たって全然足りないと思いますし、例えば救護班だとか何とか班の班長さんが1つずつ持たにしても10部じゃとっても足りないと思いますけど、その辺はどうでしょう。

実は、これも七、八年前かぐらいの資料だと布土学区の避難所マニュアルというのがありまして、その中の一番最後のところに布土学区の自主防災会には下記のをそろえておくと。マニュアルについては30部、これは、避難所の運営委員として15部、それから、組長さんというか、各係の班長さんへの15部、それから、学区の避難

所の運営のルール、これは50部、学校の校舎図50部、そのほか、下のほうにも避難所の名簿だとか、物資を依頼する場合の伝票はこのぐらい、食料の処理の台帳とか避難所受け付け票、ボランティアの受け付け票、下の細かいことは別にしても、10部じゃ、私、実際に活用するときは全然足らんとおもいますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

そして、前、一般質問でも取り上げたので繰り返しになっちゃうんですけど、ぜひこのマニュアルについては本当の意味で運用するという前提で準備して、今、とりあえず見直しということですけど、今あるのを数をそろえてそれぞれの学区で活用してもらおうということが大事だと思いますけど、いかがでしょうか。

○防災安全課長（天木孝利君）

山本議員の、各自主防災倉庫の自主防災組織における、順番はちょっとあれしますが、マニュアルについて、必要部数をどうのこうのという御提言でございます。御提言として賜っておきたいと思っております。

備蓄の資材の一覧についても同様に、御提言として内部のほうで検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

そのほかにもございませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

私は2点だけ。

消防に1点、家具転倒防止対策事業委託料で16万7,850円ですけど、これはどこに委託したんですか、何件ぐらいやったんでしょうかということと、それと、教育は177ページの小中学校図書システムネットワーク保守管理委託料で、やっぱり29万8,620円あるんですけど、この意味と、それから、181ページと187ページに小学校費と中学校費で消耗品費があるんですが、消耗品費のほうは6校分でしょうか。中学校のほうは2校分でしょうか。24年度よりも、どういう点で24年分を総括して、ふやしたか減ったか。

○防災安全課長（天木孝利君）

家具転倒防止器具設置事業の委託料についての御質問でございます。委託先につきましては美浜町の商工会でございます。取扱件数といたしましては、14件の実績がございました。

以上です。

○教育部長（牧 守君）

鈴木美代子議員の御質問でございます。

小中学校図書システムネットワーク保守管理委託料でございますが、従来におきましては、学校図書館のデータの管理につきましては、各小・中学校においてサーバーを設置し、各校が独自に、書籍の新規購入、廃棄のほか、貸出状況及びその分析等を行っておりましたが、平成23年度におきまして、国の緊急経済対策、光をそそぐ交付金を活用いたしまして、これまでのように8校にサーバーを置かず、役場内にサーバーを1台設置してネットワークを構築し、小・中学校を一元的にシステム及びデータ管理、並びに活用できるように整備をさせていただいたところでございます。

御質問の委託料につきましては、このネットワークの保守管理費用として、日本電子計算株式会社名古屋支店に支出した経費でございます。

それから、質問の2点目、181ページ、187ページにそれぞれ小・中学校の学校管理費の学校運営事業のうちの11節需用費のうちの消耗品費が掲載されております。小学校につきましては、714万3,672円、中学校におきましては372万5,836円ということで記載されておりますが、この経費につきましては、小・中学校の運営を行う上で

必要となります一般消耗品、特別支援学級消耗品、トイレトペーパー、床清掃ワックス、プール清掃用具、パソコン消耗品、教師用図書、部活動資材、グラウンド用にがりのほか、防災ヘルメットを購入するために要した経費でございまして、その大半を学校に予算配当して執行していただいたものでございます。

小学校におきましては6校分、中学校につきましては2校分の総額でございますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

○6番（鈴木美代子君）

家具転倒防止ですけど、14件で多分高齢者の方が多いだろうと思うんです。14件ということはちょっと少ないんじゃないかなと思うんですけど、もっと実績を上げて、もっとお金を、委託料だものだからもっと商工会にあげてもいいからもっとどんどん頑張してほしいんですが、この14件というのはどう思ってみえる。

それから、もう一個は、小学校、中学校の消耗品費です。これは、小学校、中学校がその学校独自で使える唯一のお金なんですね。これが少ない、少ないというふうに、前も学校訪問したときに言われました。少ないなど思いませんか。

以上です。

○防災安全課長（天木孝利君）

委託事業の件数が14件でどう思うかという御質問ではなくて御提言と受け取らせていただきますが、まさに被害を減災するために必要な事業でございます。事ある機会を通じまして何とか件数をふやしたいというふうに思っておるところではございますが、現実問題といたしまして、今年度におきましてもまだ今のところ3件程度でございます。何とかこの辺についてふやしていきたいというのは本当にひしひしと感じておるところでありますとともに、非常にプレッシャーを感じておるところでございます。

以上でございます。

○教育部長（牧 守君）

小・中学校の消耗品費については、24年度の決算と比較しますと25年度の決算額のほうが下回っております。これは、予算額そのものが減っているということではなくて、各学校に配当させていただいている予算を需用費の枠の中で学校さんのほうが上手に使っていただくというのか、そういう形をとっていただければ、せっかくなかった予算ですので、有効に使えたのかなというふうに思っております。済みません。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成25年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてです。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定でございます。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてでございます。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第14 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書についてから

発議第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてまで4件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第14、発議第6号、「手話言語法」制定を求める意見書についてから発議第9号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件について、提案者より提案理由の説明を求めます。

9番 杉浦剛君、説明を願います。杉浦君。

〔9番 杉浦剛君 登壇〕

○9番（杉浦 剛君）

それでは、発議第6号より順を追って提案理由を説明させていただきます。

発議第6号、「手話言語法」制定を求める意見書について。

「手話言語法」制定を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、同じく提出者、鈴木美代子、島田昭夫、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、国において、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備がされるよう強く要望する必要があるからである。

先日、知多の聾啞者の障害を持たれてみえる協議会の方々が、この意見書を、強く制定を求めるという意見書を説明に参ったので、また、この2ページ目にある意見書の案を、この全文を一度皆さんに御披露させていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月17日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

以上であります。

引き続きまして、発議第7号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、同、鈴木美代子、島田昭夫、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、国において、平成27年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからである。

詳しくは次のページに記載しておりますので、よろしくお願いたします。

引き続きまして、発議第8号、国の私学助成の拡充に関する意見書について。

国の私学助成の拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、提出者、鈴木美代子、島田昭夫、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、国に対して、国の責務を私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する必要があるからである。

詳しくは次のページに載っておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、発議第9号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月9日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、提出者、鈴木美代子、島田昭夫、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、愛知県に対して、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国からの財源措置のある国基準単価を保障し、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを強く要望する必要があるからである。

詳しくは次のページにありますので、よろしくお願いいたします。

以上、4件の意見書をもちまして提出理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第6号、「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第7号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第8号、国の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第9号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号の討論、採決は最終日に行います。

日程第15 請願第2号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願について

○議長（磯部輝次君）

日程第15、請願第2号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願を議題といたします。

本案について、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

11番 丸田博雅君、説明を願います。11番 丸田君。

〔11番 丸田博雅君 登壇〕

○11番（丸田博雅君）

それでは、一番最後の請願文書表を御参照ください。

請願第2号、受理年月日は平成26年8月22日であります。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願であります。

請願者の住所及び氏名は、知多郡美浜町大字豊丘字郷島85、小山小夜子さんです。

請願事項につきまして、平成27年度予算において、教育の機会均等の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充するためであります。真ん中は一読ください。

私たちの願いは、全ての子供が親の所得にかかわらず等しく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることです。公立高校が無償化された今こそ、公私格差の是正と父母負担の

軽減のために、市町村独自の授業料助成の拡充をお願いするものであります。

紹介議員、丸田博雅であります。

以上です。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

請願趣旨の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、9月10日から9月16日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、9月10日から9月16日までの7日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

[午後1時31分 散会]

平成26年 9 月17日（水曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成26年9月17日（水曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第31号 美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第32号 美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例について
議案第33号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第34号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
議案第35号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第36号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
議案第37号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第38号 美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第39号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第40号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 認定第1号 平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第6 認定第2号 平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成25年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第7 認定第5号 平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成25年度美浜町水道事業会計決算認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第8 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第9 発議第7号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 日程第10 発議第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書について
- 日程第11 発議第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について
- 日程第12 請願第2号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12までの各事件

追加日程第1 議案第41号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

日程第13から日程第14までの各事件

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

特に傍聴者の皆さん、朝早くからお出かけくださりまして、まことにありがとうございます。

45回のマンシングウェアレディース東海クラシックが19日から21日までの3日間にわたりまして、新南愛知カントリークラブ美浜コースで、ことしも美浜町へ8回目を迎え、開催されます。関係者各位に心からお礼を申し上げるとともに、地元といたしましても大歓迎をいたし、満足していただくよう、おもてなしを心にしたいと思っております。皆さんもぜひゴルフ場へお出かけください。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第31号 美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第33号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、議案第31号、美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第33号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月10日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その審査結果を報告させていただきます。

議案第31号、美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号、美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例について、議案第33号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての3議案につきましては3議案全て、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において、議案32号、33号で次のような質疑がありましたので御報告いたします。

議案32号では、農業委員の議会推薦枠は、選挙では出にくい地区をカバーするよいシステムと考えているが、推薦枠が1名減ることをどのように考えているかとの質疑があり、大変難しい問題と認識している、各地区で調整されることを予想しているとの答弁がありました。また、この推薦枠の中に女性委員は入っているかとの質疑があり、女性委員については、県の指導もあり、2名程度入っていただきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第33号では、駐車場利用料金をなぜ下げるのかとの質疑があり、月決め駐車、時間貸し駐車ともに現在は利用台数が少なく、地域住民からの要望もあり、見直しが必要と考えた、料金を見直しても毎年の維持管理に必要な経費が十分得られること、あいていて使われないなら、安くして利用しやすくして目いっぱい使っていただくほうが住民サービスに結びつくと考えた、利用料金の改正によって利用者がふえることで、現在十分に余裕のある駐車スペースができるだけ多く埋まることを期待しているとの答弁がありました。

なお、討論については、3議案全てにおいてありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第31号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号、美浜町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。4番 千賀荘之助君。

○4番（千賀荘之助君）

農業委員の問題でございしますが、これは、選挙人、公職選挙法に基づいて選出される委員は、どこの地区が何名、どこが何名、そういったことについて、わかっておりましたらお知らせください。

○総務産業常任委員長（山本和久君）

公職選挙法によります選挙によりますあれですので、地域別、その他の委員に関しては、選挙で選ばれる方については地域その他の特定はありませんが、推薦枠についてはいろんな調整がなされて委員として上がってくるものというふうに認識しております。

○4番（千賀荘之助君）

委員長さんではちょっと内容を把握していないような点もあるところでございます。大変失礼な言葉で申しわけございません。

これ、担当課長さん、きょうはおるのかおらんのか、お答えください。

○総務産業常任委員長（山本和久君）

認識していないというなお話だったんですが、この間の委員会ではそういうような内容のあれはありませんでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（千賀荘之助君）

委員長さんもかなり苦労なされておるようでございますが、いずれにしても、これは公職選挙法に基づいての選挙でございます。

それと、農業委員というのは、我々議会議員と違って執行権が伴っております。執行権が伴うということは、その委員さんが与えられた地区についての責任を持って、何かいろいろな問題が出た場合に担当して、その委員が農業委員会であって待ってくださいますとか、いろいろ問題がありますで今月はちょっと受け付けを控えさせ

てくださいだとかいろいろあって、それで、今回大騒動になりました問題、そんな執行権の伴うものをですよ、賛成多数で可決したなんていうことはもってのほかだと私は思っております。きょうのこの今の問題とは別ではございますが、それほど重大な任務を与えられた委員さんたちでございます。

もう少ししっかりとした見識と、それと、内容的な面で、何か今、経済環境部長さんか、あなた、今、ぼそぼそとこう言うて、これは委員長報告だで私たちでは答えられませんなんていうことがちょっと、ちらっと耳に入ったんだけど、そういうものじゃないと思う、私は。ということは、委員長としても精いっぱい努力しておるわけ。それでもだよ、わからんことは多々あると思います。そういった場合は、担当であるあなたが裏からうまく補佐するのがあんたの立場じゃないのか。その辺を委員会の委員長のあれだで知らんなんていうような言い方をなされたんじゃ、これは議会の体を呈さんし、美浜町がむちゃくちゃだ、そんなものは。おかしい。

○総務産業常任委員長（山本和久君）

あくまでも委員長報告に対する質疑でございますので、先日の総務産業委員会の中では、この条例に対して、改正に対してではそのような議論はありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号、美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

日程第2 議案第34号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてから
議案第38号 美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてまで5件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第34号、美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第38号、美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてまで、以上5件を一括議題とします。

以上5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月11日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として教育長を初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第34号、美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第38号、美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてまでの5議案につきましては5議案全て、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第34号では、寡婦とはどういう人を指しているのかという質問があり、住民課長から、夫を亡くした方を指しますとの答弁がありました。

次に、議案第38号では、美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてですが、何名ぐらいの方が通園しているのかとの質問があり、子育て支援課長から、利用されている方はお母さんと通園されていて、6組12人ですという答弁がありました。

なお、議案第35号、議案第36号、議案第37号については、質疑はありませんでした。

討論につきましては、5議案全てありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第34号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号、美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号、美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号、美浜町立わかば園の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第39号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第39号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

歳出において、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料で、個人情報保護制度再構築支援等業務委託料で制度の内容はどのようなものかとの質疑があり、行政間が持つ情報の適切な共有化を図る制度だとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第39号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第39号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第40号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇]

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第40号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号、平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定しました。

審査の過程において多くの質疑がありましたので、主なものを御報告いたします。

歳出において、2款総務費、1項総務管理費、2目人事管理費で、職員の健康管理でメンタルヘルス相談委託料について、対象となる職員数と具体的な内容はどのようなものかとの質疑があり、メンタル的なことで休職している職員は1名、相談は全職員を対象として月1回開催している、相談への対応は専門の方を依頼しているとの答弁がありました。

次に、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費で、知多地方税滞納整理機構の収納率が大幅に上がっているが、滞納整理機構と美浜町の税務課の対応の違いは何かとの質疑があり、町の税務課職員は短い期間で異動しているため、徴収面で若干乏しい面がある、機構のほうは、県の専門的な職員の指導を受け、法律の範囲内でやれることはしっかりやっている成果だと感じているとの答弁がありました。

次に、4款衛生費で、河川水生活項目水質調査において、1回目の調査で河浦橋と奥田橋の大腸菌群の数値が突出しているが、原因は何かとの質疑があり、第1回目の調査は夏の8月19日で、気温が高く大腸菌が発生しやすい状況で、2月19日の第2回の検査では比較的落ちついた数値となっている、また、上流部の施設等の影響も受けていると考えているとの答弁がありました。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、農業振興地域整備計画基礎調査委託料において、調査の結果は出ているかとの質疑があり、基礎調査であり、どのような状況の土地や利用形態があるのかを調査し、26年度予算で判断をすとの答弁がありました。

次に、8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費で、移住・交流による地域活性化支援業務委託料において、業務の具体的な内容はどの質疑があり、以前、住生活基本計画をつくり、その重点事業の1つとして行ったもので、空き家活用のモデルケースとして奥田の古民家を活用したもので、地域交流の拠点となり、最終的には空き家の利活用が町内で進むように進めているとの答弁がありました。

次に、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費で、同報無線の整備において、音が届かない地域の対策は進んでいるか、また、観光客のために観光協会や漁協などの放送設備を利用させていただいたらどうかとの質疑があり、定期点検を行い、屋外スピーカーの聞こえが悪い箇所には戸別受信機の設置を進めている、また、他団体の放送設備との連動も今後検討したいとの答弁がありました。

非常時の情報伝達手段の美浜町メール配信サービスが約3,000件では少ないと思うがとの質疑があり、今後さらなる普及に努めるとの答弁がありました。

次に、歳入において、固定資産税で、建物を撤去し更地にした場合の税額はどのようになるかとの質疑があり、住居用の土地については特例があり、200平米までが6分の1、それ以上が3分の1と安くなっているが、更地

にした場合、その特例はなくなり、正規の税額に戻るとの答弁がありました。

また、空き家対策の上でも税率を見直すことはできるかとの質疑があり、美浜町が独自で見直すことはできないとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告を願います。

[文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇]

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により認定することと決定しました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありました。

高齢者タクシー料金助成事業について、実績など詳しく説明してほしいという問いがあり、担当から、25年度からの新規事業で、70歳以上で運転免許を有していない方が対象です、実績は223名で、初乗り料金の助成でチケット12枚を助成しました、予算は93万6,360円で、おおむね半分強の方がタクシーを使っていたと答弁がありました。

また、福祉タクシーについての問いがあり、福祉タクシーについては重度心身障害者で初乗り料金を助成しました、683回の実績で、その世帯の経済的負担の軽減を図りましたという答弁がありました。

敬老会について、25年度は野間地区だけ地域でやっていないのかという問いがあり、そのとおりですが、26年度以降、野間地区でも開催できるように区と話し合いをしている、町として支援は惜しみないという答弁がありました。

次に、知多厚生病院施設整備事業補助金2,580万円は10年間ということですが、あと何年ですかという問いがあり、29年までですので、あと残り3年ですという答弁がありました。

次に、情報教育アドバイザーというのはどんな仕事ですかとの問いがあり、情報教育アドバイザーというのは、小・中学校の情報教育及び情報教育の機器の維持管理、パソコンを利用した授業など、年間384時間、授業してもらっていると答弁がありました。

文化財保護事業の修繕費42万1,050円について、どこを修理したのですかとの問いがあり、中野甚右衛門の彫刻の下絵の修復事業、また、水野屋敷の湯沸かし器の取りかえなどでありますと答弁がありました。

また、いじめ不登校対策事業ですが、いじめ不登校は、25年度、何件あったのですかという問いに、年間21件で、解消したのは20件、継続しているのは1件ですという答弁がありました。

また、その中で暴力を振るうようなことはなかったかとの問いがあり、命を脅かすようなことは、今はないものと思っている、そのような事件が発生しないように、現場の教師も教育委員会も努力していくという答弁がありました。

また、先生に暴力を振るうようなことはなかったかとの問いに、ありません、犯罪にかかわることがあれば、警察と協力し合ってやっていくと答弁がありました。

次に、日本スポーツ振興センター負担金187万6,510円について、これはどういうものかという問いがありまし

た。これは、学校の管理下における小・中学生の災害に対して災害給付を行うための組織であり、それに要する経費を、学校の設置者、保護者、国の三者で負担している、国は、このセンターの運営費、例えば人件費を負担してもらっている。

生涯スポーツ推進事業とは何ですかという問いに対して、愛知駅伝の15回分の監督、コーチの指導料でありますという答弁でした。

以上、重立ったものだけ報告させていただきました。

また、歳入についての質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。まずは反対討論でございますね。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に対し、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論します。

まず、最初に申し述べたいことは、消費税に対する見解であります。

資料で、町財政に占める消費税の額が示されました。一般会計で7,335万円、全体の会計合計で8,084万円になります。しかも、これが26年度にはおよそ1.6倍に、さらに、私たちは認めておりませんが、27年度は約1.8倍、28年度には2倍になることが想定されます。

町財政への影響もさることながら、町内の商工業者に与える影響ははかり知れないものがあります。5%でも納税でやりくりが大変なところへ、たび重なる消費税増税の影響を、国が決めたことだからとか法律がそうだから仕方がないと諦めるのではなくて、民間からも、また、議会からも、そして、行政からも、国民いじめをやめると、こういった、しっかり意見を言うべきときではないかと思えます。

次に、知多地方税滞納整理機構についてであります。

担当部局の説明では、町職員だけではできなかった回収が進んだとのことでしたけれども、既に当初の計画年数を過ぎておりますし、経験を積まれた職員もいるわけですから、それを生かしながら、ぜひ機構を解散する方向に動く、あるいは脱退し、美浜町独自で回収に当たられることを要求します。県内のほかの自治体でも県主導のこの滞納整理機構から抜けている自治体もありますから、美浜町もそうすべきであります。これは、これまでも、この滞納整理機構ができる前から、町職員は納税に苦勞されている町民の方々に寄り添って、回収のあり方を詳しく説明しながら、そして、相談にも応じながら、丁寧に取り組んでくれたからであります。数値的な効率を上げるだけでなく、町民のための行政に徹していただきたいと思うからであります。

特に近年、高齢者の、とりわけ国民年金だけの生活をしている方々では、固定資産税の滞納が一定数あったり、あるいは納税してくれている方でも、本当にお話を聞くと苦勞してやりくりして払っている方が多いように感じ

ます。

それなのに、緊急性の少ない総合公園遊歩道整備工事に、延べにするとこれまでに1億円を超える資金をつぎ込んで散歩道をつくることになっております。散歩道をつくると思っていましたら、大木をばっさり切り倒してはげ山にする。しかも、切り倒すのに余分に、お聞きしましたら285万円近くも余分の金をかけて伐採をした、こうお聞きしております。

この件に関しては、このような事業をしたことのある、ある専門家から次のような指摘を受けました。業者としては仕事として言われたから仕方ないにしても、プロだったら、こんな形で樹木をばっさり、1区画は一本も残さず切り倒すようなやり方はしませんよと。誰が指示をしたんですか。こういう声は町当局には届いていないのでしょうか。私たちから指摘しましたら、今度は桜の木を植えるからいいだろうと、こういうことですがけれども、無駄遣いをやめていただきたいと多くの町民から言われております。そして、私たちに対しても、何で議会はそんなことを認めるのかと指摘されました。まだ26年度も27年度もさらに工事費をつぎ込むことのようにすけれども、当局は町民の気持ちをくみ上げていないと言わざるを得ません。

この事業は、当初計画では、池の中に噴水を設置するとか、ぐるりを車椅子で通れるようなテラスを池の周囲に張りめぐらせて、最初の私の質問に対しては全体で6億円もかかる事業として検討されておりました。議員の皆さん、町当局の担当部局じゃないところの皆さんは御存じでしたでしょうか。

同様に、都市計画の委託業務の中で、美浜町交流拠点現地測量業務、美浜町交流拠点事業基本計画策定業務についても、この事業、都市計画税ありきでどんどん事業を進めておりますが、同じ部局で公共下水道事業についても検討を始めております。まだこの公共下水道については町民から方向が出されておられませんけれども、町当局の意向では数年先に百数十億の事業に入ろうとしているときに、本来だったら基金を積み増しすることが求められます。交流拠点事業など、無駄遣いを戒めるべきではありませんでしょうか。

民間の事業者なら、また、個人にしても、大きな事業を計画する場合は資金繰りを長期に考え、無駄遣いをやめて資金を蓄えて準備するものではないでしょうか。少し例えは違うと思いますが、個人で家を構えようとするときには何年も前から節約をし、車の買い換えを控えるとか、資金繰りを真剣に考えます。

しかし、この間の建設部、特に都市計画事業の中では、そんな姿が一向に見受けられません。担当の部局は数年でかわってしまうのでありますから、私の決めたことは、あとは野となれ何とか、こういうことではないのでしょうか。私たちがこの実情を町民の皆さんに説明するとほとんどの方が、今の町政のあり方では間違っている、こう指摘してくれます。

私はこの交流拠点事業、とりわけグラウンド拡張に関しては、この事業を今からでも中断していただきたい。どうしても山下町長が必要だとしても、今後の超大型事業であるこの公共下水道事業について、町民から了解をとられてから、そのめどが立てられてからでも、後回ししてもいい内容ではないかと考えます。

補助金、負担金の中で、相も変わらずリニア中央新幹線建設促進期成同盟会に支払っております。議案審議の中でも指摘させていただきました。私たちは、このリニア中央新幹線、大きな問題を抱えるこの事業に対して、推進の立場をとっていません。そして、民間が取り組もうとしているこの事業に、国や地方行政が無批判に協力していることに、先般、1週間ほど前になります、毎日新聞でも社説で大きく取り扱い方について批判をしておりました。国民や地域の人に相談しないで進めている、こういうことであります。

以前にも、町の決算の中にもありました。伊勢湾口に連絡橋、橋をかける、設置するというばかげた期成同盟会に長年補助金なり負担金を投入しておりましたけれども、世論の強い反対でようやくこの事業そのものが消滅しました。同様なことをいつまで続けるのでしょうか。

自民党の某国会議員が、今度は伊良湖と知多半島の先に連絡橋をつくりたいようなことを言っておるようですが、資産に余裕のある方の方です。つくりたいならぜひ自分の財産を投げ打ってやっていただきたいものだと思います。

美浜柿谷特定土地区画整理事業に関してでございます。25年度に6,700万円もの助成金を突如行わなければならなかった経過を議案審議の中でも指摘させていただきました。図らずも担当部局からの説明では、区画整理組合から資金援助の要望が出されてからあれこれ検討され、結果としては工事費の負担という形をとっていますが、事業の赤字補填、この性格は否めません。このような事例が次の事業に影響を与えない保障はどのようにとられるのか、心配でなりません。

次に、子育て、少子化、高齢化の問題で指摘したいと思います。

これからの美浜町のまちづくりの中で一番、順番をつけるわけではございませんけれども、大切な施策の1つに少子化対策があります。美浜町にとって少子化対策は何よりも重要な施策であり、黙って手をこまねいて何もやらずにいたら、どんどん子供は減少していくこととなります。

町の25年度のまちづくりの中で、これはという少子化対策はありませんでした。私たちから提案したように、無理をしても学校給食費や保育料の補助制度を実施、子育てしやすい町美浜、こう宣言して思い切った施策をすることが必要かなと思います。

25年度は河和南保育所を廃止することになりました。毎朝、河和の外れの坂道を保育児童を乗せた自転車を引っ張っているお母さんによく行き会っております。行政改革といえ、これでは子供がふえることにはなりません。もっと時間をかけて住民の声を聞き、対応策を考えるべきではなかったでしょうか。

高齢者対策として、運転免許証を有しない高齢者の皆さんを対象とした高齢者タクシー料金助成事業、また、重度の心身障害者を対象とした福祉タクシーの事業があります。同じ高齢者の皆さんでも、運転免許証を持っていてもなかなか苦勞して生活してみえる方もいます。高齢者のタクシーは75歳以上という年齢で対象を募集して、高齢者の全ての方が利用したい方については支援する制度に改善できないでしょうか。今のままでは、免許はあってもなかなか車を利用しない方の、そういう方との、高齢者の間で不満が生まれてくることと思います。

次に、ドッグランのことについてであります。2つのドッグランについて、お金をかけて集客のための努力をしたことですが、ぜひ私どもは、道の駅などもっと多くの観光客が喜ぶ施設整備を、この事業はもう始まったわけですから、一体として進めることはできないでしょうか。元気な高齢者が働ける場の提供にもなるのではないのでしょうか。

もう一点、高齢者のための保養所利用券助成、残念ながら今は1年に2回だけに制限したままですけれども、改善されておられません。高齢者の皆さんが元気でリフレッシュでき、毎日頑張って生きていけるように応援すべきであります。少子・高齢化の中でも高齢者の皆さんが前向きに生きていける社会にしたいと考えます。

私たち日本共産党議員団からは、町職員の皆さんの努力で一定の前進をしたあれこれの施策がありますけれども、これを1つずつ紹介することは省いて、来年度の予算編成に生かしていただきたい課題を申し述べて反対討論いたします。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありますか。4番 千賀君。

○4番（千賀莊之助君）

賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど山本議員さんからいろいろな点で言われておりますが、私もやはり、高齢化社会、それから人口減少、それから少子化、それら等につきまして、今、急になったような言い方をなされておりますが、私が前の町長のときに、結婚問題、若者の、質問いたしました。そうしたら、どういう答弁が返ってきましたかね。最後は神様に祈ってお願いするだけだと、そういう無責任な答弁でございました。私はがくっといたしました。

そりゃ、確かにアダムとイブで男と女しかいないので、それは御縁というものもございしますが、いずれにしても、結婚をせんで子供もできません。そういった点につきまして、うちの部落でも、もう50代、60代の方が当主で、当然以前なら結婚して3世代、2人か3人、子供がおるのが今までの社会情勢の通念の一般的なあり方でございます。だがしかし、これだけ時代が進展して、やはり職業も、汚い、きつい、それから、まだあと1点ありますね、そういったことから逃れ、これ、最近聞いた話ですけれども、その方、私たちよりか4つぐらい年下の方ですが、若たちが名古屋でマンションを買ってのう、それで、飯米の米だけとりに来るわとって、頭へきちゃって、俺も百姓もやめろうと思ってもやめれんし困ったとって、そういう言い方をなされておるのが今のこの辺の農家の実情でございます。

そういった中で、安倍第2次改造内閣、地方創生大臣、幹事長でありました石破氏が就任なされた。それで、その方の言ったのは、いわゆる市長、町長のやる気のないところへはお金も出さないと、そういった発言がありました。今の山本議員、何か公園でどうのこうのと言われましたが、あれだけ大規模な、美浜町としてですよ、観光の目玉の1つとして町長がそれだけやる気になっておる以上、堂々と申請をしてもらって、国からたくさん補助金を頂戴して、私は美浜町の再生のために、再生の目玉の1つとしてぜひやっていただきたい。何もやらんでおっては、ますます美浜町は疲弊するばかりでございます。

最後の結論に入ります。

いずれにしても、今の美浜町の現状を見る限り、日本福祉大学、あれのおかげでかなり美浜町は全国に名前は売れたが、実際はそれから以後に、橋本さんと、当時の議長であられた前田市太郎さんと、2人のコンビが、武豊でやるやつが流れたで、美浜町へ持ってこめかなということで始まったことだそうでございます。これは前田氏本人から聞いた話ですが、看板に日本共産党ならいかんけど、決してそうじゃないんで、今から先はこういう福祉関係が大きな社会問題になるんで、やろうじゃねえかといって決断したそうでございます。

まさしく、今、山本議員の言われておると逆なような立場になると思いますが、やはり執行者の代表である町長である以上、大きなビジョンを持ってやるのが常識だし、また、普通であると私は考えております。こちこちこち、ねちねちしておっても余り効果のないこともあると思いますが、美浜町としてもこの辺で起死回生の一発ホームランを打っていただきたい。そのためには、今進めておる公園も大きな目玉として全国に誇れるようなことのようなことをしていただきたい。それをお願いして私の賛成討論いたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。反対討論、賛成討論ですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

賛成討論。12番 島田君。

○12番（島田昭夫君）

ただいま、大変迫力のある賛成討論で何か力をつけられたような気がいたします。私も頑張ってひとつ言いましょう。

認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、親和会を代表して賛成の立場から討論いたします。

平成25年度美浜町一般会計の決算は、歳入総額76億8,949万1,000円、歳出総額72億9,191万7,000円で、単年度収支及び実質単年度収支ともに黒字となって、昨年に引き続き好決算となっております。これは、町内企業の業績が好調であったことによる法人町民税の大幅な増収と、国の景気対策による地域の元氣臨時交付金による影響が大きかったとも思われます。

しかし、町の収入の柱となっております町税につきまして徴収率を見ますと、平成20年度の91.3%から年々向上し、平成25年度には96.1%と4.8%向上するとともに、収入未済額も、平成20年度3億2,000万あったものが、平成25年度には1億1,000万円、約3分の1ほどにまで減少いたしております。これは、先ほど同僚議員からもこの件については反対のお考えを申されておりましたが、これはやはり、知多地方滞納整理機構による職員の滞納整理能力の向上効果もあります。我が役所の税務担当者の不断の努力によるものと大いに評価できるものでございます。

一方、歳出におきましては、平成25年度に新たに実施された事業を列挙しますと、防犯・防災対策の強化、愛知県と町が合同で行った津波・地震防災訓練の実施、第5次総合計画の策定、少子化・晩婚化対策としてのみはま婚活推進室の設置、障害児母子通園体制の整備、高齢者タクシー助成事業の開始、精神障害者への医療費助成の拡大、新規就農者への支援金交付、観光施設の整備、道路、河川、農道、水路、ため池等の維持修繕や新築改良工事、小・中学校校舎・トイレ改修工事、総合公園テニスコートの張りかえ、学校給食センター調理器具の更新等、大変に厳しい財政状況が続く中ではありますが多くの新しい事業が実施されました。これらは、町が掲げるまちづくりの基本方針である安心・安全のまちづくり、健康、教育、地域の活性化の実現に向けて新たに実施された事業であり、それら事業の実績及び成果は、平成25年度主要施策の成果並びに実績報告書からも読み取ることができます。

監査委員におかれましても、平成25年度決算審査意見書におきまして、歳入歳出決算及び証拠書類を審査した結果、予算執行及び経理は適当であると認められております。また、財政の状況をあらわす指数となる経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、そして、基金の運用状況についても適正であると認められております。

このように、物の見方や考え方が多様化し、将来ビジョンを見きわめることが難しい時代にもかかわらず着実に行政が運営されてきたことを高く評価するとともに、歳入歳出ともに適切な執行であったことをそれぞれの事業において確認することができました。

しかし、町長の決算概要の説明でもありましたとおり、税収の改革は町内事業者1社の法人税の伸びによるものであり、それは不安定なものであるということも言えます。また、地価の下落はいまだとどまっておらず、固定資産税、都市計画税は引き続き減少傾向となっておることなど、今後も自主財源の根幹である町税が大きくふえることは期待できません。国の景気対策による交付金についても今後の国の施策により変動する可能性があり、依存財源に頼った財政運営は非常に不安定であると考えます。

今後も本町の財政状況を明るくするような本格的な景気回復は望みません。これは各地方自治体同じであろうと思います。大変に厳しい状況であり、かつ、少子・高齢化、人口減少化の進行など、行政を取り巻く状況は厳しい状態が続くことは確実であります。

しかしながら、山下町長の行政運営のキーワードに住んでよかったと思えるまちづくりとありますが、10年、20年後の町民の皆さんが、ああ、美浜町に住んで本当に幸せだなと言ってもらえるような行政運営をしていただきたいと思うものでございます。

そのために、山下町長を初め職員の皆さんが、町発展のため、各事業の実施に当たりまして、なお一層誠心誠意、御尽力、御努力なされることを強く希望し、決算認定の賛成討論といたします。

以上。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論は。反対討論でよろしいですか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

平成25年度一般会計歳入歳出決算認定において、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の弁護士報酬金であります。最高裁への上告においての着手金ということですが、町民の貴重な税金、血税がこのような形で使われるということに納得するものではなく、この平成25年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成できません。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。次は賛成討論はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第1号、平成25年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。よって、本案は、各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

ここでちょっと議長のほうが言います。ここで休憩をしたいと思っております。再開を10時半といたします。

以上でございます。

〔午前10時10分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6 認定第2号 平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第6、認定第2号、平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号、平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号、平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号、平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、3議案全て全員賛成により認定することと決しました。

なお、認定第2号の審査過程において、25年度決算は黒字で問題はないが、今後はどのように進展していくのかという問いがあり、国からの補助金を全部返済しないといけないと思っていましたが、3,700万円で済んだということで、今後よほどのことがない限り、5年ぐらいは何とか値上げせんでいけると答弁がありました。

また、認定第4号の審査過程においては、介護保険特定高齢者施策事業というのは何かとの問いに担当から、介護保険に移行する前の段階で予防するというもので、地域社会における全体的な高齢者の健康を底上げするという意味で実施しているとの答弁がありました。

なお、認定第3号については、質疑はありませんでした。

討論については、3議案とも全てありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

認定第2号、平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、町民に選ばれた1人の議員として反対の立場で討論します。

私ども日本共産党は今まで国保会計には賛成してきましたが、しかし、25年度については賛成するわけにはまいません。

その内容は、25年度の国保会計、実質収支額が1億5,300万円の黒字、そして、別件で基金が9,000万円近くあります。合わせて2億4,000万円のお金があるわけです。国保会計としては、久しぶりに国保税引き下げの条件が整ったと考えます。

審議の中で担当のほうからは引き下げをできないと答弁されましたけれども、私どもからは大幅な引き下げを求めたわけではなく、少し余裕ができたのなら、町民にその余裕の一部を使って、励ましの意味で1世帯当たりの引き下げをしてほしいと考えるところであります。

この10年以上にわたり給料は減り続け、さらに年金は削られ、円安で物価は上がり、町民は厳しい生活を強いられております。国保会計において少しでも余裕があるのなら、町民を応援するためにそのお金の一部を使うべきではないでしょうか。私たちは町民の声を代弁するのがその仕事の役割でございます。町民の方からは引き下げを望む声が届けられております。そういう町民の立場に立って、25年度の国保会計に反対するものであります。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

〔「討論、賛成討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ごめんなさい。4番 千賀君、どうぞ。

○4番（千賀荘之助君）

私は、賛成の立場から討議させていただきます。

国保税、いわゆる使った金の、わかりやすくいうと25年度に集めたお金で使った金が残った。残ったといっても100万台でございます。2,000万、3,000万ではございません。それでもって国保税を引き下げよということについて、私は断固反対でございます。これはやはり安定した基金として、町民、関係者に、これは持続可能な保険として残したほうがいいものと私は理解しております。によって、賛成といたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号、平成25年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。6番 鈴木美代子君。反対討論でよろしいですね。

○6番（鈴木美代子君）

認定議案第3号、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

私は現在、文教厚生常任委員長ですが、町民に選ばれた1人の議員としてこの制度を認めるわけにはいかないと判断して反対に立ちます。

後期高齢者、若い人にはわからないという人もいます。高齢者も75歳になると、一般の健康保険から追い出されて後期高齢者医療となり、差別医療を導入されます。この制度をうば捨て山と称した国会議員がいましたが、まさにそのとおりであります。

国民年金の全国平均は一月4万9,000円と大変少なく、後期高齢者医療の保険料が大きな負担になっていることは言うまでもありません。この制度は高齢者の医療費抑制が目的であり、長寿を喜ぶ制度ではありません。国民のためのものではないとつくづく感じます。私たち日本共産党は、後期高齢者医療制度を撤廃して、お年寄りが安心して医者にかかって、そして、安心して老後を暮していける制度を時間をかけてつくるべきだと訴えています。

一昨年、私たち委員会は長野県原村を視察しました。原村では現在も、65歳以上のお年寄りの医療費は無料です。お年寄りも元気に働いています。私たちもそんな村を目指して頑張っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号、平成25年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。反対討論ですね。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

認定第4号、平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党を代表して反対の立場から討論いたします。

2000年にスタートした介護保険の基本的な考え方は、介護はそれまでの家族だけで背負うのではなく、社会的に行う、いわゆる介護の社会化でありました。ところが、もう既に相当の年数がたっておりますけれども、相も

変わらず老老介護の実態が続いております。そして、悲惨な事件もまだまだ起きております。介護していただいたおばあちゃんのほうが先に亡くなり、動けなくなったおじいちゃんが後から亡くなる、こういう話もありました。何のための介護保険かと思つづく思うところであります。介護制度はあるけど介護なしというような状況が聞こえてきます。

介護保険は、超高齢化社会の中で利用がどんどんふえ続けております。国と自治体の負担がふえない限りは、いわゆる保険者の保険料が引き上がる仕組みになっております。どうしても国の、あるいは自治体の援助が必要であります。ところが、国は介護保険の大改悪をもくろんで、今、要支援1・2の人を介護保険の対象から外し、また、介護施設に入れる方についても要介護の3以上とするとか、あるいは、利用料を所得制限を導入して2割にするとか、来年度以降、考えているようであります。このような国のやり方は、いわゆる苦しんでいる人々の立場を無視した本当に冷たい行政ではないかと考えるものであります。

誰もが年をとります。長寿をもっと喜ぶ社会にして、高齢者の皆さんが笑って暮らしていけるように、町にはぜひ頑張ってください、このことを求めて反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありませんか。賛成討論、4番 千賀君。

○4番（千賀荘之助君）

人間、生きるということは非常に大変なことだと私は思っております、常々。それぞれ立場は違いますが、ただいまのこのテーマにいたしましても、施設に入れ、介護をしてもらえる人はありがたいけれども、恐らく今からは、自宅で療養、介護、そういった形が多くなるばっかだと思っております。

そういった中にありまして、保険料の自宅で療養する場合、その辺はどうなるのかということもきちんと精査して、また、来年の3月予算で結構ですので、町当局にお願いをいたしておきます。

これだけ超高齢化が進むというと、高齢者が超高齢者の面倒を見る。そのうちに疲れてくる。そうすると、最後は何が始まるかといいますと、ちょっとしたことで殺人が始まる。それは過去の例でも変わったわけございません。人間、本当に生きるということは大変でございます。その辺の原点を強く申し上げて、私は賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第4号、平成25年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第5号 平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第7、認定第5号、平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となっております認定第5号、平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成25年度美浜町水道事業会計決算認定について、以上3件の議案については、順次、審査、採決の結果、3議案全て全員賛成により認定することに決定いたしました。

審査の過程において、認定第5号及び認定第6号の質疑はありませんでした。

認定第7号については次のような質疑がありましたので御報告します。

水道管及び蛇口等の部品の耐震化は進んでいるかとの質疑があり、河和配水池から西は野間小学校まで、東は美浜クリニック経由で知多厚生病院までの幹線ライフラインを中心に昨年度から耐震化を進めているとの答弁がありました。

なお、討論は3議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

〔「議長、ちょっと発言、いいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○5番（山本辰見君）

先ほどから採決についていろんな議案がありましたが、もう少し丁寧に確認をしてください。賛成、反対で、戻るつもりはありませんけれども、ゆっくり賛成か確認をしていただきたいと思います。

実は、先ほどの議案で賛成討論しておきながら、手を、賛成の表明をしなかったものだから。

○議長（磯部輝次君）

今からその点を一つ一つやっていくということで、順次やっていくということで。

これより認定第5号、平成25年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号、平成25年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号、平成25年度美浜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

日程第 8 発議第 6 号 「手話言語法」制定を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第 8、発議第 6 号、「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 6 号、「手話言語法」制定を求める意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 9 発議第 7 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第 9、発議第 7 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 7 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 10 発議第 8 号 国の私学助成の拡充に関する意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第 10、発議第 8 号、国の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 8 号、国の私学助成の拡充に関する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第11 発議第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第11、発議第9号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第9号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。本案は可決されました。

日程第12 請願第2号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

○議長（磯部輝次君）

日程第12、請願第2号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇]

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました請願第2号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願については、審査、採決の結果、全員賛成により採択することと決定しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより請願第2号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は採択されました。

ここで暫時休憩といたします。事務局が資料を配付します。しばらくお待ちください。

〔午前10時59分 休憩〕

〔午前11時01分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第41号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第41号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（磯部輝次君）

追加日程第1、議案第41号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

本日追加上程いたしますのは、議案第41号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

議案第41号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条において歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、補正後の予算総額を74億1,202万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の内容は、かねてより係争中の議員除名処分取り消し請求事件について、昨年9月4日付で行った最高裁判所への上告が去る9月5日に上告棄却等と決定されたことにより、当事者間の訴訟が確定いたしま

したので、控訴審判決主文に基づく平成23年4月分の報酬23万6,833円及び支払いまでの利息4万778円並びに弁護士費用5万4,082円の支払いに係る金額を計上したものでございます。

なお、相手方への報酬及び利息の支払いは、9月30日を予定しております。

また、名古屋高等裁判所の判決にありました訴訟費用の支払いにつきましては額が未定ですので、確定の連絡がありましたら必要額を補正予算として計上させていただきます。

慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第41号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はございませんか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

1つお伺いいたします。

こういう補正予算が出されたということですがけれども、この判決に対して町長はどういうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（磯部輝次君）

今、石田君の質問事項は、この補正の33万のことだけで、背景は外になります。却下します。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。3番 石田君。反対討論ですか。

○3番（石田秀夫君）

この背景といいますか、高等裁で、23万7,000円ですか、出たということですがけれども、それについて上告において4万1,000円の利息が発生してきたということです。それと弁護士報酬ということですが、私はこういうセットというのはいかなものかということは思っております。弁護士報酬に対しては認めるということとはできないのでということです。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

じゃ、ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第41号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

もう一度確認をさせていただきます。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第13 議員派遣の件について

○議長（磯部輝次君）

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙のとおりお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

ちょっと中断します。

ここで暫時休憩といたします。

〔午前11時08分 休憩〕

〔午前11時25分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の採決に当たり、討論の内容と採決が相違する例があり、これについて懲罰の可否を確認いたしました。が、該当しないと確認できましたので御報告します。

なお、今後については議会運営委員会で検討していただく予定でございます。

それでは、議事を続けます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

今後、このような出し方をさせていただくことを考えていただき、分けていただきたいという、私のほうはそれだけです。

○議長（磯部輝次君）

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙のとおりお手元に配付しました。
お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は議長に一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認め、そのように決めます。

日程第14 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（磯部輝次君）

日程第14、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を申し上げます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

平成26年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた同意第2号、美浜町教育委員会委員の任命についてを初めとする20議案のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただいたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

過日、半田警察署の石川署長とお話をする機会がございました。その際に、半田署管内での交通死亡事故の発生が依然として高水準であること、及び、美浜町内においては自転車盗の発生件数が相変わらず多いこと等に話題が及びました。

そうした中、9月2日から3日にかけて河和地区で連続空き巣盗が発生したことは、美浜町安心・安全メールサービスにおいても情報提供と注意喚起を促したところであります。

私どもは、自然災害関連の情報には非常に敏感に反応するようになったと思います。それはもちろん大切なことではありますが、ふと我が身を振り返ったとき、24時間365日、いつでもどこでも発生する可能性のある交通事故や身近な窃盗事件には注意がやや散漫になっているのではないかと、そんな反省もしております。

足元に多く潜んでいるかもしれないこれら身近な災いに対して注意を払う、加害者はもちろん、被害者にもならない、そんな意識を持っていたいものだと思っております。

議員の皆様方におかれましても、日常の中に潜む危険に対して改めて目を向けていただきたい、安心して毎日を過ごせるよう、いま一度注意を払っていただきたい、そのように思う次第でございます。

さて、9月も後半に入り、間もなく秋の彼岸を迎えます。暑さ寒さも彼岸までと言われますが、このころを境として、秋の気配が一気に感じられるのではないのでしょうか。

爽やかな気候の中、各地区の運動会等の行事、催しが多く行われ、また、収穫の喜びを感じられるこの季節を、楽しく笑顔で過ごしたいものだと思っております。

議員の皆様方には、この実りの季節を存分に楽しみつつ、それぞれのお立場にて一層御活躍されますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

これにて平成26年第3回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前11時30分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月17日

美浜町議会

議長 磯部輝次

議員 鈴木美代子

議員 杉浦剛